

令和4年度 包括外部監査の結果に関する報告書

子ども・子育て支援施策に
関する財務事務の執行について

令和5年3月

横須賀市包括外部監査人
公認会計士 細野 和寿

目次

第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 監査する事件（監査テーマ）	1
(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由	1
(3) 外部監査対象年度	2
3. 外部監査実施期間	2
4. 包括外部監査人補助者	2
5. 利害関係	2
第2章 横須賀市の現状及び対策	3
1. 横須賀市の人口推移、少子化の進行状況	3
(1) 横須賀市の人口推移	3
(2) 少子化の進行状況	3
2. 少子化問題	4
(1) 少子化の背景	4
(2) 少子化の影響	5
(3) 国による少子化の対策	6
3. 横須賀市の子ども・子育て支援施策の概要	6
(1) 第2期横須賀子ども未来プラン	6
(2) 横須賀再興プラン	9
(3) 横須賀市の子育て支援施策の独自の要素について	11
4. 横須賀市の子ども・子育て支援体制の概要	13
(1) こども育成部・こども家庭支援センターの組織図・分掌事務について	13
(2) 令和4年度(2022年度)の組織改正について	15
第3章 監査の方針及び監査対象の決定	16
1. 監査の基本的な方針	16
2. 監査対象事業の選定について	16
3. 監査要点	18
4. 監査手続	19
第4章 外部監査の結果及び意見（総論）	21
1. 全庁的な指摘・意見について	21
2. 監査の結果及び意見の一覧	25
第5章 外部監査の結果及び意見（各論）	27
I 幼保児童施設課（令和4年度民生局福祉こども部子育て支援課）	27
No1 社会福祉施設育成事業	27
No2 子ども・子育て支援給付費	31
No3 私学振興助成事業	38

No4	私立幼稚園（私学助成）施設等利用費支給事業	49
No5	認定こども園移行促進事業	53
No6	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	57
No7	病児・病後児保育事業	59
II	こども青少年給付課（令和4年度民生局こども家庭支援センターこども給付課）	69
No8	一般事務費（こども青少年給付課）	69
No9	児童手当の支給	72
No10	児童扶養手当の支給	76
No11	ひとり親等医療費助成事業	80
No12	母子家庭等自立支援事業	83
No13	特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費繰出金	87
No14	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	88
No15	養育医療給付事業	91
No16	小児慢性特定疾病医療給付事業	94
No17	小児医療費助成事業	96
No18	特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	99
III	児童相談課	110
No19	児童相談所運営事業	110
No20	一時保護所運営事業	114
No21	児童虐待防止協力体制整備事業	120
No22	児童相談所機能強化事業	123
No23	里親委託推進等事業	127
No24	児童養護施設学習支援事業	130
IV	こども家庭支援課	133
No25	療育相談センター事業	133
No26	こども家庭総合支援拠点事業	145
No27	こども家庭支援センター管理経費	151
No28	児童措置費支給	154
No29	児童家庭相談事業	161
V	保育課（令和4年度民生局福祉こども部子育て支援課）	166
No30	認可外保育施設等利用費支給事業	166
No31	地域子育て支援拠点事業	169
No32	ファミリー・サポート・センター事業	174
No33	支給認定・利用調整事業	179
No34	一時預かり事業	182
No35	公立保育園の運営管理（保育課）事業	186
VI	こども育成総務課（令和4年度民生局福祉こども部子育て支援課）	189
No36	子育て基金積立金	189
No37	施設管理経費	192

No38	旧逸見保育園園舎管理事業費	198
No39	旧逸見保育園園舎管理事業費（継続事業）	198
No40	こども育成部管理経費	203
No41	公立保育園の運営管理	206
VII	こども健康課（令和4年度民生局健康部地域健康課）	210
No42	こんにちは赤ちゃん事業	210
No43	妊娠・出産包括支援事業	215
No44	特定不妊治療費助成事業	219
No45	健康福祉センター運営管理事業	222

(注) 本報告書における記載内容の留意点

1. 端数処理について

金額は原則として単位未満を切り上げ表示している。
報告書中の金額は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2. 監査の結果及び意見について

本報告書において、「監査の結果」とは、法令や条例等への遵法性から是正すべきもの、改善が必要であるが条例及び組織体制の変更等が必要なもの、事業事務の効率性や経済性の観点から特に改善を要すべきもの等の観点から検出した事項である。

また、「監査の意見」とは、不正・不当事項ではないが住民への説明責任上対応することが望ましいあるいは将来のために改善していくことが望ましいと考えられるもの、行政運営上の改善のために参考となる提言等である。

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について

(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

横須賀市は、首都圏に位置している都市の中では、早くから人口減少が表面化している。「横須賀市人口ビジョン（平成28年（2016年）3月）」によると、今後の将来予測として、県内他都市に比べて人口減少が大きく、今後、自然減による人口減少が急速に進んでいくことが予想されている。

人口減少は、経済活動の停滞などまち全体の活力の低下を招く可能性がある。自然減による人口減少を可能な限り抑制していくためには、出生率を上昇させ、少子化を食い止めることが重要となっている。

少子化の原因としては、未婚化や晩婚化、経済状況の低迷等の様々な要因があると言われているが、それ以外にも、核家族化などの家族形態の変化、共働き家庭の増加などの就労形態の変化、さらには地域のつながりの希薄化なども少子化の背景にあると考えられる。また、児童虐待や子どもの貧困など、対処すべき課題は、多様化、複雑化してきている。

このような状況下で、横須賀市は、少子化への取り組みや、子どもと子育て家庭を支援するための計画として、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）を計画期間とする「よこすか子育て支援計画実施計画」、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）を計画期間として青少年に関する施策を盛り込んだ「よこすか次世代育成プラン」を策定し、計画に基づき施策を推進してきた。

その後、横須賀市は、平成27年度（2015年度）にスタートした子ども・子育て支援法、延長された次世代育成支援対策推進法に基づき、青少年施策を加えた平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）を計画期間とする「横須賀子ども未来プラン」を策定した。そして、前期プランから5年経過した令和2年（2020年2月）に令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を計画期間とする「第2期 横須賀子ども未来プラン」を策定し、さらなる施策の充実を図っている。

また、横須賀市の最上位計画である「基本構想・基本計画」の実施計画として「横須賀再興プラン」（横須賀市実施計画2018-2021）では、4つの最重点施策の1つとして子育て・教育環境の再興（整備・充実）を掲げ、そこに予算を積極的に配分していくことで、子ども・子育て支援の充実に向けた取り組みを推進している。

以上のとおり、横須賀市は、子ども・子育て支援に関して様々な取り組みを推進しており、これらの取り組みは市民の関心も高いと考えられる。包括外部監査において、財務事務の執行が法令規則に準拠して適正に行われているかどうか、また、経済的・効率的かつ有効性をもって行われているかを検証する意義は高いと考えた。

横須賀市の包括外部監査では、子ども・子育て支援事業に関して、当時のこども育成部の所管事業を対象に平成 26 年度（2014 年度）に取り上げているが、前回取り上げたのが 8 年前であり、新規・拡充事業が多くあることや、前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検することは有用であるため、改めてテーマとすることに意義があると判断した。

よって、子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行を令和 4 年度の包括外部監査における特定の事件（テーマ）として選定した。

(3) 外部監査対象年度

原則として、令和 3 年度（2021 年度）とするが、必要に応じて、他の年度についても監査対象とする。

3. 外部監査実施期間

令和 4 年（2022 年）7 月 1 日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日まで

4. 包括外部監査人補助者

公認会計士	鈴木 浩	
公認会計士	米谷 直晃	
公認会計士	青木 聖太	
公認会計士	高橋 由佳	
公認会計士	石田 愛美	（戸籍姓：法月）
公認会計士	茨木 彩夏	
公認会計士	浦葉 翔太	
公認会計士試験合格者	飯島 春菜	

5. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 横須賀市の現状及び対策

1. 横須賀市の人口推移、少子化の進行状況

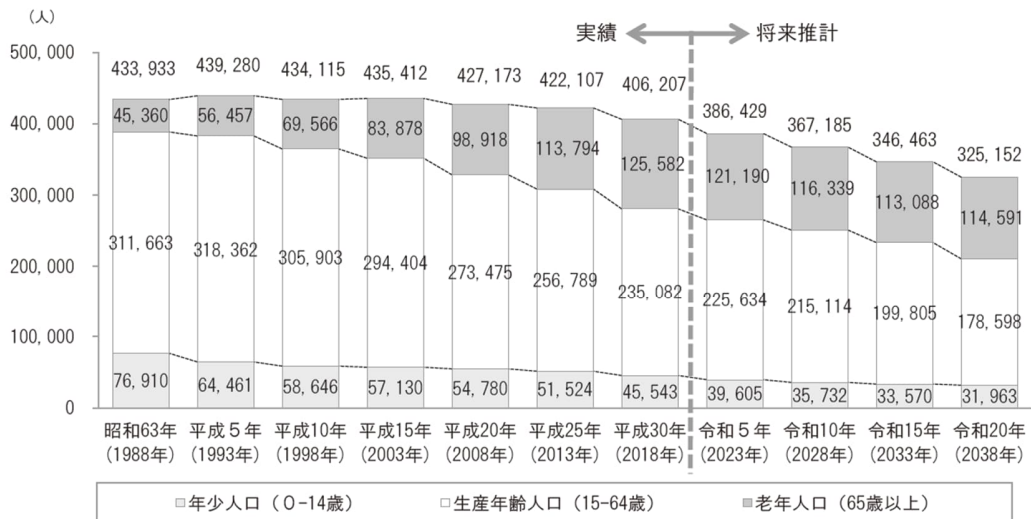
(1) 横須賀市の人口推移

横須賀市の人口は平成5年（1993年）の439,280人をピークに減少し、平成30年（2018年）では406,207人、令和4年（2022年）では381,022人¹へと、約30年間に58,258人（約13.3%）減少している。

また、「第2期横須賀子ども未来プラン 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）」によると、今後も人口減少は進行し続け、令和20年（2038年）には325,152人になると推計されている。

人口を年齢3区分別にみると以下のとおりであり、高齢化にあわせて人口減少と少子化が加速していくことが読み取れる。

図表 2-1-1 総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：昭和63年～平成10年までは10月、平成15年～平成30年は4月の住民基本台帳を基に作成
令和5年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口」（平成26年5月推計）を基に作成

（出典：第2期横須賀子ども未来プラン）

(2) 少子化の進行状況

「第2期横須賀子ども未来プラン 令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）」によると、横須賀市の出生数²は平成15（2003）年は3,661人だったのが、平成29（2017）年は2,418人に減少している。

平成29年（2017年）の横須賀市の合計特殊出生率³は1.27であり、これは全国平

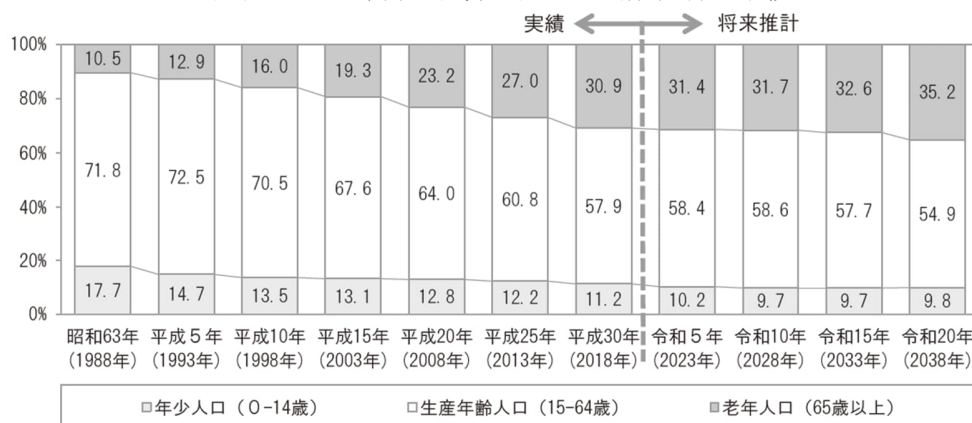
¹ 平成5年（1993年）の人口は10月、平成30年（2018年）の人口は4月、令和4年（2022年）の人口は8月の住民基本台帳を参照

² 出生数とは、1年間に生まれた子どもの数である。

³ 合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものである。

均の 1.43 と比較すると 0.16 ポイント、また、人口維持に必要とされる水準である 2.07⁴ と比較すると 0.80 ポイント足りていない。

図表 2-1-2 年齢 3 区分別人口の構成割合の推移



資料：昭和 63 年～平成 10 年までは 10 月、平成 15 年～平成 30 年は 4 月の住民基本台帳を基に作成
令和 5 年以降は横須賀市都市政策研究所「横須賀市の将来推計人口」（平成 26 年 5 月推計）を基に作成

（出典：第 2 期横須賀子ども未来プラン）

このことから、全国平均と比較し、早いペースで少子化が進行することが予測される。

2. 少子化問題

(1) 少子化の背景

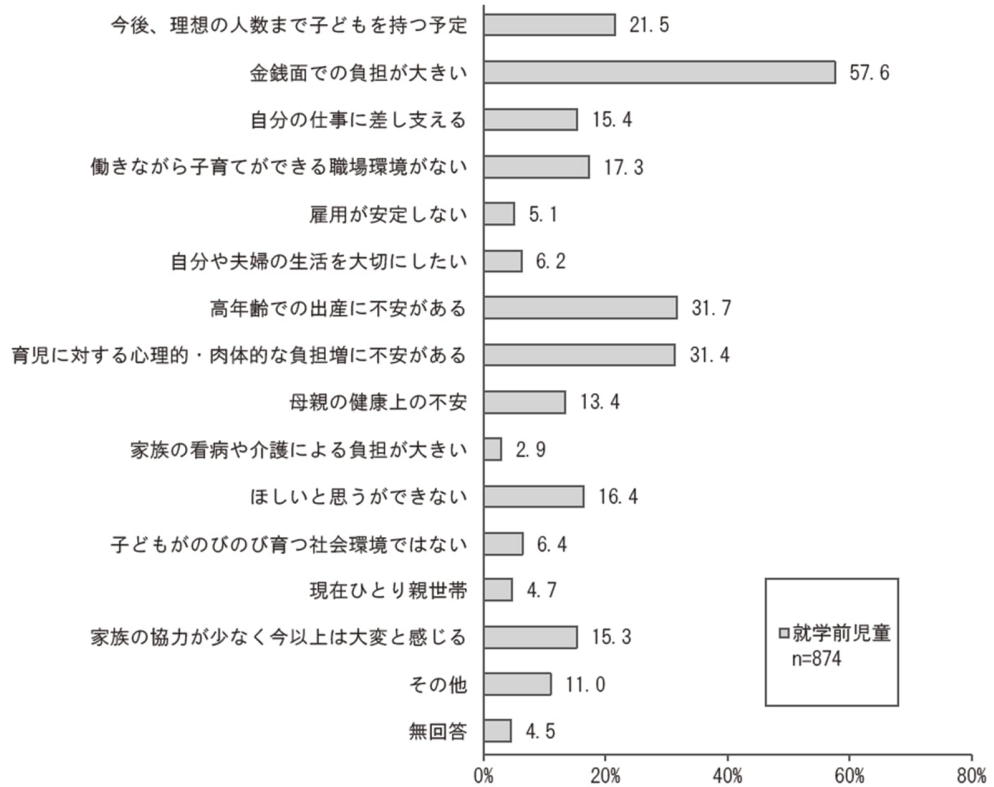
少子化が進行した要因の 1 つとして、経済的に不安定な若者の増大や女性の就業率の高まりなどを背景とした未婚化や晩婚化の進行が挙げられる。未婚化や晩婚化により、結婚や出産の機会が減少したことなどが少子化の要因であると考えられる。

また、横須賀市が平成 30 年度（2018 年度）に実施した「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」では、理想的な子どもの人数を 1 人と回答したのは 2.6% であるが、実際の子どもの人数が 1 人と回答したのは 27.7% であった。理想的な子どもの人数を 3 人と回答したのは 41.0% であるが、実際の子どもの人数が 3 人と回答したのは 15.2% と、理想よりも実際の子どもの人数が少ない。

その理由として、金銭的負担、高齢出産、心理的・肉体的な負担増が挙げられている。

⁴ 内閣府の経済財政諮問会議「選択する未来」委員会

図表 2-2-1 現在の人数が少ない理由【複数選択可】（就学前児童）



資料：「横須賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査」（平成 30 年度）

（出典：第 2 期横須賀こども未来プラン）

(2) 少子化の影響

厚生労働省の「少子化の影響と主な対策に関する整理」（平成 14 年 6 月 14 日開催の少子化社会を考える懇談会（第 3 回）の資料 1）によると、少子化による具体的なマイナス面の影響として以下があげられている。

- 生産年齢人口の減少と、短時間勤務を希望することの多い高齢者の割合の増加により、労働力供給の減少をもたらすおそれがあること。
- 労働力の制約と、一般の貯蓄を取り崩すと考えられる退職者の割合の増加に伴う貯蓄率の低下と相まって投資を抑制し、労働生産性の上昇を抑制する要因になること。
- 高齢化の進展により、年金等社会保障の分野において、現役世代の負担が増大すること。現状のまま推移した場合には、手取り所得は減少に転じるという厳しい予測もある。
- 単身者や子どものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位である家族の形態も大きく変化するとともに多様化すること。単身高齢者の増加は、介護その他の社会的扶養の必要性を高める。
- 子ども同士の交流の機会の減少や過保護化などにより、子どもの社会性が育まれ

- にくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念されること。
- 過疎化がさらに進行し、現行の地方行政の体制のままでは、市町村によっては住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になると懸念されること。

このように、少子化は多岐にわたり影響を及ぼすことが懸念される。そのため、横須賀市においても進行する少子化を少しでも食い止める必要がある。

(3) 国による少子化の対策

日本では、平成元年（1989年）に合計特殊出生率が1.57人となった「1.57ショック」を契機として、少子化社会への対応が重要な政策課題として位置づけられるようになった。その後、エンゼルプランの策定（平成6年（1994年））、少子化社会対策基本法の制定（平成15年（2003年））と長期間にわたり少子化社会の対策を講じてきた。

令和2年（2020年）5月29日に「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。「少子化社会対策大綱」とは少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針であり、平成16年（2004年）、平成22年（2010年）、平成27年（2015年）に続く第4次の大綱である。国の施策は、この「少子化社会対策大綱」に基づき推進されており、具体的には以下のようなものがある。

- 保育の受け皿の整備
「新子育て安心プラン」に基づき、令和6年度（2024年度）末までに待機児童解消を図り、女性就業率8割に対応できるように、約14万人分の保育の受け皿を確保する
- 児童手当の支給
中学校修了までの児童を対象として児童手当を支給する
- 幼児教育・保育の無償化
令和元年（2019年）10月より実施している、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する
- 不妊治療に係る経済的負担の軽減等
高額の医療費がかかる不妊治療に要する費用に対する助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充する

3. 横須賀市の子ども・子育て支援施策の概要

(1) 第2期横須賀子ども未来プラン

横須賀市は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、「全ての子どもに良質な育成環境を保証することや、子育て家庭が子育ての安心感や充足感を得られるような環境づくりを進め、子どもの健やかな成長を地域で育むまち横須賀を目指します。」という基本理念をもとに、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までを計画期間とする「横須賀子ども未来プラン」を平成27年度（2015年度）に策定した。

その後、令和2年度（2020年度）に、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を計画期間とした「第2期横須賀子ども未来プラン」を策定した。

「第 2 期横須賀子ども未来プラン」は子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に規定する「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、青少年に関する施策を併せ持った内容となっており、プランの対象は、出生前から概ね 30 歳未満の子どもやその家庭及び青少年を対象としている。

「第 2 期横須賀子ども未来プラン」では、「子どもの健やかな成長を地域で育むまち横須賀」をプランの方向性とし、7 つの大柱と、合計 19 の中柱を掲げ、多様な施策・事業を展開している。

図表 2-3-1 第 2 期横須賀子ども未来プランに基づく施策体系

プランの方向性	大柱	中柱	施策
子どもの健やかな成長を地域で育むまち横須賀	1 子育て支援の推進	(1) 教育・保育環境の向上	ア 教育・保育施設等の働く環境の充実 イ 幼稚園教諭、保育士等の資質向上・人材確保 ウ 幼児教育の推進 エ 就学前教育・保育と小学校教育の連携 オ 届出保育施設の育成
		(2) 幼児期の教育・保育の充実	ア 保育定員の拡充 イ 認定こども園への移行推進 ウ 横須賀市公立保育園再編実施計画の推進 エ 地域型保育事業の充実 オ 幼稚園での預かり保育の拡充 カ 企業主導型保育所の設置支援 キ 延長保育、休日保育の推進
		(3) 家庭等における子育て支援の充実	ア 妊産婦のケア体制の充実【再掲】 イ こんには赤ちゃん訪問事業の推進【再掲】 ウ 地域子育て支援事業利用のための相談機能の充実 エ ファミリー・サポート・センターの推進 オ 一時預かり事業の拡充 カ 病児・病後児保育の充実 キ ショートステイ事業の推進 ク 育児支援家庭訪問事業の推進 ケ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実 コ 家庭教育の推進 サ 幼稚園、保育所等での家庭教育への意識啓発
	2 子育てしやすい地域・社会づくり	(1) 地域で子育てを支援する環境づくり	ア 保健、医療、福祉のネットワークづくり イ 関係部局での相談体制の充実と情報提供 ウ 地域での相談体制の充実と情報提供 エ 子育てグループ等の活動支援 オ 主任児童委員の活動支援 カ 子育て中の父親のネットワークづくり
		(2) 子育てしやすいまちづくりの推進	ア 小児医療費助成事業の推進 イ 子育てに適する市営住宅の提供 ウ 市営住宅申込みにおける義務教育世帯に係る収入基準の緩和 エ 教育・保育等に関する経済的負担の軽減 オ 防犯意識の啓発と防犯活動の推進 カ 子どもの防火防災教育の推進 キ 「すかりぶ」の取り組み
	3 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	(1) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援	ア 不妊・不育専門相談センター事業の推進 イ 特定不妊治療費助成事業等の推進 ウ 女性健康支援相談体制の推進 エ 妊産婦のケア体制の充実 オ こんには赤ちゃん訪問事業の推進 カ 保健、医療、福祉のネットワークづくり【再掲】 キ 出前型子育て相談、訪問指導、訪問相談の充実【再掲】 ク 妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供
(2) 子どもと家庭の健康づくり			ア 妊産婦健康診査の推進 イ 乳幼児健康診査の推進 ウ かかりつけ医・薬局の確保 エ 予防接種の推進 オ 乳児事故予防教室の実施 カ 救急医療の充実 キ むし菌及び歯周疾患予防の推進 ク 妊婦の喫煙と受動喫煙の予防啓発 ケ 幼児期における食育の推進 コ ビロリ菌対策事業

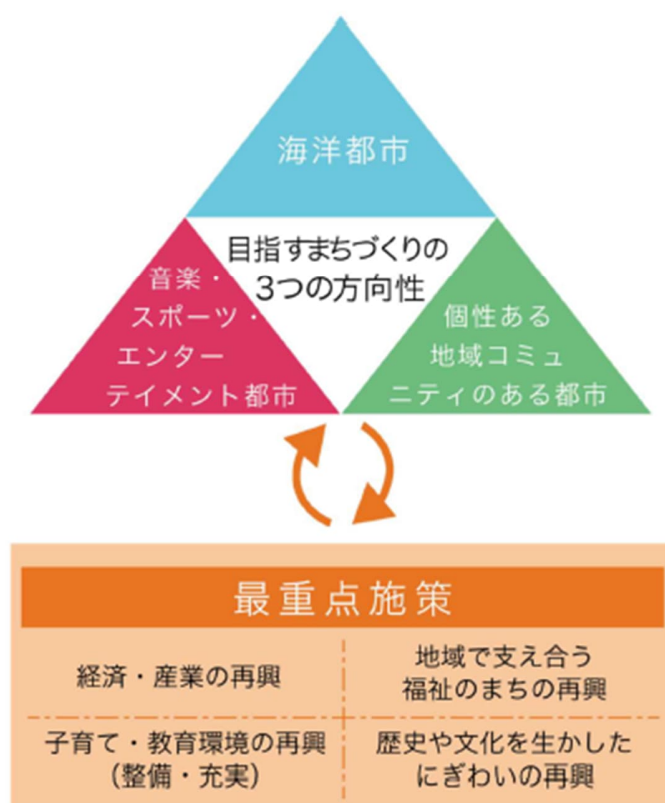
プランの方向性	大柱	中柱	施策
子どもの健やかな成長を地域で育むまち横須賀	4 子どもと青少年が心身ともに健やかに成長するための環境づくり	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の推進	ア 地域資源や外部人材等を活用した指導の推進 イ 体験学習、交流活動の機会の充実 ウ 芸術鑑賞教育の実施 エ ホームタウンチーム活動推進事業 オ 子どもの生活リズムの確立 カ 思春期の健康づくりの推進 キ 多様な性の理解推進 ク 健康教育の推進 ケ 体力づくりの推進 コ 学校における食育の推進 サ 学習支援員の配置 シ 就学前教育・保育と小学校教育の連携【再掲】 ス 社会的居場所づくり支援事業の充実 セ 関係部局での相談体制の充実と情報提供【再掲】 ソ 地域での相談体制の充実と情報提供【再掲】
		(2) 放課後児童の居場所の充実	ア 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実 イ 放課後子ども教室の充実 ウ 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の推進 エ 放課後児童クラブの公設化の検討 オ 既存施設の活用推進
		(3) 子どもと青少年の多様な体験、社会参加、キャリアアップの促進	ア 青少年関係団体の活動支援の推進 イ 若い世代のリーダー養成の充実 ウ 若者の就労促進 エ 学校外での多様な体験の推進 オ 明日の文化の担い手の育成
		(4) 青少年を取り巻く環境の健全化	ア 社会環境健全化活動の推進 イ 青少年を取り巻く環境の健全化に関する意識啓発
	5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた環境づくり	ア 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけた事業主に対する広報、啓発、情報提供 イ 多様な保育サービスの充実 ウ 企業主導型保育所の設置支援【再掲】
		(2) 仕事と子育ての調和した家庭づくりに向けた啓発	ア 固定的な性別役割意識を超えてともに協力し、子どもを育てることの意義に関する学習の機会の提供 イ 妊娠、出産、子育てに関する学習機会の提供【3-(1)-クの再掲】
	6 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実	(1) 児童虐待防止対策の充実	ア 児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応 イ 特定妊婦等への支援 ウ 妊産婦のケア体制の充実【再掲】 エ こんには赤ちゃん訪問事業の推進【再掲】 オ 育児支援家庭訪問事業の推進【再掲】 カ 子どもの人権に関する意識啓発、学習機会の充実
		(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	ア ひとり親家庭等の就業支援 イ ひとり親家庭等の子育て・生活支援 ウ ひとり親家庭等の養育費確保支援 エ ひとり親家庭等の経済的支援
		(3) 障害児施策の推進	ア 経過健診（フォローアップ教室）の充実 イ 療育相談センターの充実 ウ 障害福祉サービスと地域生活支援事業の整備 エ 障害の多様化に伴う教育的ニーズに対応した支援 オ 障害児入所施設の確保
		(4) 社会的養護体制の充実	ア 児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応【再掲】 イ 家庭養護の充実 ウ 児童養護施設等の充実 エ 家庭での養育支援の推進 オ 子どもの自立支援の推進 カ 社会的養護にかかわる職員の資質の向上 キ 子どもの権利擁護の推進
	7 子どもの貧困対策	(1) 経済・生活の支援	ア 子育て家庭への経済的支援 イ ひとり親家庭等の就業支援【再掲】 ウ ひとり親家庭等の子育て・生活支援【再掲】 エ ひとり親家庭等の養育費確保支援【再掲】 オ ひとり親家庭等の経済的支援【再掲】 カ 子どものライフステージに応じた支援
		(2) 教育の支援	ア 社会的居場所づくり支援事業の充実【再掲】 イ 社会的養護を必要とする子どもの自立支援の充実

(出典：第2期横須賀子ども未来プランのP53～57を監査人が要約)

(2) 横須賀再興プラン

横須賀市は、市の最上位計画である総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）の実施計画としての位置づけで、「横須賀再興プラン 2018-2021」を策定した。

「横須賀再興プラン 2018-2021」では、地域経済やまちの活力の停滞感、少子化の進展・教育現場における課題の多様化、地域のつながりに対する意識の変化を大きな課題として、「誰も一人にさせないまち」の実現を目指し、まちづくりの方向性及び最重点施策を下図のように定めている。



(出典：横須賀再興プラン 2018-2021)

子ども、子育て支援施策に関しては、「子育て・教育環境の再興（整備・充実）」として、横須賀市の最重点施策の1つに位置付けられている。最重点施策に位置付けられた施策は、「緊縮財政から将来に目を向けた積極投資への転換」、「スピード感ある施策実現」などを実現していくとされており、横須賀市として予算面や政策立案の優先度等を含めて、子育て・教育環境の整備を最重視していることを示している。

「横須賀再興プラン 2018-2021」による子育て・教育環境の再興（整備・充実）の施策の方向性等は以下のようになっている。

【方向性】

市民の出産・子育ての希望をかなえ、出生数を増やしていくためには、安心して子どもを産み、育てやすい環境が必要です。保健師や助産師による切れ目のな

い継続的な支援による心理的負担の軽減、そして、すべての子どもたちに適切な医療サービスや教育の機会が提供されるよう経済的負担の軽減を図ります。併せて、保育所の定員拡充や児童の充実した放課後活動の環境整備など保護者のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策を展開します。

また、子どもたちが成長していく過程で、「教育」は大変大きな役割を担っています。学校・家庭・地域が共通の意識を持ち、相互に連携を図りながら子どもの教育に取り組むことを前提に、多様な学習機会の提供による学力の向上、教員の指導力の向上、支援や配慮を必要とする子どもたちへの適切な支援体制の整備に向けた施策を進め、教育環境の充実を図ります。

【施策】

- ・ 出産・子育て環境の充実
- ・ 子育て世代が働きやすい環境づくり
- ・ 学力向上・学習環境の充実
- ・ 横須賀の特性を生かした教育機会の提供

なお、令和4年度（2022年度）に、令和4年度（2022）から令和7年度（2025年度）を対象期間とした「横須賀再興プラン 2022-2025」が策定された。

「横須賀再興プラン 2022-2025」では、「目指すまちの3つの方向性」については「横須賀再興プラン 2018-2021」より継続し、「最重点施策」については、「未来につなぐ環境の保全・創出」が新たに加わっている。

柱1 地域で支え合う福祉のまちの再興

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現～

（総合戦略 基本目標1 人口減少に対応したまちづくりを進める）

柱2 子育て・教育環境の再興（整備・充実）

（総合戦略 基本目標2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる）

柱3 経済・産業の再興

（総合戦略 基本目標3 市内経済の活性化を図り、雇用を創出する）

柱4 歴史や文化、スポーツを生かしたにぎわいの再興

～「観光立市よこすか」の実現～

（総合戦略 基本目標4 関係人口の創出や定住を促す魅力的な都市環境をつくる）

柱5 未来につなぐ環境の保全・創出

（総合戦略 基本目標5 地球温暖化対策を進め、循環型社会を形成する）

基盤 目指すまちづくりの実現に向けた行政運営の方向性

（出典：横須賀再興プラン 2022-2025）

また、子育て・教育環境の再興（整備・充実）については、幼稚園・保育園の段階的無償化の実施などの前計画期間での実績を踏まえ、今後の方向性を以下のように定めた。

【今後の方針】

女性活躍の推進や経済的負担などから、共働き世帯が増加傾向にある中で、子育てしながら働き続けられる環境整備をさらに進めていくとともに、経済的負担のさらなる軽減を図ります。

また、これまでの学力向上の取り組みや、中学校完全給食の実施、GIGA スクール構想による1人1台端末の整備などにより充実させてきた環境基盤を積極的に活用し、民間企業とも連携して、教育施策の一層の充実を図ります。

(3) 横須賀市の子育て支援施策の独自の要素について

子ども・子育て関連の支援施策は、児童手当等の支給など法令で実施内容や実施方法が具体的に規定されている事業が多い。一方で、「第2期横須賀子ども未来プラン」や「横須賀再興プラン」に基づき、横須賀市独自に取り組んでいる事業もある。そこで、横須賀市の子ども・子育て支援施策のうち、横須賀市独自の要素を持つ事業を例示で紹介する。

<例示>

- 小児医療費助成を中学校3年生まで拡大、所得制限の撤廃
小児医療費助成制度は多くの自治体で同様の制度があるが、年齢制限や所得制限の有無が自治体によって異なっている。横須賀市では、通院にかかる医療費助成対象年齢を中学校3年生まで拡大するとともに、所得制限を撤廃している。
- 国制度より対象を拡大した幼稚園・保育園費用の無償化
現行の国制度では、0歳から2歳児の子どもの利用料について、住民税非課税世帯を無償化の対象としているが、横須賀市では年収約500万円未満相当世帯を対象とし、国制度よりも無償化の対象者を拡大している。

図表 2-3-2 幼児教育・保育の無償化の取り組み状況

年度	国の取り組み	横須賀市の取り組み
平成 26年度 (2014年度)	○幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料 6,600 円を無償化 ・第 2 子は半額、第 3 子以降は無償とする 軽減措置の所得制限を撤廃	国と同様
平成 27年度 (2015年度)	○幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯の保育料を 9,100 円から 3,000 円に引下げ	国と同様
平成 28年度 (2016年度)	○年収約 360 万円未満相当の世帯の幼稚園・ 保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第 2 子は半額、 第 3 子以降は無償化 ・ひとり親世帯においては、第 1 子は半額、 第 2 子以降は無償化	国と同様
平成 29年度 (2017年度)	○市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等 の保育料について ・第 2 子完全無償化 ○年収約 360 万円未満相当の世帯の幼稚園・ 保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置 の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子ども の負担軽減	国と同様
平成 30年度 (2018年度)	○幼稚園等の保育料について ・1号認定子どものうち、年収約 360 万円未 満相当世帯の第 1 子及び第 2 子の負担軽減	○国の取り組みに加え、年収約 360 万円未 満相当世帯の幼稚園、保育所、認定こども 園等の保育料を無償化
令和 元年度 (2019年度) (10月 から)	○幼稚園、保育所、認定こども園等 ① 3～5 歳児 無償化 ② 0～2 歳児 市町村民税非課税世帯を対象として無償 化 ○幼稚園の預かり保育 ・保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚 園に加え、利用実態に応じて、月額 11,300 円までの範囲で無償化 ○認可外保育施設等 ① 3～5 歳児 保育の必要性の認定を受けた場合、月額 37,000 円までの範囲で無償化 ② 0～2 歳児 保育の必要性があると認定された市町村 民税非課税世帯を対象として、月額 42,000 円までの範囲で無償化	○国の取り組みに加え、年収約 500 万円未 満相当世帯の 0～2 歳児の保育料を無 償化

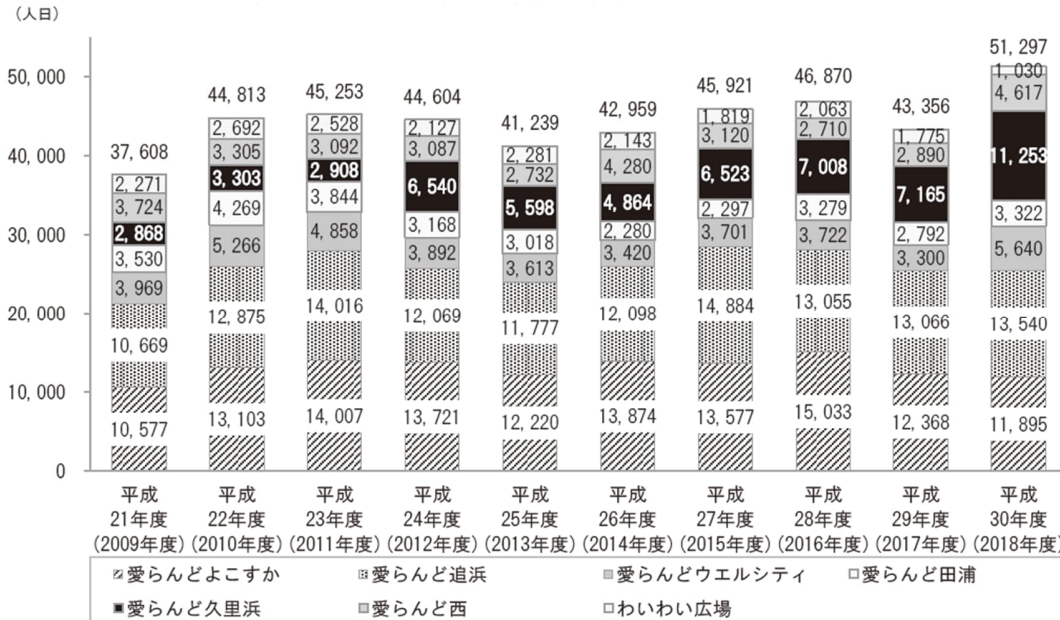
(出典：第 2 期横須賀こども未来プラン)

更には、令和 4 年 (2022 年) 4 月から、国制度よりも多子軽減を拡充し、兄弟の年齢に関わらず年長者から数えるという横須賀市独自のルールを導入することで、兄弟の年齢に関わらず第 2 子半額、第 3 子以降の保育料等を無償化した。これにより、多子世帯を経済的に支援し、安心して第 2 子、第 3 子を産み育て易い環境を整えている。

- 地域子育て支援拠点事業 (愛らんど)

国の子育て支援策として 0 歳～3 歳までの未就園児と保護者が気軽に集い、相互交流できる場 (愛らんど) を提供している。核家族化が進み、「孤育て」になりがちな子育て世帯に寄り添い、地域の身近な場所で子育てを支援している。横須賀市では、市独自の要素として保育士や子育てアドバイザーを配置し、育児についての悩み相談も可能としており、利用者も増加傾向にある。

図表 2-3-3 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）の利用状況



(出典：第2期横須賀こども未来プラン)

4. 横須賀市の子ども・子育て支援体制の概要

(1) こども育成部・こども家庭支援センターの組織図・分掌事務について

横須賀市の子ども・子育てに関する部署（令和3年度（2021年）時点）は、こども育成部及びこども家庭支援センターが担当している。

こども育成部は、こども育成総務課、こども青少年給付課、こども健康課、保育課及び幼保児童施設課から構成されている。また、こども家庭支援センターは、こども家庭支援課、児童相談課から構成されている。

横須賀市の組織上の特色として、中核市の中では珍しい児童相談所の設置団体である点があげられる。中核市に児童相談所の設置を必須とする議論はかつてあったが、現状では反対意見もあって任意とされている。中核市で児童相談所を設置している団体は、明石市、奈良市など増えてきてはいるが、未だ限られている。児童相談所を設置することで、財政上の負担がかかっているのは事実と考えられるが、そのメリットとして市が実施している子育て支援部署と、児童相談所が密接に連携することで、児童虐待の早期発見・防止等に資することなどが考えられる。

各課が担当している主な業務は以下のとおりである。

図表 2-4-1 所管課ごとの分掌事務（主な業務内容）

部	課	分掌事務（主な業務）			
こども育成部	こども育成総務課	(1) 子育て支援施策及び青少年施策に関すること			
		(2) 放課後児童クラブの設置、支援及び指導に関すること。			
		(3) 放課後子ども教室に関すること。			
		(4) 青少年及び青少年団体の育成に関すること。			
		(5) 青少年の地域活動の推進に関すること。			
		(6) 青少年施設に関すること。			
		(7) 青少年育成団体との連絡に関すること。			
		(8) 青少年の家(青少年会館に限る。)との連絡に関すること。			
		(9) はぐみかんの管理に関すること。			
		(10) こども育成部・こども家庭支援センター所管事業場職員安全衛生委員会に関すること。			
		(11) 子育て基金の管理に関すること。			
		(12) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。			
		(13) 他課の主管に属しない事務に関すること。			
	こども青少年給付課	(1) ひとり親家庭等の支援に関すること。 (2) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (3) 児童等の医療費に関すること。			
	こども健康課	(1) 母子保健(親子支援を含む。)に関すること。 (2) 児童の予防接種に関すること。 (3) 妊娠から出産後までの助成及び支援に関すること。 (4) 健康福祉センターの管理に関すること。 (5) 保健師の活動全般の総括に関すること。			
保育課	(1) 市立保育園の再編及び整備に関すること。 (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の給付認定に関すること。 (3) 教育・保育施設等入園の支援に関すること。 (4) 保育料に関すること。 (5) 教育・保育に係る人材の確保支援に関すること。 (6) 家庭的保育事業に関すること。 (7) 市立保育園の管理に関すること。 (8) 子育て支援センターの管理に関すること。 (9) ファミリー・サポート・センターの管理に関すること。 (10) 施設等利用費の支給(子ども・子育て支援法第30条の4第2号又は第3号に掲げる者に係るものに限る。)に関すること。				
	幼保児童施設課	(1) 社会福祉法人(児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。)の設立等の認可等及び指導監督に関すること。 (2) 児童福祉施設等の認可等及び指導監督に関すること。 (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等、指導及び監査等に関すること。 (4) 私立幼稚園(認定子ども園を含む。)の助成に関すること。 (5) 病児・病後児保育事業に関すること。 (6) 障害児通所支援事業者等の指定等、指導及び監査等に関すること。 (7) 施設型給付費及び地域型保育給付費の支給並びに施設等利用費等の支給(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。 (8) 児童福祉施設等(保育に関するものに限る。)との連絡に関すること。 (9) 特定教育・保育施設等との連絡に関すること。 (10) 病児・病後児保育センターに関すること。			
		こども家庭支援センター	こども家庭支援課	(1) 要保護児童対策に関すること。 (2) 障害児支援等の企画に関すること。 (3) 母子生活支援施設及び助産施設に関すること。 (4) 子育ての相談及び支援に関すること。 (5) 障害児支援の相談に関すること。 (6) こども及び青少年の相談に関すること。 (7) 女性のための相談(ドメスティック・バイオレンス等の相談に限る。)に関すること。 (8) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること。 (9) 療育相談センターに関すること。 (10) 養子縁組あっせん事業の許可に関すること。 (11) 児童扶助費等に関すること。 (12) 児童相談所との連絡に関すること。 (13) 児童福祉施設等との連絡に関すること(他部の主管に属するものを除く。) (14) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。 (15) 他課の主管に属しない事務に関すること。	
				児童相談課	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の関連事務に関すること(他部及び部内の他課の主管に属するものを除く。) (2) 重症心身障害児者の相談に関すること。 (3) 里親の登録に関すること。 (4) 特別養子縁組に関すること。 (5) 児童相談所の管理に関すること。

(出典：横須賀市 HP)

(2) 令和4年度(2022年度)の組織改正について

横須賀市は、令和4年(2022年)4月1日に一部組織の改正を行っている。

子ども・子育て支援体制に関する組織改正は、「福祉子ども部」の新設(福祉部と子ども育成部の統合)である。この組織改正は、関連する事務を一体的に行い、福祉をより一層充実させることを目的としている。

上記は組織改正前の事務分掌であり、改正前と改正後の関係を表すと以下のとおりである。

図表 2-4-2 令和4年度の組織改正の内容

改正前	改正後	組織改正の内容	改正後の分掌事務(主な業務)		
子ども育成総務課	民生局福祉子ども部 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園や子育てに関する事務を集約して行うため「子育て支援課」を新規に設置した。 ・「子ども育成総務課」及び「保育課」は、その事務を新設の「子育て支援課」に移管し、廃止した。 ・「幼保児童施設課」で行っている、児童福祉施設等の指導監査等に関する事務を「指導監査課」に、私立保育所及び幼稚園等への助成や病児・病後児保育事業等に関する事務を新設した「子育て支援課」にそれぞれ移管し、「幼保児童施設課」は廃止された。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 子育て支援施策及び青少年施策に関すること。 (2) 市立保育園及びこども園の再編及び整備に関すること。 (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の給付認定に関すること。 (4) 教育・保育施設等入園の支援に関すること。 (5) 保育料及び給食費に関すること。 (6) 教育・保育に係る人材の確保支援に関すること。 (7) 家庭的保育事業に関すること。 (8) 一時預かり事業に関すること。 (9) 施設等利用費の支給に関すること。 (10) 児童福祉施設等の認可等(保育に関するものに限る。)に関すること。 (11) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関すること。 (12) 私立幼稚園(認定こども園を含む。)の助成に関すること。 (13) 病児・病後児保育事業に関すること。 (14) 施設型給付費及び地域型保育給付費の支給に関すること。 (15) 子育て基金の管理に関すること。 (16) すくすくかんの管理に関すること。 (17) 市立保育園及びこども園の管理に関すること。 (18) 子育て支援センターの管理に関すること。 (19) ファミリー・サポート・センターの管理に関すること。 (20) 児童福祉施設等(保育に関するものに限る。)との連絡に関すること。 (21) 特定教育・保育施設等との連絡に関すること。 (22) 病児・病後児保育センターに関すること。 (23) 放課後児童クラブの設置、支援及び指導に関すること。 (24) 放課後子ども教室に関すること。 (25) 青少年及び青少年団体の育成に関すること。 (26) 青少年の地域活動の推進に関すること。 (27) 青少年施設に関すること。 (28) 青少年育成団体との連絡に関すること。 (29) 青少年の家(青少年会館に限る。)との連絡に関すること。 		
保育課					
幼保児童施設課					
子ども青少年給付課	民生局子ども家庭支援センター 子ども給付課	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども青少年給付課」を「子ども育成部」から「子ども家庭支援センター」へ移管し、組織名称から担当する業務をよりわかりやすくするため、その名称を「子ども給付課」に変更した。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) ひとり親家庭等の支援に関すること。 (2) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (3) 児童等の医療費に関すること。 (4) 母子健康手帳の交付に関すること 		
子ども健康課	民生局健康部 地域健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険事業と保健事業との連携をより強化していくため、「健康保険課」を「福祉部」から「健康部」へ移管した。 ・「子ども健康課」で所管している、母子保健や保健師の活動全般の総括、健康福祉センターの管理に関する事務を新設する健康部「地域健康課」へ移管し、「子ども健康課」は廃止した。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児から高齢者までの保健福祉総合相談・支援に関すること。 (2) 母子保健(他部課の主管に属するものを除く。)に関すること。 (3) 健康福祉センターの管理に関すること。 (4) 保健師の活動全般の総括に関すること。 		

(出典：横須賀市 HP)

第3章 監査の方針及び監査対象の決定

1. 監査の基本的な方針

包括外部監査は地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することで地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めるために導入された。

包括外部監査人は、事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合规性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。また、一方で監査を行うに当たっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の観点から意見を提出することができることとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合规性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった、いわゆる3E（経済性、有効性、効率性）の視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

2. 監査対象事業の選定について

選定した監査テーマである子ども・子育て関連の施策を、令和3年度（2021年度）において所管しているのは、こども育成部（5課）及びこども家庭支援センター（2課）である。

こども育成部及びこども家庭支援センターが所管している事業は、全105事業⁵、支出決算額は合計で248億円である。限られた時間で、深度ある監査を効果的かつ効率的に行うためには監査範囲を限定する必要がある。そこで、以下の条件を設定し、監査対象事業の絞り込みを行った。

<条件① 金額基準>

支出決算額が1,000万円以上の事業を対象とする。

ただし、児童相談課の所管事業は、抽出対象が著しく少なくなるため、100万円以上の事業を対象とした。また、当初予算額が1,000万円以上あるが、支出決算額が0円の事業については、当初予算策定過程の合理性等を検討する観点から、監査対象として選定した。

<条件② 除外条件>

条件①に合致する事業でも、以下の条件（除外条件）に合致する事業は対象外とした。

除外条件	除外理由
公共施設整備等に関する事業	令和3年度（2021年度）に施設マネジメントをテーマに包括外部監査が行われており、今回はハード事業を監査対象外にするにされたため。
小学生以上を対象とした事業	今回は、少子化の原因といわれる金銭的負担、高齢出産、心理的・肉体的な負担が顕著に生じられる時期である出産前～小学校入学前までの事業にフォーカスすることにされたため。
平成30年度（2018年度）の包括外部監査でテーマとして扱った補助金に関する事業	過年度の監査テーマとの重複を避けるため。 なお、結果的に抽出した事業の中には補助金を交付している事業がいくつかあった。その場合には補助金の部分

⁵ 105の内訳は、一般会計が104事業、特別会計が1会計（事業）である。

除外条件	除外理由
	も監査手続を実施している。
ワクチン接種・健康診査など 保健衛生分野に関する事業	今回は、少子化の原因への対策事業を対象とし、保健衛生分野は監査対象外としたため。

上記の抽出条件で監査対象事業を選定した結果、全 45 事業、合計 212 億円の事業を監査対象事業として選定した。

(単位:千円)

No	事業名	所管課	支出決算額 (令和3年度)
1	社会福祉施設育成事業(保育所等)	幼保児童施設課	45,302
2	子ども・子育て支援給付費	幼保児童施設課	8,889,895
3	私学振興助成事業	幼保児童施設課	123,426
4	私立幼稚園(私学助成)施設等利用費支給事業	幼保児童施設課	569,818
5	認定こども園移行促進事業	幼保児童施設課	19,581
6	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	幼保児童施設課	29,861
7	病児・病後児保育事業	幼保児童施設課	20,982
8	一般事務費(こども青少年給付課)	こども青少年給付課	166,673
9	児童手当の支給	こども青少年給付課	4,487,695
10	児童扶養手当の支給	こども青少年給付課	1,435,244
11	ひとり親等医療費助成事業	こども青少年給付課	269,928
12	母子家庭等自立支援事業	こども青少年給付課	34,005
13	特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費繰出金	こども青少年給付課	9,296
14	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	こども青少年給付課	736,904
15	養育医療給付事業	こども青少年給付課	18,450
16	小児慢性特定疾病医療給付事業	こども青少年給付課	75,393
17	小児医療費助成事業	こども青少年給付課	1,141,497
18	特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	こども青少年給付課	31,942
19	児童相談所運営事業	児童相談課	22,421
20	一時保護所運営事業	児童相談課	103,881
21	児童虐待防止協力体制整備事業	児童相談課	4,260
22	児童相談所機能強化対策事業	児童相談課	4,643
23	里親委託推進等事業	児童相談課	4,751
24	児童養護施設学習支援事業	児童相談課	2,059
25	療育相談センター事業	こども家庭支援課	456,211
26	こども家庭総合支援拠点事業	こども家庭支援課	25,711
27	こども家庭支援センター管理経費	こども家庭支援課	38,467
28	児童措置費支給	こども家庭支援課	1,125,711
29	児童家庭相談事業	こども家庭支援課	12,117
30	認可外保育施設等利用費支給事業	保育課	103,612
31	地域子育て支援拠点事業	保育課	80,073
32	ファミリー・サポート・センター事業	保育課	12,432
33	支給認定・利用調整事業	保育課	16,050
34	一時預かり事業	保育課	14,427
35	公立保育園の運営管理(保育課)	保育課	388,217
36	子育て基金積立金	こども育成総務課	152,527
37	施設管理経費	こども育成総務課	76,144
38	旧逸見保育園園舎管理事業費	こども育成総務課	35,402
39	旧逸見保育園園舎管理事業費(継続事業)	こども育成総務課	0
40	こども育成部管理経費	こども育成総務課	122,963
41	公立保育園の運営管理(こども育成総務課)	こども育成総務課	104,101
42	こんにちは赤ちゃん事業	こども健康課	13,712
43	妊娠・出産包括支援事業	こども健康課	15,686
44	特定不妊治療費助成事業	こども健康課	111,602
45	健康福祉センター運営管理事業	こども健康課	28,454
	合計		21,181,502

(出典:横須賀市提供資料を基に監査人作成。)

3. 監査要点

監査を実施するうえで、合規性及び3E（経済性、有効性、効率性）の観点から、監査要点を以下のように設定した。

① 合規性

各種規定等に準拠して業務を実施しているか。

(例示)

- ・ 予算や決算数値が正しく作成されているか。
- ・ 事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・ 契約は財務規則等に沿って行われているか。
- ・ 契約相手先選定の基準は明確か。
- ・ 備品や公有財産の管理は規則に沿って適切に行われているか。
- ・ 現金管理は適切に行われているか。
- ・ 補助金等の交付にかかる事務手続は法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- ・ 補助金等が補助対象外の事業または経費に充当されていないか。
- ・ 補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適切か。また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 指定管理者の選定は妥当か。
- ・ 指定管理者の実施する業務は協定書・仕様書等に照らし適切か。
- ・ 指定管理者に対する市のモニタリングは適切か。
- ・ 結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・ その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

② 事業の有効性

目的に見合った成果が現れているか。

(例示)

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合い、反省点は具体的に評価・分析されているか。また、評価・分析結果は次年度以降の予算編成等に活用されているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず漫然と支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず、事業内容が見直されることもなく、漫然と支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国または県の支出金等がある事業についても、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

③ 事業の経済性、効率性

無駄な支出になっていないか、より少ない資源で成果を出しているか、財源確保に努めて

いるか。

(例示)

- ・事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・本来市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担していないか。
- ・契約事務において相見積もりを実施するなど、契約金額の低減努力がなされているか。
- ・事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
- ・他の事業との重複はないか。
- ・年度末に不必要な予算消化をしていないか。
- ・費用対効果を勘案のうえ事業を実施しているか。
- ・手当、助成金等の過払金（未収金）の回収は適切に行われているか。
- ・受益者負担の見直しの必要性はないか。

4. 監査手続

前述「3. 監査要点」に記載した監査要点を検討するために実施した監査手続は以下のとおりである。

- ①監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧するとともに、これらの資料について、事業を所管する部署にヒアリングを行い、事業の概要を把握した。
- ②支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等との整合性・合规性、及び、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検討した。
- ③貸付金及び過払金（未収金）などの債権の回収業務の合理性を検討するため、関係資料の閲覧、質問等を実施した。
- ④法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合规性を検討した。
- ⑤事業の実施報告書、議事録及び利用者アンケート等の関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検討を実施した。
- ⑥事業の成果指標の有無、達成状況及び改善施策を、担当者への質問、関連書類の閲覧等により検討した。また、成果指標ではない利用件数などのアウトプットについても、利用件数の推移状況等を把握し、利用者数等の改善施策等について、担当者への質問等により検討した。
- ⑦市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるような内部統制が構築されているかという視点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑧委託業務の契約相手先、補助金等の交付相手先、指定管理者の会計記録・業務実施報告書等を適時閲覧・精査し、委託契約書、補助金要綱、協定書等との整合性を確認した。
- ⑨子育て支援施設等に対して往査し、市の現場職員、委託先、指定管理者の担当者への質問、施設（建物・設備）の状況や業務実施状況の観察、現場にある書類の閲覧等を実施し、施設や事業の実施状況等を把握した。
- ⑩実施可能な事業の場合、コストの施設間比較等を行い、事業の経済性や効率性を検討した。
- ⑪検出事項（結果・意見）を発見した場合には、氷山の一角の可能性もあるため、必要に応じて他に同様の事象が起きていないか、市の全庁的な内部統制に問題点がないかも検討した。

⑫今回の監査対象事業について、平成 26 年度（2014 年度）の包括外部監査で指摘・意見がある場合は、当時の横須賀市の措置状況とその後の改善状況を検討した。

第4章 外部監査の結果及び意見（総論）

1. 全庁的な指摘・意見について

全部で45ある監査対象事業を監査した内容（各論）については、第5章で詳述する。ここでは、総論として、個別事業の監査をした中で気づいた全庁的な問題点（結果・意見）を記載する。

【結果1】 フロン排出抑制法に基づく定期点検義務の確認と、再発防止策の検討

（現状と課題）

フロン排出抑制法（平成27年（2015年）4月1日より施行）で求められる空調設備の定期点検義務について、横須賀市の子育て支援施設である「はぐくみかん」において、法施行日から調査時点（令和4年（2022年）9月）まで果たされておらず、法令違反の状態にあったことが判明した。事案の詳細はNo37 施設管理経費事業の4. 監査の結果及び意見の「結果9」（194頁）を参照されたい。

本事案の原因は、法令の制定・改正があったにもかかわらず、所管課がそれを認識していなかったことにある。

所管課に対する指摘（結果）は、No37 施設管理経費事業の4. 監査の結果及び意見で記載しているが、監査人は、本事案は所管課だけの問題ではなく、全庁的な問題点があると考えたため、総論で記載することとした。

（結果）

- ① フロン排出抑制法に基づく定期点検義務のある空調設備は他の公共施設にもあると考えられるため、はぐくみかんと同じことが起きていないか、横須賀市において全庁的に確認し、法令違反の状況があれば早急に対応することが必要である。

公共施設の点検などの維持管理は基本的には施設所管課に任せられており、全庁的に所管している課は無いと伺っている。本事案について確認するのは施設所管課になると考えられるが、横須賀市が所有する公共施設は多数あるため、漏れが無いように、全庁的な確認を取り仕切る課を横須賀市において決定することが望ましい。

- ② 一般論ではあるが、法令順守のためには、重要な法令の制定・改正が生じた場合の情報収集ルートを明確にし、また法令の制定・改正にかかる影響の検討を実施し、その検討結果を文書化することが重要である。横須賀市においては、法令の制定・改正の情報収集及び対応は基本的には各所管課に任せている。本事案を踏まえ、仕組みに課題がなかったかを分析し、再発防止策を検討することが望ましい。

【結果2】過去の監査結果・意見及び措置状況の庁内における引継ぎ

(現状と課題)

今回の監査において、当時のこども育成部の所管事業を対象に平成26年度(2014年度)に行った監査の結果や意見に対する横須賀市の措置状況についても点検した。

その結果、当時の監査人の結果・意見及び横須賀市の措置状況が、課内で共有されず、人事異動等により引き継がれることなく未改善のまま放置されていたケース

(No18 特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費)や、横須賀市の措置を1年間だけ実施したが、その後は元に戻ってしまっていたケース(No25 療育相談センター事業)、所管は検討したと主張しているが現状維持の理由などが記録に残っていないケース(No1 社会福祉施設育成事業)が発見された。

人事異動等がある中で、過去の包括外部監査の指摘が引き継がれていないことや、包括外部監査の指摘を受けて横須賀市が措置した事項が継続的に実施されていないことなどが課題である。

(結果)

第3章1. 監査の基本的な方針に記載した包括外部監査制度の趣旨を鑑みると、監査人の結果・意見と、市の措置状況については庁内で共有するとともに、人事異動等があっても後任者に引き継いでいく体制を構築していくべきである。その際、何らかの理由で対応できない場合には、その理由を記録に残すことが重要と考える。

【意見1】成果指標の設定と事業の見直し

(現状と課題)

今回の監査では、事業の有効性を検討する観点から、各事業においてKPI(重要業績評価指標)等の成果指標が適切に設定されているかを検討した。適切な成果指標を設定することで、例えば目標が未達成に終わった場合に課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになることが期待される。また、例えば予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながることも期待される。

検討の結果、No3 私学振興助成事業のように成果指標が設定されているが改善の余地のある事業、No31 地域子育て支援拠点事業やNo32 ファミリー・サポート・センター事業のようにそもそも成果指標の設定が無いため意見とした事業が検出されている。

横須賀市としても、適切な成果指標を設定することを各課に推奨していると伺っているが、今回の監査を通じて、改めて全庁的な課題であると感じたため、総論で意見として記載することとした。

(意見)

成果指標の重要性に鑑み、今回、個別に意見を記載した事業以外でも、適切な成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しが行われているかについて、全庁的に検討を実施することが望ましい。

【意見2】設備の修理用備品の確保の必要性の検討

(現状と課題)

No37 施設管理経費事業の監査の中で、児童相談所の一時保護施設の天井埋め込み型の業務用エアコン（空調設備）の故障の修理について、修理用備品の保管期限切れで入手できないことにより、修理に高額な費用を要することが分かっている。この事案の詳細はNo37の意見44（195頁）を参照されたいが、本事案には監査要点の1つである経済性の観点から、全庁的に共有すべき問題があると監査人が判断したため、意見を総論で述べることとする。

現在、横須賀市では、公共施設の保全の仕方を、故障してから直すという「事後保全」から、点検・診断を定期的実施し、壊れる前に直すという「予防保全」に変更していこうとしている。

令和3年度（2021年度）に施設マネジメントをテーマに包括外部監査を実施しているため、詳細はここでは割愛するが、保全の仕方を事後保全から予防保全に変更することで、一般的にはライフサイクルコスト⁶が縮減すると言われている。しかし、設備の修理用備品が入手できない場合、本事案では、事後保全から予防保全に変更したとしても高額な修理費用が発生してしまう場合があることを示唆している。

(意見)

今回した故障した空調設備の耐用年数は、横須賀市公共施設保全計画の表2-4に記載の耐用年数⁷によると、20年である。耐用年数（20年）がメーカーによる修理用備品の保管年数（10年）を超える設備であり、実際には15年目で故障していた。

設備は、一般的には耐用年数に近づくにつれて故障が多くなると言われている。特に、今回のように、耐用年数がメーカーによる修理用備品の保管年数より長い場合には、故障時の修理用備品をどのように確保するかについて、費用対効果も勘案し、検討することが望ましい。

今回の児童相談所の一時保護施設における空調設備の故障を教訓に、他の公共施設においても、以下の検討をすることが望ましい。

- ① 修理用備品の確保状況を確認する。
- ② 修理用備品を確保していない公共施設においては、経済性の観点から、修理用部品を確保した場合と、現状維持（修理用備品を確保しない場合）の費用を比較検討する。
- ③ 修理用部品を確保したほうが経済的（すなわち費用負担が少ない）と見込まれる場合には、修理用部品の確保に動くべきである。

⁶ ライフサイクルコスト：施設等の設計費や建築・建設だけでなく、維持、管理運営、改修、解体処分に至るまでに必要な総経費をいう。

⁷ 横須賀市公共施設保全計画の表2-4の出所は、「平成31年版建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修・一般財団法人建築保全センター編集）」である。

また、公共施設の保守などの維持管理は基本的には施設所管課に任せられており、全庁的に所管している課は無いと伺っている。本事案について確認・検討するのは施設所管課になると考えられるが、横須賀市が所有する公共施設は多数あるため、全庁的な確認を取り仕切る課を横須賀市において決定することが望ましい。

なお、今回の事案は空調設備の故障であるが、他の電気設備（受変電設備、昇降機など）や機械設備（熱源設備など）においても、同様の観点から検討することが望ましい。

2. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。結果が10項目、意見が48項目あり、合わせて58項目である。結果及び意見の定義については、目次の次頁に記載の「本報告書における記載内容の留意点」を参照されたい。

事業名		監査の結果及び意見		頁	
総論					
総論（全庁的な課題）	結果	1	フロン排出抑制法に基づく定期点検義務の確認と、再発防止策の検討	21	
	結果	2	過去の監査結果・意見及び措置状況の庁内における引継ぎ	22	
	意見	1	成果指標の設定と事業の見直し	22	
	意見	2	設備の修理用備品の確保の必要性の検討	23	
I 幼保児童施設課					
No1	社会福祉施設育成事業	意見	3	包括外部監査の意見の検討過程及び検討結果の記録	29
No2	子ども・子育て支援給付費	意見	4	保育・教育施設からの給付費申請システムの導入	36
No3	私学振興助成事業	意見	5	成果指標の設定	45
		意見	6	規則及び要綱遵守の確認	46
		意見	7	決算書の確認	47
		意見	8	神奈川県私立幼稚園教育研究三浦半島地区大会の開催主管に係る増額分	48
No4	私立幼稚園（私学助成）施設等利用費支給事業	意見	9	子ども・子育て支援新制度電子システムのログ管理	52
		意見	10	施設からの園児名簿提出方法	52
No5	認定こども園移行促進事業			—	
No6	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業			—	
No7	病児・病後児保育事業	意見	11	指定管理者の決算書の内容確認	63
		意見	12	病児・病後児保育施設のキャパシティ	64
		意見	13	病児・病後児保育センターのキャンセルポリシー	66
		意見	14	訪問型病児・病後児保育利用助成額	66
		意見	15	うわまち病院病児・病後児保育センターの耐震化	67
II こども青少年給付課					
No8	一般事務費（こども青少年給付課）			—	
No9	児童手当の支給	意見	16	申請用タブレット端末と福祉システムとの連携	75
No10	児童扶養手当の支給	意見	17	申請用タブレット端末と福祉システムとの連携	78
		意見	18	過払金管理とシステム導入の検討	79
No11	ひとり親等医療費助成事業	意見	19	過払金管理	82
		意見	20	助成対象項目の複雑さによる業務の属人化	82
No12	母子家庭等自立支援事業			—	
No13	特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費繰出金			—	
No14	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費			—	
No15	養育医療給付事業			—	
No16	小児慢性特定疾病医療給付事業			—	
No17	小児医療費助成事業	意見	21	助成対象項目の複雑さによる業務の属人化	98
No18	特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	結果	3	貸付対象の誤解	102
		結果	4	貸付条件のシステム登録時のダブルチェック	102
		結果	5	平成26年度（2014年度）の監査指摘や意見の担当部内での認識	103
		意見	22	貸付金の審査基準へのマニュアル反映について（一部、平成26年度（2014年度）意見事項）	103
		意見	23	債権回収事務の一元化について（平成26年度（2014年度）意見事項）	104
		意見	24	債権管理システムの活用について（平成26年度（2014年度）意見事項）	104
		意見	25	貸付金の返済期間について（平成26年度（2014年度）意見事項）	105

事業名		監査の結果及び意見		頁	
Ⅲ 児童相談課					
No19	児童相談所運営事業	意見	26	児童虐待防止の啓発	112
No20	一時保護所運営事業	意見	27	給食業者の選定	117
		意見	28	一時保護所運営にかかわる寄附（物品）の募集	118
		意見	29	会計年度任用職員の待遇	119
				—	
No21	児童虐待防止協力体制整備事業			—	
No22	児童相談所機能強化対策事業	意見	30	専門家との契約の締結	125
		意見	31	専門員の任期	126
No23	里親委託推進等事業			—	
No24	児童養護施設学習支援事業	意見	32	学習講師の勤務実態の確認	132
Ⅳ こども家庭支援課					
No25	療育相談センター事業	結果	6	指定管理者の支出内容の検討	138
		結果	7	療育センターに貸与している備品管理の徹底	140
		意見	33	横須賀市療育相談センターの第3期の指定管理者の選定手続き	141
No26	こども家庭総合支援拠点事業			—	
No27	こども家庭支援センター管理経費			—	
No28	児童措置費支給	意見	34	児童措置費の前払い（進学時の制服代等）	158
		意見	35	児童措置費のチェック作業の効率化	159
		意見	36	児童措置費負担金の未収金の回収努力	160
No29	児童家庭相談事業			—	
Ⅴ 保育課					
No30	認可外保育施設等利用費支給事業			—	
No31	地域子育て支援拠点事業	結果	8	業務委託契約で提出が求められる収支報告書の提出漏れ	171
		意見	37	業務委託契約で提出が求められる書類の確認	171
		意見	38	web会議システムを活用	172
		意見	39	成果指標の設定	172
No32	ファミリー・サポート・センター事業	意見	40	事故対応マニュアル	177
		意見	41	成果指標の設定	177
No33	支給認定・利用調整事業			—	
No34	一時預かり事業	意見	42	領収書の管理	185
No35	公立保育園の運営管理（保育課）事業	意見	43	船越保育園のボイラー室	188
Ⅵ こども育成総務課					
No36	子育て基金積立金			—	
No37	施設管理経費	結果	9	フロン排出抑制法の未遵守	194
		意見	44	業務用エアコンの故障に伴う対応	195
No38	旧逸見保育園園舎管理事業費	意見	45	補助金交付申請の事前確認	202
No39	旧逸見保育園園舎管理事業費（継続事業）			—	
No40	こども育成部管理経費			—	
No41	公立保育園の運営管理（こども育成総務課）	意見	46	給食材料業者の比較検討	208
Ⅶ こども健康課					
No42	こんにちは赤ちゃん事業	結果	10	会計年度任用職員の超過勤務代の未払	213
		意見	47	会計年度任用職員の給与水準の見直し	214
		意見	48	横須賀市助産師会への補助金金額の根拠	214
No43	妊娠・出産包括支援事業事業			—	
No44	特定不妊治療費助成事業			—	
No45	健康福祉センター運営管理事業			—	

注 1: 「監査の結果及び意見」の欄の「—（バー）」は、監査の結果、結果及び意見として報告すべきものが無かったことを指している。

注 2: 表中の右側にある「頁」は、本報告書における各項目の記載箇所である。

第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

I 幼保児童施設課（令和4年度民生局福祉こども部子育て支援課）

No1 社会福祉施設育成事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童福祉施設育成費等補助金交付要綱

(2) 事業目的

社会福祉法人が運営する保育所や認定こども園に従事する職員の処遇改善及び設備の充実を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

対象施設に、以下の補助金を支出する。

イ 施設育成費（施設管理に要する経費）

毎年10月に、1施設当たり、500千円＋入所児童数⁸×5.9千円を支出している。これは、保育所や認定こども園の園児が利用する施設管理に役立てるための補助である。

ロ 従事職員育成費（職員の賞与に要する経費）

年度を前期（毎年4月から毎年9月）と後期（毎年10月から毎年3月）にわけ、前期は17千円×職員数、後期は23千円×職員数を支出している。職員数には、正規職員と1年以上の雇用契約をしている非正規職員が該当する。

(4) 事業の形態

横須賀市独自の補助事業で、全額横須賀市の単独財源によって実施している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

当該事業目的は、社会福祉法人が運営する保育所・認定こども園に従事する職員の処遇改善及び設備の充実を図ることである。

当該補助金は平成18年（2006年）から支出しているものであり、当補助金による効果を測ることが難しいため、当事業の成果指標は設定していない。

⁸入所児童数は、毎年5月1日時点の在籍児童数である。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-1-1-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設育成費 (単位：対象施設数・延入 所児童数)	21 施設 延 2,515 人	21 施設 延 2,535 人	21 施設 延 2,535 人
従事職員育成費 (単位：対象施設数・延職 員数)	21 施設 (延 960 人) 前期 484 人 後期 476 人	21 施設 (延 982 人) 前期 495 人 後期 487 人	21 施設 (延 997 人) 前期 500 人 後期 497 人

出典：所管課提出資料

施設育成費の対象施設数は過去3年間増減がなく、延入所児童数も大幅な増減はない。また、従事職員育成費の対象施設数も同数の21施設で増減がなく、延職員数はやや増加傾向にある。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-1-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	46,074	46,552	46,570
決算額 (千円)	44,506	45,065	45,302

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおり、当初予算額 46,000 千円程度、決算額 45,000 千円程度で推移している。予算額と決算額に大幅な差異はない。

(2) 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-1-1-3 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	45,302	実績に記載した補助項目に対する支出
合計	45,302	

出典：所管課提出資料

当事業の令和3年度 (2021年度) 歳出決算額は全額社会福祉法人への補助金である。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

「事業の概要」に記載のとおり、全額横須賀市の単独財源によって実施しているため特定財源は無い。

4. 監査の結果及び意見

【意見3】 包括外部監査の意見の検討過程及び検討結果の記録

(現状)

平成26年度(2014年度)の包括外部監査において、「保育園の運営主体が社会福祉法人か営利法人かに関わらず、市の保育事業の充実のため必要な補助金については、交付していくことが望ましい」という意見があった。

これに対して、横須賀市作成「平成26年度包括外部監査結果に係る意見への対応状況について」において、対応の内容として「施設育成費などは社会福祉法人のみに補助しているが、課題も多いことは承知しているので、そのあり方について検討していきたい。」としている。

所管課は検討した結果、「社会福祉法人の事業が社会福祉事業に特化され、公益性が認められているものの、必ずしも財政基盤が盤石とは言い難い。市内において、安定的かつ継続的に質の高い保育を受けられる環境を創出することを目的とするが、限られた財源の中ですべての運営団体に補助を行うことは困難である以上、社会福祉法人に限って財政支援を行うことに一定の合理性がある」と結論付け、令和3年度まで社会福祉法人に限って補助している。

監査人としても、他の法人格が利用できる様々な補助制度があること、社会福祉法人に一定の公益性が認められることから、横須賀市の判断は許容できるものと判断した。

ただし、所管課は度重なる組織改編により、当該検討過程及び検討結果の記録が残っていないと主張している。

(課題)

包括外部監査の意見に対する措置について、記録が残っていない場合、誰がどのような検討を行い、どのような結果となったのかが不明確である。

(意見)

今後は、検討過程及び検討結果を適切に記録し、保存することが望ましい。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) 補助金対象運営主体の見直しについて（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

(指摘・意見の概要)

保育園の運営主体が社会福祉法人か営利法人かに関わらず、市の保育事業の充実のために必要な補助金については、交付していくことが望ましい。

(市の措置内容)

施設育成費などは社会福祉法人のみに補助しているが、課題も多いことは承知しているため、そのあり方について検討していきたい。

ロ 措置状況のフォローアップ

【意見3】に記載のとおり、所管課は検討したとのことであるが、度重なる組織改編により記録が残っていないと主張している。今後は検討過程及び検討結果が適切に引き継げるよう、記録を残すことが望ましい。

No2 子ども・子育て支援給付費

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童福祉法

子ども・子育て支援法

認定こども園法

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について児童福祉施設の整備等に関する基準を定める条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する市加算費支弁要綱

(2) 事業目的

認可保育所等の入所児童に係る経費の給付を行い、施設の円滑な運営と児童の健全な育成を図る。

(3) 事業内容

横須賀市在住の入所児童に対して教育・保育サービスを提供する施設が負担する経費の給付を行う。

(4) 事業の形態

イ 教育・保育給付費（全国共通負担部分）：国庫負担金（1/2）、県負担金（1/4）、横須賀市（1/4）

ロ 教育・保育給付費（地方単独負担部分）：県補助金（1/2）、横須賀市（1/2）

ハ 管内施設対象の市加算費：横須賀市単独

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3 年)

図表 5-1-2-1 成果指標の推移

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
待機児童数 (単位：人)	目標	0	0	0
	実績	45	21	9

出典：所管課提出資料

当事業は法定事務であり、成果指標の設定が馴染みにくいと考えられるが、横須賀市においては、施設の保育環境の質の向上を図ることで、待機児童の減少に繋げていくことを目的に待機児童数を成果指標として設定している。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 年)

図表 5-1-2-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給付対象施設数 (単位：件)	146	146	143
延利用児童数 (単位：人)	85,734	91,710	93,738

出典：所管課提出資料

給付対象施設数は令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度）は146件だが、令和3年度（2021年度）は143件に減少している。一方、延利用児童数は令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）にかけて増加している。給付対象施設数が減少しているのは、主に横須賀市外の利用施設数の減少によるものである。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-2-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	7,960,410	8,738,232	9,027,886
決算額 (千円)	7,836,725	8,695,727	8,889,895

出典：所管課提出資料

図表 6-1-2-2 の延利用児童数の増加や公定価格の改定等に伴って、事業費も増加している。

(2) 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-1-2-4 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
扶助費	8,883,537	給付費、市加算費、管外自治体独自加算費
還付金、利子及び割引料	6,358	令和2年度子どものための教育・保育給付費 (施設型給付費等) 補助金超過歳入還付金
合計	8,889,895	

出典：所管課提出資料

令和3年度（2021年度）の扶助費の内訳は図表5-1-2-5のとおりである。

図表5-1-2-5 令和3年度（2021年度）扶助費の内訳

項目	支出額	内容				
教育・ 保育給 付	8,883,537 千円	公立保育所 市内10園 市外4園	児童数	年間延	9,617人	
				月平均	801人	
			給付費	年間	871,156千円	
				1人当たり 月平均	90,585円	
			私立保育所 市内24園 市外35園	児童数	年間延	22,118人
					月平均	1,843人
		給付費 (保育料 含む)		年間	2,804,591千円	
				1人当たり 月平均	126,801円	
		認定こども園 市内26園 市外8園	児童数	年間延	42,757人	
				月平均	3,563人	
			給付費	年間	3,860,097千円	
				1人当たり 月平均	90,280円	
		公立幼稚園 市内2園	児童数	年間延	490人	
				月平均	41人	
			給付費	年間	20,124千円	
				1人当たり 月平均	41,070円	
		私立幼稚園 市内12園 市外6園	児童数	年間延	17,524人	
				月平均	1,460人	
			給付費	年間	1,031,545千円	
				1人当たり 月平均	58,865円	
		家庭的保育事 業所 市内13事業 所	児童数	年間延	587人	
				月平均	49人	
			給付費	年間	179,826千円	
				1人当たり 月平均	306,347円	
小規模保育事 業所 市内3事業 所	児童数	年間延	645人			
		月平均	54人			
	給付費	年間	116,197千円			
		1人当たり 月平均	180,151円			

出典：所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-1-2-6 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
教育・保育給付費国庫負担金	3,408,758
教育・保育給付費県負担金	1,511,183
保育所等運営費補助金(施設型給付費(1号認定)県補助)	299,472
合計	5,219,413

出典：所管課提出資料

「事業の形態」に記載のとおり、教育・保育給付費(全国共通負担部分)は国庫負担金1/2、県負担金1/4、横須賀市1/4、教育・保育給付費(地方単独負担部分)は県補助金1/2、横須賀市1/2である。

4. 監査の結果及び意見

【意見4】保育・教育施設からの給付費申請システムの導入

(現状)

当該給付費は私立保育所を除き法定代理受領⁹であるため、施設が横須賀市に対して請求を行う。

施設は所管課が作成した様式に請求の基となる児童数、職員配置状況等を入力し、所管課に提出する。

所管課では、管内施設対象の教育・保育給付費については、施設が提出した請求関係書類の内容が適切であることを確認した後、請求関係書類を基に給付金額を算出する子ども・子育て支援システムに入力している。管外施設の教育・保育給付費及び管内施設対象の市加算費については、施設が提出した請求関係書類の内容が適切であることを確認した後、所管課が作成した独自の計算シートに入力、給付金額を算出している。

その後、支出処理を行うために横須賀市の財務会計システムに支出額を手入力する。支給認定区分や保育時間区分の変更等による児童数の増減に伴い、支給済額からの差額が生じる可能性があるため、毎月、精算処理を実施している。

図表 5-1-2-2 のとおり令和3年度の給付対象施設数は143施設であり、図表 5-1-2-3 のとおり令和3年度の決算額は8,889,895千円と高額であるが、この処理の主担当は所管課の1人のみである。管内施設については毎月給付を行っているため、短時間で処理が求められる。

(課題)

所管課での確認・入力工程が煩雑であるため、それらの確認・入力に多くの労力を要している。また、請求関係書類の内容をシステムに入力しているため、入力ミスが発生する可能性や、主担当が1人であるため業務が属人化することでブラックボックス化する懸念がある。

また、計算シートで給付額を算出するものもあるが、制度等が変更になった場合は、これらを手で修正しなければならず、給付額を誤る可能性がある。

(意見)

他自治体において、施設が直接システムに請求内容を入力することで、即時に施設と所管課が給付内容や給付額をオンライン上で確認できるシステムが導入されている例がある。横須賀市においても、このようなシステムの導入を検討することが望ましい。システム導入に際しては、なるべくミスが発生せず属人化しないよう、管外施設の教育・保育給付費及び管内施設対象の市加算費も算出でき、財務会計システムと連携するようなシステムとすることも検討することが望ましい。

⁹ 当該給付費の享受者は、児童の保育料を施設に支払っている保護者等であるため、本来であれば保護者等は施設に保育料を満額支払った上で、横須賀市に対し申請及び受取を行う。ただし、法定代理受領の場合は、施設が保護者等に代わって申請及び受取を行い、給付費相当額を差し引いた金額を保護者等に請求する。

また、システムの導入が難しい場合には、他自治体の人員配置も参考に、適切な人員配置を検討し、過誤給付、業務の属人化及びブラックボックス化を防止することが望ましい。

No3 私学振興助成事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

- イ 私立幼稚園等教材等購入費等補助金交付要綱
- ロ 私立幼稚園障害児等教育費補助金交付要綱
- ハ 私立幼稚園等建設費等補助金交付要綱
- ニ 横須賀市私立幼稚園協会研修費補助金交付基準
- ホ 私立幼稚園等2歳児子育て支援事業費補助金交付要綱

(2) 事業目的

幼児教育の充実を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

私立幼稚園及び私立幼稚園から移行した認定こども園に、教材費等の購入、障害児教育及び園舎の建設等に要する経費の一部を助成する。

イ 教材等購入費等補助

教材費、備品費、教育指導用設備整備費及び災害対策備品・備蓄品の購入費並びに軽微な工事・修繕費の一部補助を行う。

ロ 障害児教育費補助

障害児を受け入れている施設に対する当該障害児教育に要する経費の一部補助を行う。

ハ 建設費等補助

園舎の新築、増改築、改修等に要する工事費並びに園舎及び遊具の塗装に要する工事費の一部補助を行う。

ニ 横須賀市私立幼稚園協会研修費補助

横須賀市私立幼稚園・認定こども園協会（以下、協会という。）に対する同協会が実施する教職員研修等に要する経費の一部補助を行う。

ホ 2歳児子育て支援事業費補助

発達の遅れや障害のある児童が利用する2歳児対象の未就学園児教室を実施する園等に対する月額利用料の一部補助を行う。

(4) 事業の形態

いずれも横須賀市独自の補助事業で、全額横須賀市の単独財源によって実施している。

イ 教材等購入費等補助

a) 均等割

1園につき年額 1,500 千円

b) 園児割

園児 1 人につき年額 10 千円

ロ 障害児教育費補助

障害児 1 人につき年額 392 千円

ハ 建設費等補助

a) 建設費

自己負担額のうち 2,000 千円を超えた部分の 1/3 に相当する金額の範囲内で、8,000 千円を超えない額

b) 塗装費

自己負担額のうち 300 千円を超えた部分の 1/3 に相当する金額の範囲内で、1,500 千円を超えない額

※同一施設が過去 3 年度以内に本補助金を受けている場合は、区分に応じ、それぞれ定める上限額から、交付を受けた補助金の合計額を減じた額を上限とする。

ニ 横須賀市私立幼稚園協会研修費補助

a) 基準額

年額 1,000 千円

b) 神奈川県私立幼稚園教育研究三浦半島地区大会開催主管 (4 年に 1 度)

年額 400 千円

ホ 2 歳児子育て支援事業費補助

設置者が保護者に対して行った利用料減免額の合計額。ただし、補助対象障害児 1 人につき月 5 千円を上限とする。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3 か年)

図表 5-1-3-1 成果指標の推移

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
市内対象年齢児 の私立幼稚園等 在園率 ¹⁰ (単位：%)	目標	49.0	49.0	49.0
	実績	48.7	48.9	47.9

出典：所管課提出資料

幼児教育の充実を図ることで、教育ニーズのある世帯が質の高い教育を享受でき、園児の市外施設への流出を抑制する等の成果があると考えられる。そこで、幼児教育の充実により、市内対象年齢児の私立幼稚園等在園率は上昇すると考えられることから、当該成果指標を用いている。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-1-3-2 利用件数、支給件数など実績の推移 (教材等購入費等補助)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助件数 (単位：園)	37	37	37
補助件数 (単位：人)	5,483	5,367	5,095

出典：所管課提出資料

教材等購入費等補助の補助施設数は過去3年間増減がないが、補助児童数は微減である。

図表 5-1-3-3 利用件数、支給件数など実績の推移 (障害児教育費補助)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助件数 (園)	10	6	8
補助件数 (人)	30	14	17

出典：所管課提出資料

障害児教育費補助は対象児童の有無等により増減する。

¹⁰ 私立幼稚園等の在籍人数を横須賀市内の対象年齢児数で除した割合

図表 5-1-3-4 利用件数、支給件数など実績の推移（建設費等補助）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
建設費補助件数 (単位：件)	2	1	3
塗装費補助件数 (単位：件)	2	0	2

出典：所管課提出資料

建設費等補助の補助件数は大きな増減はないが、木材や半導体等の建築部材の生産・入手状況により増減する。

図表 5-1-3-5 利用件数、支給件数など実績の推移（横須賀市私立幼稚園協会研修費補助）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助件数（単位：件）	1	1	1

出典：所管課提出資料

協会は、横須賀市に1つしかないため、補助件数は毎年1件である。

図表 5-1-3-6 利用件数、支給件数など実績の推移（2歳児子育て支援事業費補助）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助件数（単位：園）	—	—	3
補助件数（単位：人）	—	—	4

出典：所管課提出資料

2歳児子育て支援事業費補助は、令和3年度（2021年度）から開始した事業であるため、令和3年度（2021年度）のみ実績を記載している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-3-7 事業費の推移 (3 か年) (事業全体)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	132,396	140,822	149,682
決算額 (千円)	129,281	115,976	123,426

出典：所管課提出資料

本事業の事業費の多くを占めているのが、教材等購入費等補助である。
事業費の増減は、在園児童の増減に伴うものが主な要因である。

図表 5-1-3-8 事業費の推移 (3 か年) (教材等購入費等補助)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	108,900	108,900	108,210
決算額 (千円)	110,330	109,170	106,450

出典：所管課提出資料

令和元年度 (2019 年度)、令和2年度 (2020 年度) は当初予算額よりも決算額のほうが多額であるが、補正予算にて予算が充当されている。

図表 5-1-3-9 事業費の推移 (3 か年) (障害児教育費補助)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	12,152	12,544	9,800
決算額 (千円)	11,760	5,488	6,664

出典：所管課提出資料

障害児教育費補助は対象児童の有無等により増減することから、事業費もそれに伴って増減する。

図表 5-1-3-10 事業費の推移 (3 か年) (建設費等補助)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	建設費	7,528	18,378	26,840
	塗装費	2,816	0	2,722
	合計	10,344	18,378	29,562
決算額 (千円)	建設費	3,375	318	8,193
	塗装費	2,816	0	1,050
	合計	6,191	318	9,243

出典：所管課提出資料

建設費等補助は、当初予算額決定前に対象施設に対し、補助金の使用予定を確認したうえで、当初予算額を決定するが、建築部材の生産・入手状況により当初予算額より決算額のほうが下回る場合がある。

図表 5-1-3-11 事業費の推移（3 か年）（横須賀市私立幼稚園協会研修費補助）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額（千円）	1,000	1,000	1,000
決算額（千円）	1,000	1,000	1,000

出典：所管課提出資料

横須賀市私立幼稚園協会研修費補助は、神奈川県私立幼稚園教育研究三浦半島地区大会の開催主管でない年度は、原則として年間 1,000 千円を上限とした補助金である。

令和元年度（2019 年度）から令和3年度（2021 年度）は、神奈川県私立幼稚園教育研究三浦半島地区大会の開催主管でなかったことから、当初予算額、決算額ともに 1,000 千円である。

図表 5-1-3-12 事業費の推移（3 か年）（2 歳児子育て支援事業費補助）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額（千円）	—	—	1,110
決算額（千円）	—	—	69

出典：所管課提出資料

2 歳児子育て支援事業費補助は、令和3年度（2021 年度）から開始した事業であることから、当初予算額を適切に見込むことができず、当初予算額と決算額に多額の差異が生じている。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-1-3-13 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳(教材等購入費等補助)

節	金額(千円)	主な内容
負担金、補助金及び交付金	106,450	均等割: 1,500千円×37園 園児割: 10千円×5,095人
合計	106,450	

出典: 所管課提出資料

図表 5-1-3-14 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳(障害児教育費補助)

節	金額(千円)	主な内容
負担金、補助金及び交付金	6,664	392千円×17人
合計	6,664	

出典: 所管課提出資料

図表 5-1-3-15 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳(建設費等補助)

節	金額(千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	9,243	5園に対し、クラック補修、トイレ改修、屋上防水、屋内壁塗装、バルコニー保護塗装等の補助
合計	9,243	

出典: 所管課提出資料

図表 5-1-3-16 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳(横須賀市私立幼稚園協会研修費補助)

節	金額(千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	1,000	基準額
合計	1,000	

出典: 所管課提出資料

図表 5-1-3-17 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳(2歳児子育て支援事業費補助)

節	金額(千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	69	4人
合計	69	

出典: 所管課提出資料

当事業の令和3年度(2021年度)歳出決算額は全額施設や協会への補助金である。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

「事業の形態」に記載のとおり、全額横須賀市の単独財源によって実施しているため特定財源は無い。

4. 監査の結果及び意見

【意見5】 成果指標の設定

(現状)

図表 5-1-3-1 に記載のとおり、当事業は5つの補助メニューがあるが、成果指標は事業として1つのみ設定されている。そのため、事業内容としてのそれぞれの補助メニューと成果指標が直接リンクしているとは言い難いものがある。例えば、横須賀市私立幼稚園協会研修費補助は、補助を行ったからといって、市内対象年齢児の私立幼稚園等在園率が増加するとは限らないと考えられる。

(課題)

幼児教育の充実という事業目的と成果指標がリンクしていない。成果指標を適切に設定しないと、事業の効果を適切に測ることが困難になる可能性がある。

(意見)

補助メニューごとに適切な成果指標を設定することを検討することが望ましい。

例えば、横須賀市私立幼稚園協会研修費補助は、成果指標として、研修参加人数や研修参加延時間¹¹等が考えられる。

¹¹ 研修時間×研修参加人数の合計

【意見6】規則及び要綱遵守の確認

(現状)

補助金等交付規則（以下、規則という。）第15条及び私立幼稚園建設費等補助金交付要綱（以下、要綱という。）第9条において、補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、建設工事の完成日から15年を経過する日までは、目的に反する使用、譲渡、交換、担保に供することが制限されている。

園舎の取り壊しや用途の変更等、凶面の変更が生じる場合には、必ず施設から届出される制度となっているが、万が一施設が届出を失念し、目的外使用、譲渡、交換、担保提供を行った場合、所管課がそれを把握することができない。

所管課において、当事業により取得された財産が、建設工事の完成日から15年を経過する日まで、目的に反する使用、譲渡、交換又は担保に供されていないことの確認を行っていない。

また、所管課において手許資料として保管されているのは、平成28年度（2016年度）の施設別の取得物がわかる資料のみである。

(課題)

補助事業により取得し又は効用の増加した財産は、建設工事の完成日から15年を経過する日までは、目的に反する使用、譲渡、交換、担保に供することが制限されているという規則や要綱を十分に理解していない施設に対して、所管課が補助金を支給した場合、施設が誤って規則違反や要綱違反をしてしまう可能性がある。

(意見)

申請時に、施設が要綱や規則を理解したことがわかるよう、交付決定の際に交付決定通知書に要綱や規則の抜粋文を掲載したり、申請欄に署名を行ってもらうよう、申請フォーマットを修正したりすることが望ましい。

また、所管課が取得物の実在性を実際に確認することも考えられる。

所管課としても、施設が処分等により同種の申請を行っていないことを把握するために、少なくとも15年間は施設別の取得物がわかる資料を保管しておくことが望ましい。

【意見7】決算書の確認

(現状)

所管課は、協会に対し、市内幼稚園等設置者、園長及び教職員の研修を行い、市全体の幼児教育の充実を図るため、協会の研修費補助として、毎年1,000千円を上限に補助を行っている。所管課は、年度末に協会の決算書等を入手し、研修費支出合計が1,000千円を超過していることを確認している。ただし、研修費支出の内訳が不明であるため、補助した1,000千円がどのような内訳に使用されたのかを入手した情報から把握することが困難である。

(課題)

当補助金は研修費補助として支給しているものであるため、補助金全額が研修費に充当されていないとすれば合规性に問題が生じる可能性がある。

(意見)

所管課は補助金が研修目的で使用されていることを確認するために、補助金1,000千円が研修費のどの内訳にいくら充当されたかがわかる資料を入手することが望ましい。

【意見 8】 神奈川県私立幼稚園教育研究三浦半島地区大会の開催主管に係る増額分
(現状)

協会に対し、市内幼稚園等設置者、園長及び教職員の研修を行い、市全体の幼児教育の充実を図るため、協会の研修費補助を行っている。

令和元年度（2019年度）までは基準額として毎年 600 千円を上限としていたが、令和元年度に、協会が神奈川県私立幼稚園教育研究三浦半島地区大会（以下、大会という。）の開催主管であったことから、開催主管加算として、基準額に加えて 400 千円を上限として補助を行った。結果として、令和元年度（2019年度）は合計 1,000 千円の補助を行った。

令和 2 年度（2020 年度）以降は、協会と所管課の協議の結果、基準額の上限を年額 1,000 千円に引き上げた。

横須賀市私立幼稚園協会研修費補助の推移は図表 5-1-3-18 のとおりである。

図表 5-1-3-18 横須賀市私立幼稚園協会研修費補助の推移

	平成 30 年度 (2018 年度) 以前	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)
基準額 (千円)	600	600	1,000	1,000
開催主管加算 (千円)	—	400	—	—
補助合計額 (千円)	600	1,000	1,000	1,000

出典：所管課提出資料

(課題)

平成 30 年度（2018 年度）までは、大会の開催主管であったとしても開催主管加算制度がなく、補助額は年額 600 千円であり、その状況でも、協会は研修活動及び大会の主管を実施することができていた。

令和元年度に開催主管加算 400 千円、令和 2 年度以降基準額を従来の 600 千円に 400 千円を加えた合計 1,000 千円を補助しているが、財源が有限であるため、公平性や経済性の観点で問題になる可能性がある。

(意見)

他自治体等の状況も勘案し、制度そのものの在り方とその補助金額について、所管課は検討することが望ましい。

No4 私立幼稚園（私学助成）施設等利用費支給事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

子ども・子育て支援法

(2) 事業目的

少子化対策として、幼児教育にかかる子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、経済的な格差によって未来ある子どもたちの大切な機会が奪われることのないようにすることを目的とする。

(3) 事業内容

子育てのための施設等利用給付対象施設である私立幼稚園（私学助成）を利用する3歳から5歳（小学校就学前）までの子どもの入園料・保育料を支払う保護者等に対して、月額25.7千円を上限として補助する。

本事業は、私立幼稚園（私学助成）を利用していることが条件であるが、今後、私学助成園は施設給付型幼稚園に順次移行していくことが予想されるため、本事業は縮小していく見通しである。

当事業は法定代理受領¹²である。

(4) 事業の形態

令和元年（2019年）10月から、国 1/2、県 1/4、横須賀市 1/4 を負担することとして開始した。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

当該事業目的は、幼児教育にかかる子育て世帯の経済的負担の軽減及び均等な教育機会の提供であり、国の事業として実施していることから成果指標は設定していない。

¹² 当該補助金の享受者は、児童の保育料を施設に支払っている保護者等であるため、本来であれば保護者等は施設に保育料を満額支払った上で、横須賀市に対し補助金申請及び補助金受取を行う。ただし、法定代理受領の場合は、施設が保護者等に代わって補助金申請及び補助金受取を行い、補助金相当額を差し引いた金額を保護者等に請求する。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-1-4-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総支給額 (単位：千円)	421,106	707,819	569,817
延支給者数 (単位：人)	18,175	28,189	22,691

出典：所管課提出資料

令和元年 (2019 年) 10 月から開始した制度であるため、令和元年度 (2019 年度) は半年のみが対象である。事業内容に記載のとおり、本事業は施設給付型幼稚園移行前施設が対象であるため、今後支給額や支給者数は減少していくことが予想される。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-4-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	462,948	710,001	623,036
決算額 (千円)	421,546	711,345	569,818

出典：所管課提出資料

増減理由は、「利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)」に記載のとおりである。事業費についても、今後減少していくことが予想される。

(2) 令和3年度 (2021 年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-1-4-3 令和3年度 (2021 年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
扶助費	569,818	施設等利用費の支給
合計	569,818	

出典：所管課提出資料

事業内容に記載のとおり、当事業は法定代理受領の形態であるため、金銭は横須賀市から施設へ支給されるが、本来の当事業の享受者は保護者等である。

令和3年度 (2021 年度) 歳出決算額は全額保護者等に対する施設等利用費の扶助費である。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-1-4-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
子ども・子育て支援国庫負担金	312,176
子ども・子育て支援県負担金	156,028
合計	468,204

出典：所管課提出資料

「事業の概要」に記載のとおり、全額横須賀市の単独財源によって実施しているため特定財源は無い。

4. 監査の結果及び意見

【意見 9】 子ども・子育て支援新制度電子システムのログ管理

(現状)

所管課では、2週間に1回、認定こども園、保育所、幼稚園の入園、給付認定、保育料等を管理する子ども・子育て支援新制度電子システムのログ確認を行っている。

具体的には、各課のログ確認担当者が、サーバ室からログデータを取得し、その後自席において、ログデータ上の不正ログの有無を確認している。不正ログを識別した場合には上席者に報告する。

(課題)

ログ確認担当者自身が不正アクセスしていた場合、上席者に報告せず、データの流出や悪用がなされる可能性がある。

(意見)

サーバ室からログデータを取得する担当者と、ログデータ上の不正ログの有無を確認する担当者を分けることが望ましい。例えばデータ取得者は担当者、データ確認者は上席者とするのが考えられる。データ確認者が不正アクセスしていた場合には、現状と同様の課題となる可能性があるが、データ取得者とデータ確認者を分離することで牽制になると考えられる。

【意見 10】 施設からの園児名簿提出方法

(現状)

当該事業は法定代理受領の形態であるため、施設が保護者等に代わって支給申請を行っている。申請に際して、施設は横須賀市に園児名簿も併せて提出するが、その際郵送にて紙の名簿を提出している。

その後、所管課は園児の在籍確認のため、横須賀市が市内の認定園児を管理する園児管理システム上の園児名簿をパソコン画面上に表示し、施設が紙で提出した各園の園児名簿と目視にて突合している。

(課題)

在籍確認のための目視突合は効率的ではない。

(意見)

多くの施設は園児名簿を Excel 等の電子的方法によって作成しているため、電子データの状態で横須賀市に提出してもらうことによって、電子的にデータ間の突合を行うことが可能になると考えられる。

この点、所管課は E-mail 等は誤送信リスクがあると主張しているが、他の事業では E-mail にて園児名簿の授受をしている。当該事業においても、電子データによる園児名簿の授受を検討することが望ましい。

No5 認定こども園移行促進事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

横須賀市私立幼稚園長時間預かり保育運営費支援事業補助金交付要綱
(国の要綱) 子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱

(2) 事業目的

保育サービスの供給を増やし待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制を整備する。

(3) 事業内容

認定こども園への移行を目指す私立幼稚園が11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、希望する園児を対象に行う長時間預かり保育等について、運営及び改修に要する費用の一部を補助する。

図表 5-1-5-1 私立幼稚園と認定こども園の違い

	私立幼稚園	認定こども園
根拠法令	学校教育法	改正認定こども園法
対象	3歳～5歳	0歳～5歳
保育料	各園が規定する	家庭の所得に応じて市町村が決定する
預かり時間 ¹³	4時間	11時間

出典：監査人作成

私立幼稚園から認定こども園に移行することで、施設は、保護者の就労の有無に関わらず幅広く園児受入が可能になるというメリットがある。

(4) 事業の形態

国の補助事業「子どものための教育・保育給付費補助金」の「私立幼稚園長時間預かり保育運営費支援事業補助金」によるもので、横須賀市の独自要素はない。

補助率は国 1/2、横須賀市 1/2 である。

¹³ 私立幼稚園については標準教育時間、認定こども園については標準保育時間

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3 年)

図表 5-1-5-2 成果指標の推移

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
待機児童数 (単位：人)	目標	0	0	0
	実績	45	21	9

出典：所管課提出資料

当該事業目的は、待機児童の解消を図ることであるため、待機児童数を成果指標としている。

私立幼稚園と認定こども園の違いは図表 5-1-5-1 のとおりである。

私立幼稚園は0歳から2歳は対象外であるが、認定こども園は0歳から5歳が対象である。また、預かり時間は私立幼稚園が4時間であるが、認定こども園は11時間であるため、就労を希望する保護者等にとって、認定こども園のほうが通園させやすい。

そこで、当事業によって、私立幼稚園が認定こども園に移行することで子どもがより通園しやすくなり、待機児童の解消に繋がると所管課は考えている。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 年)

図表 5-1-5-3 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施施設数 (単位：園)	3	2	2

出典：所管課提出資料

実施施設数は毎年平均2、3園程度である。移行は2年程度かけて実施されるため、上表の実施施設数は継続実施している施設を含む延べ園数である。

移行準備開始前に、実施施設と所管課は移行に向けての話し合いを重ねており、移行準備開始後に移行中止となったことはない。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-1-5-4 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	8,316	9,360	14,316
決算額 (千円)	7,831	9,007	19,581

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおり、令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度）は当初予算額と決算額に大きな差は生じていない。しかし、令和3年度（2021年度）の当初予算額は14,316千円に対し、決算額19,581千円と差異が生じている。所管課は施設に所要額をヒアリングし当初予算を計上しているが、保護者等の就労開始等を理由として利用者が増加したことにより、当初予算額より決算額のほうが高額となった。このことについて、所管課は適切に補正予算を行い、対象者に適切に支給した。

(2) 令和3年度（2021年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-1-5-5 令和3年度（2021年度）歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	19,134	私立幼稚園長時間預かり保育等運営費支援事業補助
償還金、利子及び割引料	447	令和2年度子どものための教育・保育給付費補助金 超過歳入還付金
合計	19,581	

出典：所管課提出資料

当事業の令和3年度（2021年度）歳出決算額は支出の大部分を占める19,134千円が私立幼稚園への補助額であり、残額の447千円は令和2年度（2020年度）子どものための教育・保育給付費補助金の国への還付額である。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-1-5-6 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
子どものための教育・保育給付費補助金	9,566
合計	9,566

出典：所管課提出資料

「事業の形態」に記載のとおり、補助率は国 1/2、横須賀市 1/2 であるため、令和3年度(2021年度)の私立幼稚園長時間預かり保育等運営費支援事業補助の 1/2 を国が補助している。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No6 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱

(2) 事業目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、令和4年（2022年）2月から収入を引き上げるための措置を実施すること。

(3) 事業内容

教育・保育現場で働く職員の賃金・処遇改善を実施する施設ごとに算出された補助基準額と実支出額とを比較し、少ない方の額を施設に対して補助金を交付する。対象施設は特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）、特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業）である。

(4) 事業の形態

特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）、特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業）に勤務する職員の賃金改善（令和4年（2022年）2月・3月分）を実施するために、施設が要する経費の補助金の交付を行う。補助率は10/10である。

国の令和3年度（2021年度）補正予算により創設された「保育士等処遇改善臨時特例交付金」にもとづく国庫補助事業。令和3年度（2021年度）中に職員賃金を引き上げる施設に対して当該賃金改善に要する資金を交付する自治体を対象に、国が補助率10/10で交付金を交付する。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

当該事業は、令和3年度（2021年度）における特例交付金であり、単年度での成果創出は求められていないため、当事業の成果指標は設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-1-6-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象施設数 (単位：園)	—	—	78

出典：所管課提出資料

当事業は令和3年度（2021年度）に開始した事業であるため、実績も令和3年度（2021年度）のみである。対象施設数、支給施設数ともに78園である。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 51-6-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	—	—	—
決算額 (千円)	—	—	29,861

出典：所管課提出資料

令和3年度(2021年度)当初予算は0千円であるが、補正予算31,615千円を編成して当事業を行った。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-1-6-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
負担金、補助及び交付金	29,861	市内の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所が、職員の賃金改善に要する資金
合計	29,861	

出典：所管課提出資料

当事業の令和3年度(2021年度)歳出決算額は全額施設への補助金である。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-1-6-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額 (千円)
保育士等処遇改善臨特例交付金	31,615
合計	31,615

出典：所管課提出資料

「事業の形態」に記載のとおり、全額国庫から補助される事業である。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No7 病児・病後児保育事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

病児・病後児保育センター条例及び同条例施行規則
(国の要綱) 病児保育事業実施要綱

(2) 事業目的

病児¹⁴・病後児¹⁵の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

病児・病後児を対象に、以下の事業を実施する。

イ 病児・病後児保育センターの設置

医師の意見書のもと、生後3か月から小学校6年生までの病児・病後児を対象に看護師等が病児・病後児保育センターで一時預かりを行う。

使用料は1日1人2千円(市外に居住する使用者は5千円)で、開設時間は平日7時30分から18時30分まで、土曜日7時30分から14時30分まで。定員は5名で、内訳は病児2名、病後児3名である。

指定管理により運営しており、うわまち病院病児・病後児保育センターの指定管理者は公益社団法人地域医療振興協会である。

ロ 訪問型病児・病後児保育の使用料助成

生後3か月から小学校6年生までの病児・病後児を対象に公益社団法人全国保育サービス協会から認定等を受けている民間ベビーシッター事業者等が利用者自宅等で一時預かりを行う。

保護者が横須賀市に申請を行うことで、保護者がシッターに支払った利用額¹⁶の1/2又は利用時間に1千円を乗じた額のうち、どちらか低い額を助成する。

¹⁴ 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育を受けることが困難な児童

¹⁵ 病気回復期にあるため医療機関による治療の必要はないが、集団保育を受けることが困難な児童

¹⁶ 利用額には、入会金、年会費、食費、送迎費等の経費は含めない。

(4) 事業の形態

イ 病児・病後児保育センターの設置

国 1/3、県 1/3、横須賀市 1/3 の割合で負担している。

ロ 訪問型病児・病後児保育の使用料助成

訪問型病児・病後児保育は横須賀市の単独事業であり、全額横須賀市が負担している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3 年)

当事業は、図らずも児童が病気になった場合の社会インフラの 1 つであり、それに対して成果指標を設定することは望ましくないため、成果指標は設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 年)

図表 5-1-7-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
病児・病後児保育センター 使用者延べ数 (単位：人)	182	4	44
訪問型病児・病後児保育の 使用料助成延べ数 (単位：件)	4	0	1

出典：所管課提出資料

病児・病後児保育センター使用者延べ数について、令和 2 年度 (2020 年度) は年間 4 人と非常に少ない。これは新型コロナウイルス感染症の流行により、感染を懸念した使用者が使用しなかったことが要因であると所管課は推測している。

訪問型病児・病後児保育の使用料補助延べ数は直近 3 年間で 0 から 4 件と少ない。これは、家族以外の第三者に自宅で病児・病後児の面倒を見てもらうことに抵抗を感じる保護者が多いこと、利用料金が高額となる場合が多いこと、民間ベビーシッター事業者等の利用に際し登録料や月額利用料等別途料金を負担する必要があること、急変時に医療機関との連携が難しいこと等を理由として、使用者が少ないと所管課は推測している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3か年)

図表 5-1-7-2 事業費の推移 (3か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	18,188	22,022	24,700
決算額 (千円)	17,829	20,789	20,982

出典：所管課提出資料

当初予算額、決算額は、20,000千円前後である。訪問型病児・病後児保育の使用料助成件数の増減により、決算額も増減する。

(2) 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-1-7-3 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
報酬	78	指定管理者選考委員会委員報酬
需用費	207	新規施設開設に向けての消耗品
役務費	27	新規施設開設に伴う電話・インターネット環境整備
委託料	18,379	指定管理料等
使用料及び賃借料	792	施設賃貸料
備品購入費	1,491	新規施設開設に向けての備品 予約システム用PC
扶助費	10	訪問型病児・病後児保育事業使用料への助成
合計	20,982	

出典：所管課提出資料

当事業のメインは病児・病後児保育センターの設置であり、運営は指定管理者が行っている。そのため、事業費のメインは指定管理者への委託料である。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-1-7-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
子ども・子育て支援交付金(国)	3,681
子ども・子育て支援交付金(県)	3,681
保育対策総合支援事業費補助金(国)	74
合計	7,436

出典：所管課提出資料

「事業の形態」に記載のとおり、病児・病後児保育センターの設置に関する費用について、国 1/3、県 1/3、横須賀市 1/3 の割合で負担している。

4. 監査の結果及び意見

【意見 11】 指定管理者の決算書の内容確認

(現状)

病児・病後児保育センターの運営を指定管理者に委託しており、所管課は年度末に指定管理者の決算書を入手している。所管課は決算書を閲覧し、事業継続性に影響がないかを確認している。ただし、決算書のチェックポイントをまとめたチェックリスト等はなく、担当者の異動等により、そのチェック目線が統一されない可能性がある。

(課題)

決算書は報告体の財政状態及び経営成績を表すものであり、内容を確認することで報告体の状況を読み取ることができる。

しかし、決算書のチェック目線が統一されていないため、継続的に報告体である指定管理者の現在及び将来に関する客観的な情報を読み取ることができていない可能性がある。

(意見)

所管課は決算書のチェックポイントをまとめ、継続的にチェックが行われる体制を構築することが望ましい。

【意見 12】 病児・病後児保育施設のキャパシティ

(現状)

病児・病後児保育施設の存在意義は、インフルエンザの流行時等でも、発熱した児童を預ける場所を確保することで、共働き家庭が仕事を続けられるようにすることであると考えられる。共働き家庭の社会インフラの機能を有する病児・病後児保育施設は令和3年度（2021年度）において、1施設のみの開設・運営だった。

例えば、他自治体においては以下の状況にある。

図表 5-1-7-5 横須賀市と近隣自治体の人口と病児・病後児保育施設数

	横須賀市	横浜市	川崎市	相模原市
0歳～12歳人口 (単位：人) ¹⁷	34,608	381,416	161,642	70,850
病児・病後児保育施設数 (単位：箇所) ¹⁸	1	29	7	3 ¹⁹
うち病児保育施設 (単位：箇所)	0	25	4	2
うち病後児保育施設 (単位：箇所)	0	4	3	1
うち病児・病後児保育施設 (単位：箇所)	1	0	0	0
割合(病児・病後児保育施設数/0歳～12歳人口)	0.0028%	0.0076%	0.0043%	0.0042%

出典：所管課提出資料

(課題)

社会インフラの機能を有する病児・病後児保育施設が1施設のみの開設・運営では安心して子育てができない可能性がある。

¹⁷ 横須賀市、相模原市の0歳～12歳人口は令和3年（2021年）10月1日現在住民基本台帳登録人口による。横浜市、川崎市の0歳～12歳人口は令和3年（2021年）9月30日現在住民基本台帳登録人口による。

¹⁸ 令和4年3月31日時点の施設数。横須賀市の病児・病後児保育施設数は所管課作成資料による。横浜市、川崎市、相模原市の病児・病後児保育施設数は監査人が各市に電話にて確認した。

¹⁹ 相模原市・八王子市・町田市の3市の市民が病児保育施設を相互に利用できる広域連携協定を締結しており、八王子市3施設や町田市3施設の病児保育施設を利用することができる。

(意見)

たしかに、図表 6-1-7-1 に記載のとおり、令和 2 年度（2020 年度）と令和 3 年度（2021 年度）の病児・病後児保育センターの使用者延べ数が著しく少ない。特に令和 2 年度（2020 年度）は使用者延べ数が 4 名であるが、事業費は 20,789 千円（図表 6-1-7-2 参照）であり、単純計算すると 1 名預かることに 5,197 千円の税金が使われていることになる。

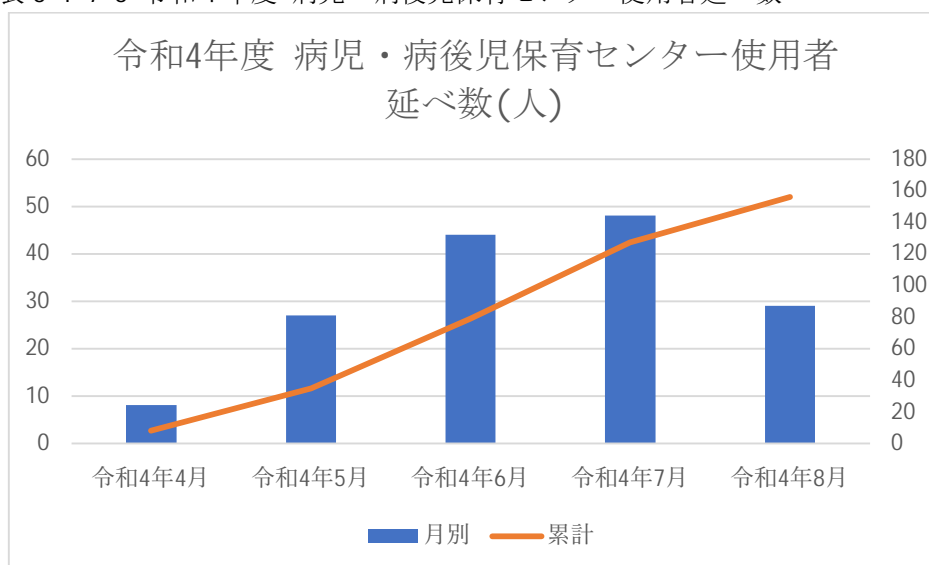
ただし、インフルエンザの流行等は横須賀市でコントロールできるものではなく、どのような状況下においても、より安心して子育てができる環境を整備することが自治体の役割であると考えられる。

施設数と受入可能人数は必ずしも比例するわけではないため、病児・病後児保育施設数を 0 歳～12 歳人口で除した割合のみでキャパシティをはかることは難しいが、単純に考えると横須賀市のキャパシティは小さいように見受けられる。

社会インフラとして、適切なキャパシティを有する病児・病後児保育施設の設置・運営を行うことが望ましい。

ただし、令和 4 年度（2022 年度）に横須賀市は新たな病児・病後児保育施設として、中央こども園病児・病後児保育センターを開設した。その結果、使用者延べ数は増加している。図表 6-1-7-6 にあるように、令和 4 年（2022 年）8 月末時点で 2 センターの使用者延べ数は 156 人であり、単純計算で年間 374 人²⁰の使用者が想定される。

図表 6-1-7-6 令和 4 年度 病児・病後児保育センター使用者延べ数



出典：所管課提出資料を基に監査人作成

²⁰ 156 (人) (令和 4 年 (2022 年) 4 月から令和 4 年 (2022 年) 8 月までの 5 か月間の使用者延べ数) ÷ 5 (か月) × 12 (か月) = 374.4

中央こども園病児・病後児保育センターは横須賀市の中心地にあり、立地的に利便性が良いため、使用者延べ数が増加したものと所管課は推測している。

うわまち病院病児・病後児保育センター含め、今後もさらに使用者が増加するように、所管課は更なる検討を行うことが望ましい。

【意見 13】 病児・病後児保育センターのキャンセルポリシー

(現状)

病児・病後児保育センター条例施行規則第 4 条第 4 項において、次のように予約キャンセルについての定めがある。「予約を認められた者が、当該予約を取り消そうとするときは、使用日の前日(条例第 10 条に規定する開設時間内に限る。)又は使用日の午前 7 時 30 分から午前 8 時までの間に、施設に連絡して取り消さなければならない。」

(課題)

当該規則は予約キャンセルに関する手続きを定めたものであり、当該規則を遵守しない使用者が使用予定がないのに予約を行った場合、他の使用したい使用者は使用できない可能性がある。

(意見)

規則に記載の時刻を経過しても使用者の使用がない場合、又は使用者と連絡がとれない場合には予約の自動キャンセルをすることができる等の定めをすることが望ましい。

【意見 14】 訪問型病児・病後児保育利用助成額

(現状)

横須賀市訪問型病児・病後児保育利用助成制度実施要綱(以下、要綱という。)第 3 条において、以下のように訪問型病児・病後児保育利用助成額について定められている。

助成額は、予算の範囲内において次の各号のいずれか低い額とする。

- (1) 1 回の病気における対象事業の利用額(入会金、年会費、食費、送迎費等の経費は除く。)の総額を 2 で除した額に相当する額
- (2) 対象事業の利用時間に 1,000 円を乗じて得た額

要綱第 3 条第 2 号で、「利用時間」の記載があるが、この時間数が小数であった場合の切り捨てや切り上げについての定めがない。

(課題)

例えば、1 時間 5 分の利用時間であった場合、65/60 時間(=1.0833...時間)であるが、この場合のどの数値を切り捨て又は切り上げするかの定めがないため、担当者による恣意性が混入する可能性がある。

(意見)

要綱において、時間数が小数であった場合の切り捨てや切り上げについて記載し、定めることが望ましい。

【意見 15】 うわまち病院病児・病後児保育センターの耐震化

(現状)

うわまち病院病児・病後児保育センターは、うわまち病院内に設置されている。うわまち病院は国立病院であった時代に建てられたものであり、平成 14 年（2002 年）7 月に国から移譲を受けた。主たる病棟が建築後 50 年以上を経過し、老朽化のほか、手狭なため病院運営上の課題となっていたことから、平成 27 年（2015 年）2 月に横須賀市立病院運営委員会に対し、うわまち病院の建替えについて諮問し、平成 30 年（2018 年）3 月に早期建替えの必要性について答申を受けた。答申をもとに、庁内関係部局で検討を重ね、平成 30 年 8 月（2018 年）にうわまち病院の建替及び、移転方針（久里浜への移転）が決定した。令和 7 年（2025 年）3 月に移転予定であるが、移転までは現病院内で病児・病後児保育事業のサービス提供を行う。

移転までの耐震化の状況について、所管課は、病児・病後児保育センターが使用している宿舎について耐震診断は行っていないものの、建物構造（鉄筋コンクリート造 4 階建）を鑑み、移転までの間に耐震化を行う緊急性はないと考えている。

このような判断があったとしても、病児・病後児保育センターは、病児や病後児を預かる施設であり、安全であることが第一条件であると考えられるため、被災時において被害を最小限に抑える工夫が必要である。

(課題)

被災時において被害を最小限に抑えるための災害対策が十分になされていない場合、施設を利用している病児・病後児の安全に支障をきたす可能性がある。

(意見)

うわまち病院は令和 7 年（2025 年）3 月に移設予定であり、それにあわせて、うわまち病院病児・病後児保育センターも移設予定であるが、移転まで安全に運営できる方法を継続的に検討することが望ましい。

例えば、うわまち病院病児・病後児保育センターにおいて、うわまち病院全体として防災マニュアルを作成しているが、病児・病後児保育センター専用の防災マニュアルの作成がない。また、うわまち病院病児・病後児保育センターの備蓄品や防災安全グッズの備えは、職員分のヘルメットのみしかなく、うわまち病院病児・病後児保育センター用の備蓄品や病児・病後児分の安全グッズがない。再度、うわまち病院病児・病後児保育センターの災害対策を見直し、これらを整備することが望ましい。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) 病児・病後児保育のさらなる拡充について（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

（指摘・意見の概要）

病児・病後児保育をさらに拡充し、より多くの場所でサービスを提供できるようにしていくことが望ましい。

（市の措置内容）

病児・病後児保育については、平成 31 年度に新たに 1 か所設置する予定である。

ロ 措置状況のフォローアップ

【意見 12】に記載のとおり、令和 4 年度（2022 年度）において新たに中央こども園病児・病後児保育センターを設置した。

ただし、今後も使用者数は増加することが見込まれるため、より使用者が使用しやすいよう拡充を検討することが望ましい。

II こども青少年給付課（令和4年度民生局こども家庭支援センターこども給付課）

No8 一般事務費（こども青少年給付課）

1. 事業の概要

（1）根拠法令・要綱等

該当なし

（2）事業目的

こども青少年給付課事務の円滑な執行のため。

（3）事業内容

こども青少年給付課における全般的な事務経費及び児童手当事務経費を管理・執行する。

イ こども青少年給付課における全般的な事務経費及び児童手当事務経費の管理・執行

ロ 課全体及び児童手当に係る事務用消耗品費

ハ 住基システム端末機器借上及び修繕

ニ 福祉システム端末・プリンタの保守管理委託料

ホ 番号管理システム端末機器借上及び保守並びに修繕

なお、福祉システムは、こども青少年給付課所管のシステムであり、庁内の住基システムや税システムとネットワーク連携している。利用している部署はこども青少年給付課のみであり、児童手当、児童扶養手当、小児医療、ひとり親医療、母子父子寡婦福祉資金貸付事業の受給者情報管理や伝票作成業務等に利用されている。

（4）事業の形態

原則として横須賀市の一般財源負担であるが、令和3年度（2021年度）、児童手当の制度改正に伴う円滑化事業（制度改正通知の送付事務）にかかる業務に対しては子ども・子育て支援交付金（負担割合は国 10/10）が充てられている。

2. 指標、実績

（1）成果指標の推移（3か年）

当該事業目的は、こども青少年給付課内における全般的な事務業務の執行であり、当該事業単独の成果発生はないことから、当該事業の成果指標は設定していない。

（2）利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

当該事業は、こども青少年給付課内における全般的な事務業務の執行を担うものであり、具体的な利用件数等の提示は省略している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-2-8-1 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	54,990	46,627	74,469
決算額 (千円)	42,436	42,748	166,673

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおり、決算額は毎年 40～60 百万円程度を推移しているが、令和3年度（2021年度）の決算額が突出している主な要因は、令和2年度子育て世帯臨時特別給付金及びひとり親世帯等臨時特別給付金に係る補助金超過歳入還付金、並びに令和2年度児童手当交付金超過歳入還付金及び児童手当県費負担金超過歳入還付金の 117 百万円が含まれているためである。令和3年度（2021年度）に新型コロナウイルス感染症が長期化し子育て世帯にも大きな影響を及ぼしていることを受けて国が臨時的に実施したひとり親世帯等臨時特別給付金に係る補助金の返還 99 百万円が最も大きく、このほか児童手当にかかる補助金の返還などが含まれている。

(2) 令和3年度（2021年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-2-8-2 令和3年度（2021年度）歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
給与費	9,725	会計年度任用職員
旅費	7	出張旅費
需用費	1,386	消耗品、印刷製本費ほか
役務費	228	申請用タブレット通信費用他
委託料	25,763	システム改修及び保守料
使用料及び賃借料	12,406	システム機器借上料
備品購入費	16	参考図書
償還金、利子及び割引料	117,145	令和2年度超過収入返還金
合計	166,673	

出典：所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-2-8-3 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
子ども・子育て支援交付金	2,135
合計	2,135

出典：所管課提出資料

「事業の概要」に記載のとおり、原則として一般財源であるが、児童手当の制度改正に伴う円滑化事業(制度改正通知の送付事務)については、子ども・子育て支援交付金が充てられている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No9 児童手当の支給

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童手当法

(2) 事業目的

児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

(3) 事業内容

児童一人につき、以下の金額（月額）を給付する

イ 3歳未満及び小学校終了前第3子以降 15,000円

ロ 小学校終了前第1子第2子及び中学校終了前 10,000円

ハ 養育者の所得が下記表の所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、法律の付則に基づく特例給付として児童1人当たり月額一律5,000円を支給

図表 5-2-9-1 所得制限限度額・所得上限限度額について

扶養家族等の数 (カッコ内は例)	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額 (千円)	収入額のみ 安(千円)	所得額 (千円)	収入額のみ 安(千円)
0人 (年度末に児童が生まれていない場合等)	6,220	8,333	8,580	10,710
1人 (児童1人の場合等)	6,600	8,756	8,960	11,240
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	6,980	9,178	9,340	11,620
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	7,360	9,600	9,720	12,000
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	7,740	10,020	10,100	12,380
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	8,120	10,400	10,480	12,760

出典：所管課提出資料

(4) 事業の形態

法定受託事務である。

財源の負担区分は以下の通り。

図表 5-2-9-2 財源区分の一覧

項目	国	県	市
3歳未満被用者	37/45	4/45	4/45
3歳以上中学校終了前被用者	2/3	1/6	1/6
非被用者	2/3	1/6	1/6
特例給付	2/3	1/6	1/6

出典：所管課提出資料

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

当該事業目的は、手当の支給により子育て家庭の生活の安定に寄与することであり、当該効果を数値化することが難しいことから、当事業の成果指標は設定されていない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-2-9-3 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数（単位：人）	23,205	22,304	21,566
児童数（単位：人）（延べ）	447,831	434,562	418,798

出典：所管課提出資料

手当は年3回4カ月分をまとめて支給しており、そのため支給人数は延べ人数となっている。少子化や人口全体の減少の影響もあり減少傾向にある。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-2-9-4 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	4,867,140	4,665,420	4,536,600
決算額 (千円)	4,818,990	4,672,946	4,487,695

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおり、決算額は当初予算額と概ね同規模で安定的に推移している。予算額と決算額に大幅な差異はない。

(2) 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-2-9-5 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
扶助費	4,487,695	児童手当
合計	4,487,695	

出典：所管課提出資料

(3) 令和3年度 (2021年度) 歳入決算の主な特定財源

図表 5-2-9-6 令和3年度 (2021年度) 歳入決算の主な特定財源

名称	金額 (千円)
児童手当国庫負担金	3,090,649
児童手当県負担金	693,263
合計	3,783,912

出典：所管課提出資料

「事業の概要」に記載のとおり、国・県からの負担金が充てられている。

4. 監査の結果及び意見

【意見16】 申請用タブレット端末と福祉システムとの連携

(現状)

窓口での申請においては、専用のタブレット端末を利用して入力作業が行われている。児童手当、児童扶養手当、小児医療、ひとり親医療といった福祉システムを利用している事業の申請手続については、申請者が Web 上で事前に申請書を作成しデータ送信できる「手続きナビ」の機能が実装されており、当該入力情報を呼び出すことができる端末となっている。ただし、当該端末は福祉システムとデータ連携していない。データ移行方法としては、一旦紙出力の上で担当者が手入力により福祉システム入力している。

(課題)

タブレット端末を利用しているにも関わらず、福祉システムへのデータインプットは手入力による作業が必要であり、データ反映の適時性、入力内容の正確性に関するリスクがある。

(意見)

タブレット端末と福祉システムとの間にデータ連携の仕組みを構築することができると、タブレット端末に入力した内容を即座に福祉システムへ自動反映することが可能となり、従来と比較して手入力作業を削減させることが可能になると考えられる。一方、システム改訂は時間とコストを要すること、また現在国が自治体システム標準化を進めていることから、費用対効果の観点も加味した上での見直し方針の内容や実施時期の検討が望まれる。

No10 児童扶養手当の支給

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童扶養手当法

(2) 事業目的

父又は母と生計を同じくしていない児童等が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

支給対象の児童を養育するひとり親等で、政令で定める所得限度額未満の者に、手当を支給する。

令和3年度(2021年度)は、所得額に応じて、月額43,160円～10,180円、児童2人目は10,190円～5,100円を加算、3人目以降は一人増すごとに6,110円～3,060円を加算する。物価スライド制を導入しており、各年4月に手当額の改定を行う。

図表 5-2-10-1 支給日

支払月	支払日	対象月分
1月	左記各月の11日 ただし、11日が土日祝日に あたる場合は、直前の金融 機関の営業日	11～12月分
3月		1～2月分
5月		3～4月分
7月		5～6月分
9月		7～8月分
11月		9～10月分

(4) 事業の形態

法定受託事務であり、1/3を国が負担、残り2/3は横須賀市の財源により実施している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移(3か年)

当該事業目的は、手当の支給によりひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することであり、当該効果を数値化することが難しいことから、当事業の成果指標は設定されていない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 年)

図表 5-2-10-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数 (延べ) (単位:人)	70,214 人	53,834 人	52,729 人

出典: 所管課提出資料

全体として少子化の影響により支給件数は減少傾向にある。なお令和元年度 (2019 年度) に年間の支給回数が 6 回へ変更され支払タイミングが変更された影響により、令和元年度 (2019 年度) のみ対象月数 12 カ月分以上の支払いが集計されているため、一時的に増加している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 年)

図表 5-2-10-3 事業費の推移 (3 年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	1,959,132	1,551,419	1,512,994
決算額 (千円)	1,937,721	1,488,667	1,435,244

出典: 所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおり、決算額は当初予算額のおよそ 95%前後で安定的に推移している。予算額と決算額に大幅な差異はない。

(2) 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-2-10-4 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
扶助費	1,435,244	児童扶養手当の支給
合計	1,435,244	

出典: 所管課提出資料

当事業の令和3年度 (2021年度) 歳出決算額は全額児童扶養手当の支給にかかる支出である。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-2-10-5 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
児童扶養手当国庫負担金	479,268
合計	479,268

出典：所管課提出資料

「事業の概要」に記載のとおり、全体の1/3は国から財源により実施している。

4. 監査の結果及び意見

【意見17】 申請用タブレット端末と福祉システムとの連携

(現状)

窓口での申請においては、専用のタブレット端末を利用して入力作業が行われている。児童手当、児童扶養手当、小児医療、ひとり親医療といった福祉システムを利用している事業の申請手続については、申請者がWeb上で事前に申請書を作成しデータ送信できる「手続きナビ」の機能が実装されており、当該入力情報を呼び出すことができる端末となっている。ただし、当該端末は福祉システムとデータ連携していない。データ移行方法としては、一旦紙出力の上で担当者が手入力により福祉システム入力している。

(課題)

タブレット端末を利用しているにも関わらず、福祉システムへのデータインプットは手入力による作業が必要であり、データ反映の適時性、入力内容の正確性に関するリスクがある。

(意見)

タブレット端末と福祉システムとの間にデータ連携の仕組みを構築することができると、タブレット端末に入力した内容を即座に福祉システムへ自動反映することが可能となり、従来と比較して手入力作業を削減させることが可能になると考えられる。一方、システム改訂は時間とコストを要すること、また現在国が自治体システム標準化を進めていることから、費用対効果の観点も加味した上での見直し方針の内容や実施時期の検討が望まれる。

【意見 18】 過払金管理とシステム導入の検討

(現状)

現在利用している福祉システムは使用開始からかなりの年月が経過しており限られた機能しか搭載されておらず、債権管理機能は搭載されていない。そのためシステム外でエクセルによる管理表が作成されており、担当者1名が専属で督促も含めた回収管理を行っている。児童扶養手当の過払い金の発生要因の主なものとしては、住民票上ではわからない事実婚の開始により受給資格を喪失しているにも関わらずそのまま支給を受けている場合が多く、受給者の世帯状況の変化を確認することができる機会が基本的に年に1回行われる現況届の調査時となるため、少額な場合が多いものの毎年発生している。令和4年(2022年)9月時点では約60件、14,588千円ほどの過払い金が回収されておらず、直近の回収額実績としては、令和元年度(2019年度)が4,123千円、令和2年度(2020年度)が1,482千円、令和3年度(2021年度)が2,333千円となっている。

(課題)

システムを導入しているにも関わらず、過払金の算出や回収管理をシステム外にて手作業で行っているため、結果として手続きの効率化に繋がっていない。

また、担当者1名のみで管理を行っているため、当該担当者が不在となった際の引継ぎ体制に不安がある。

さらに、将来実装が見込まれる地方公共団体情報システムの標準化の際、システムの標準仕様やそれに合わせて推奨される業務フローと現在の業務フローの乖離発生により、当初導入時に多くのコストが発生する可能性がある。

(意見)

将来的には地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化が進められることが見込まれており、児童扶養手当については厚生労働省ホームページ上にて既にシステム標準仕様書が公表されている。通常システムに搭載されることが多い標準的な機能については早期に導入可否の検討及び実際の業務フローにのせることにより効率的な進め方の整理を始めることが望ましい。

また、督促などの注意が必要な管理について、経緯を把握する担当職員の追加、または管理機能をシステム導入する等の標準化により誰でもすぐに対応可能な管理体制を整備することで、引継ぎ体制の強化が望まれる。

No11 ひとり親等医療費助成事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

横須賀市医療費助成条例、同施行規則、ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱(県要綱)

(2) 事業目的

母子、父子世帯等に対して医療費の自己負担分を助成することにより健康の保持及び経済的負担の軽減を図り、自立促進の援助を進める。

(3) 事業内容

医療費助成条例に基づき医療保険各法に定める被保険者及び被扶養者のうち次の各号に該当する者に医療費の助成を行う。所得制限額は児童扶養手当の一部支給額に準じる。

イ 18歳に達した日の属する年度の末日までにある児童を監護・養育する母子・父子世帯の親子。ただし、児童扶養手当施行令別表第1及び高校生(専攻科・別科は除く)の場合は、20歳未満。

ロ 両親がいない等の理由でイの児童を監護・養育する養育者(祖父母等)

(4) 事業の形態

自治事務である。

神奈川県下は、川崎市以外の32市町村が同じ基準で事業を行っている。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移(3か年)

当該事業目的は、助成金の支給により母子、父子世帯等の自立促進の援助に寄与することであり、当該効果を数値化することが難しいことから、当事業の成果指標は設定されていない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-2-11-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数 (単位: 件) (延べ)	93,157	111,227	97,028

出典: 所管課提出資料

医療費の助成を受ける場合は医療証の交付を受ける必要がある。受給対象者が病院等に医療証を提示して診療等を受けた場合に、市が助成金額を当該病院等に支払う形となっている。医療証の有効期限は1年間であり、毎年1月に更新が行われている。

令和2年度(2020年度)以降はコロナ禍による外出控えとそれに伴う受診機会の減少が影響し、支給件数も前年度比大きく減少している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-2-11-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	308,897	295,738	276,309
決算額 (千円)	292,549	259,638	269,928

出典: 所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおり、決算額は当初予算額のおよそ90~100%の規模で安定的に推移している。予算額と決算額に大きな乖離はない。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-11-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
扶助費	263,524	ひとり親医療費助成
需用費及び役務費	6,404	手数料支払いなど
合計	269,928	

出典: 所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-2-11-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額 (千円)
母子及び父子福祉推進事業費等補助	83,557
合計	83,557

出典: 所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見 19】 過払金管理

(現状)

児童扶養手当の受給対象者は当該事業も支給対象者となる場合が多いが、ひとり親等医療費助成事業においては、過年度における過払金発生に伴う遡及請求・回収が発生している支給者も存在する。このような支給者に対して、当該事業にかかる助成金支給状況や過払金の有無について適時に状況確認ができるような体制が整備されていない。

(課題)

児童扶養手当と同様に福祉システムを利用しており、共通する支給者情報も多いが、特に情報連携の仕組みはなく個別に管理している状況であり、管理の効率性に課題がある。

また児童扶養手当の受給対象者は当該事業も支給対象者となる場合が多いため、児童扶養手当の支給において問題が生じた場合に、当該事業の支給について問題は生じていないかどうか、適時に確認することが困難な体制となっている。

(意見)

同じシステム内で管理しており、共通事項も多い児童扶養手当との情報連携を整備し、より標準化、効率化された管理体制の構築を検討することが望ましい。

【意見 20】 助成対象項目の複雑さによる業務の属人化

(現状)

助成対象となる医療費の範囲については細かな定めがあり、届出書受付後の内容審査を任せられる担当者が限られている。

(課題)

届出書にかかる内容審査を担当することができる人材が限られているため管理が属人化している。

また、件数が多いことに加え、医療費助成という性格上、受給者の家計に与える影響が大きくかつ適時な支給が求められる場合もあるため、審査に十分な時間をかけることができず、職場内訓練の時間確保が難しい。

さらに、当該業務を担える担当者の増強を図りたいものの、現在の職員数に余裕がなく、結果として職場内訓練の時間の確保が難しい。

(意見)

属人的な管理を脱却するため、チェックリストの設置やシステムを利用した情報連携など、標準的な管理の仕組みの構築が望まれ、そのための時間確保のためにも、人員の増強が望まれる。

また、届出書の内容審査を担える担当者を増やすため、育成期間中に合わせて一時的に人員増強を図るなど、職場内訓練の時間を確保することが望ましい。

No12 母子家庭等自立支援事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、施行令、施行規則
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法
職業安定法、職業安定法施行規則

(2) 事業目的

母子世帯等の就労や養育費の確保による安定した収入をもって自立した生活を送ることができるよう支援する。

(3) 事業内容

- イ 自立支援教育訓練給付金
- ロ 高等職業訓練促進給付金
- ハ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金
- ニ 就業支援（パソコン）講座の実施
- ホ 在宅就業推進事業の実施
- ヘ 就労相談事業の実施
- ト 養育費確保支援事業

(4) 事業の形態

国庫補助事業（母子家庭等対策総合事業）である。各事業における補助の割合は以下のとおり。

- イ、ロ、ハは国庫補助 3/4
- ヘのうち自立支援プログラム作成費用は国庫補助 10/10
- 上記以外は国庫補助 1/2

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3か年)

当該事業目的は、母子世帯等が安定した収入による自立した生活を実現させることにあり、当該効果を数値化することが難しいことから、当事業の成果指標は設定されていない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3か年)

図表 5-2-12-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自立支援教育訓練給付金の支給数 (単位：件)	32	21	16
高等職業訓練促進給付金の支給数 (単位：延月数)	255	254	173
パソコン講座受講者数 (単位：人)	47	65	74
就労相談実利用者数 (単位：人)	78	64	58
就労相談就労決定者数 (単位：人)	32	24	30
養育費弁護士相談実利用者数 (単位：人)	37	60	67
養育費にかかる公正証書等作成補助金交付決定者数 (単位：人)	-	26	38
養育費にかかる保証契約補助金交付決定者数 (単位：人)	-	3	1

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 年)

図表 5-2-12-2 事業費の推移 (3 年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	53,376	49,364	51,406
決算額 (千円) A	41,102	61,631	34,005
決算額の内国庫返還金 B	1,236	21,318	6,134
A - B (千円)	39,866	40,313	27,871

出典：所管課提出資料

決算額増減の最も大きな要因は、前年度の国庫補助金超過額返還金の増減にある。

事業の主な活動としては就労相談や職業訓練の支援等であり、きっかけとなるイベントの開催状況や申請件数によって決算額が大きく推移する。令和2年度からは養育費確保支援事業が開始されており、養育費の取り決めにかかる補助費や周知啓発のための広告費が、決算額が前年比増加した要因のひとつとなっている。そのほか利用件数が増加している事業としては、就業支援のうちパソコン講座であり、商工会議所との連携による e-ラーニングを利用した講座を実施しており、土曜日や夜間も可能、託児もあり、好きな時間に受講できる点がコロナ禍における需要と合致し、利用件数増加につながっている。一方、令和3年度にかけて利用件数が落ち込んでいるものとしては自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練給付金であり、資格取得の要望は継続的にあるものの、支給が事後に行われる形式のため受講に当たっては予め資金を確保しておく必要があること、加えてコロナ禍の影響により講座開催数自体が減少したことが主な減少理由となっている。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-12-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
旅費	3	委託事業者と打ち合わせ旅費
需用費	73	プリンタートナー、事務用品 養育費啓発カード
役務費	4	利用者アンケート返信用切手
委託料	8,498	パソコン講座、在宅就労、就労相談、養育費弁護士相談委託料
使用料及び賃借料	5	養育費セミナー会場使用料
備品購入費	15	自立支援関連書籍購入費
負担金、補助及び交付金	779	公正証書等作成補助 養育費保証契約補助
扶助費	18,496	自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金
償還金、利子及び割引料	6,134	令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金にかかる超過交付額の返還金
合計	34,005	

出典：所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-2-12-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
母子家庭等対策総合支援事業費補助(充当)	18,957
合計	18,957

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No13 特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費繰出金

1. 事業の概要

2. 指標、実績

当事業費繰出金は、後述する「No18 特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費」と一般会計、特別会計の関係にある。そのため、事業の趣旨は「No18 特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費」と同一であることから、「1. 事業の概要」及び「2. 指標、実績」は「No18 特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費」で記載している部分を参照されたい。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-2-13-1 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	12,000	10,000	10,000
決算額 (千円)	7,971	9,244	9,296

出典：所管課提出資料

特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の事務費相当額として、法令の定めにより一般会計から特別会計へ繰り出している。

(2) 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-2-13-2 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
繰出金	9,296	一般会計から特別会計への繰出金 (No18 の特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の事務費相当額)
合計	9,296	

出典：所管課提出資料

(3) 令和3年度 (2021年度) 歳入決算の主な特定財源

当繰出金に関して、特定財源はない。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No14 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

【ひとり親世帯分】

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領
- ・横須賀市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

【その他世帯分】

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給要領
- ・横須賀市子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給事業実施要綱

(2) 事業目的

【ひとり親世帯分】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯の養育者は心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞うため。

【その他世帯分】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯の養育者は心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く）を見舞うため。

(3) 事業内容

【ひとり親世帯】

児童扶養手当受給者等に対して、児童1人当たり、8万円（うち3万円は本市独自加算）を支給する。

【その他世帯】

児童手当受給者のうち、令和3年度（2021年度）住民税が非課税の者等に対して、児童1人当たり、8万円（うち3万円は本市独自加算）を支給する。

(4) 事業の形態

自治事務である。ただし、国が定めた支給要領に準じて行う。

財源は以下の通り。

市独自上乗せ分（1人当たり3万円）：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金

上記以外及び事務費：子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

当該事業目的は、給付金の支給により新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯の援助に寄与することであり、当該効果を数値化することが難しいことから、当事業の成果指標は設定されていない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-2-14-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ひとり親世帯数 (単位：世帯)	—	—	3,338
同 児童数 (単位：人)	—	—	4,996
その他 世帯数 (単位：世帯)	—	—	2,386
同 児童数 (単位：人)	—	—	4,240

出典：所管課提出資料

令和3年度（2021年度）に初めて実施された給付である。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-2-14-2 事業費の推移（3か年）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額（千円）	—	—	—
決算額（千円）	—	—	736,904

出典：所管課提出資料

令和3年度（2021年度）の補正予算作成時にはじめて予算追加されたものであるため、令和3年度（2021年度）の当初予算額には含まれていない。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-14-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額(千円)	主な内容
給与費	1,044	会計年度任用職員
需用費	306	消耗品費及び印刷製本費
役務費	3,426	郵送料及び振込手数料
扶助費	732,130	給付金
合計	736,904	

出典：所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-2-14-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助	459,805
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	277,098
新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金	1
合計	736,904

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No15 養育医療給付事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

母子保健法、同施行令、同施行規則
未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱
神奈川県未熟児養育医療県費負担金交付要綱

(2) 事業目的

体重 2,000 グラム以下または未熟児状態で生まれた乳児が、通常児と同程度の身体機能を持つまでの入院医療の給付を行う。

(3) 事業内容

- イ 対象者＝体重 2,000 グラム以下児または生活力薄弱児
- ロ 給付内容＝出生時からの入院加療の費用
(詳細)
 - ・ 保険診療自己負担＋食事療養費一部負担金
 - ・ 転院後も引続き対象となる
- ハ 給付対象年齢＝出生時～1 歳未満
- ニ 自己負担＝納税額により自己負担あり
(養育医療費用徴収規則による)

(4) 事業の形態

法定受託事務である。負担割合は国負担金：1/2、県負担金：1/4、残りは横須賀市の負担となっている。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3 か年)

当該事業目的は、未熟児状態で生まれた乳児が正常児と同程度の身体機能を得るまでの医療費等を支援することであり、当該効果を数値化することが難しいことから、当事業の成果指標は設定されていない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 年)

図表 5-2-15-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数 (延べ) (単位: 件)	231	118	114

出典: 所管課提出資料

支給は月次で行われており、上記は延べ件数である。1歳未満の入院養育を必要とする新生児を対象としており、毎年およそ30~40人ほど申請があるものの、入院期間には個人差があり1年継続して入院を要する新生児は稀である。令和元年度は長期の入院を要する新生児がいた影響もあり、支給件数が相対的に増加している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 年)

図表 5-2-15-2 事業費の推移 (3 年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	15,853	22,856	23,228
決算額 (千円)	32,635	12,527	18,450

出典: 所管課提出資料

1人当たりにかかる医療費の規模には個人差が生じるため、予算を精緻に見積もることが難しく、予算額と決算額の乖離が大きく生じる年度もある。

(2) 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-2-15-3 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
扶助費	13,595	養育医療費助成
委託料、償還金、利子及び割引料	4,855	前年度負担金の還付、支払手数料など
合計	18,450	

出典: 所管課提出資料

(3) 令和3年度 (2021年度) 歳入決算の主な特定財源

図表 5-2-14-4 令和3年度 (2021年度) 歳入決算の主な特定財源

名称	金額 (千円)
母子衛生費国庫負担金	5,923
母子衛生費県負担金	4,773
合計	10,696

出典: 所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No16 小児慢性特定疾病医療給付事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、横須賀市小児慢性特定疾病審査会条例、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱

(2) 事業目的

特定の疾病にり患した児童等に早期に適正な医療費助成を行い、健全な育成を図る。

(3) 事業内容

18歳未満の児童で、特定の16疾患群にり患し、かつその症状や治療内容が基準を満たす者に医療費の助成を行う（自己負担あり）。ただし、18歳到達時に認定を受けているときは、20歳到達前まで延長できる。

（自己負担）

イ 「医療費の2割」または所得に応じた月ごとの「負担上限額」

ロ 入院時食事療養費の2分の1

(4) 事業の形態

法定受託事務である。負担割合は国負担金：1/2、残りは横須賀市の負担となっている

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

当該事業目的は、特定疾病にり患した児童の健全な育成に寄与することであり、当該効果を数値化することが難しいことから、当事業の成果指標は設定されていない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-2-16-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数（延べ） （単位：件）	2,652	2,939	3,131

出典：所管課提出資料

支給は月次で行われており、上記は延べ件数である。対象となる児童数の規模は年間およそ260～280人程度で推移している。支給件数増加傾向となっている要因としては、医療技術発展に伴い助成対象となる疾病の種類が毎年増加しているためである。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-2-16-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	59,070	52,744	52,084
決算額 (千円)	52,225	83,682	75,393

出典：所管課提出資料

1人当たりにかかる医療費の規模には個人差が生じるため、予算を精緻に見積もることが難しく、予算額と決算額の乖離が大きく生じる年度もある。

(2) 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-2-15-3 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
扶助費	72,872	小児慢性特定疾病医療費助成
給与費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、償還金、利子及び割引料	2,522	
合計	75,393	

出典：所管課提出資料

(3) 令和3年度 (2021年度) 歳入決算の主な特定財源

図表 5-2-14-4 令和3年度 (2021年度) 歳入決算の主な特定財源

名称	金額 (千円)
小児慢性特定疾病医療費国庫助成金	41,609
小児慢性特定疾病医療給付事業費補助	814
合計	42,423

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No17 小児医療費助成事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

横須賀市医療費助成条例、同施行規則、小児医療費助成事業実施要綱(県要綱)

(2) 事業目的

小児にかかる医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、これをもって、小児の健康の増進に資することを目的とする。

(3) 事業内容

0歳～中学校卒業までの児童を対象に保険診療の医療費自己負担分全額の助成を行う。助成条件は市内在住で健康保険に加入していることのみ、出生時等の交付申請に基づき小児医療証を交付する。また医療証発行前の診療に対する償還払いも受付ける。

イ 所得制限：なし

ロ 一部負担金（患者徴収金）：なし

図表 5-2-17-1 小児医療の助成範囲

健康保険証のみ		小児医療の助成範囲	
健康保険の負担分		健康保険の負担分	
自己負担分を病院に支払う		小児医療の横須賀市の負担分	
+		+	
保健診療にあたる医療費以外を病院に支払う		保健診療にあたる医療費以外を病院に支払う	

出典：所管課提出資料

(4) 事業の形態

自治事務である。県補助金の負担割合は 1/3 である。

通院については 0～6歳まで（未就学児）

入院については 0～中学校卒業まで

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3 年)

当該事業目的は、小児の健全な育成支援に寄与することであり、当該効果を数値化することが難しいことから、当事業の成果指標は設定されていない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 年)

図表 5-2-17-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給件数 (延べ) (単位: 件)	654,833	483,673	529,915

出典: 所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 年)

図表 5-2-17-3 事業費の推移 (3 年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	1,252,230	1,256,910	1,076,826
決算額 (千円)	1,312,525	1,017,826	1,141,497

出典: 所管課提出資料

令和2年度(2020年度)以降はコロナ禍による外出控えとそれに伴う受診機会の減少が影響し、支給件数も前年度比大きく減少している。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-17-4 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
役務費	32,681	小児医療審査手数料
扶助費	1,103,219	小児慢性特定疾病医療費助成
給与費、需用費	5,598	その他手数料など
合計	1,141,497	

出典: 所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-2-17-5 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
小児医療費助成事業補助	148,062
合計	148,062

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見21】 助成対象項目の複雑さによる業務の属人化

(現状)

助成範囲としては保険診療にあたる医療費が対象となるが、保険医療の対象範囲に細かな定めがあり、特に償還払い時の場合、届出書受付後の内容審査にて当該申請が保険医療の対象範囲に該当するかどうかの判断を任せられる担当者が限られている。

(課題)

届出書にかかる内容審査を担当することができる人材が限られているため管理が属人化している。

また、件数が多いことに加え、医療費助成という性格上、受給者の家計に与える影響が大きいかつ適時な支給が求められる場合もあるため、審査に十分な時間をかけることができず、職場内訓練の時間確保が難しい。

さらに、当該業務を担える担当者の増強を図りたいものの、現在の職員数に余裕がなく、結果として職場内訓練の時間の確保が難しい。

(意見)

属人的な管理を脱却するため、チェックリストの設置やシステムを利用した情報連携など、標準的な管理の仕組みの構築が望まれ、そのための時間確保のためにも、人員の増強は望まれる。

また、届出書の内容審査を担える担当者を増やすため、育成期間中を定めて一時的に人員増強を図るなど、職場内訓練時間を確保することが望ましい。

No18 特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

母子及び父子並びに寡婦福祉法及び同法施行令

母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則

(2) 事業目的

特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費は、配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童、並びに配偶者のいない女子でかつて児童を扶養していたもの又はそのものが扶養している 20 歳以上の子等に対し、資金を貸付けることにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童等の福祉を増進させることを目的とする。

(3) 事業内容

貸付資金（①事業開始資金、②事業継続資金、③技能習得資金、④就職支度資金、⑤住宅資金、⑥転宅資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨修学資金、⑩就学支度資金、⑪修業資金、⑫結婚資金）を必要とする配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童、並びに配偶者のいない女子でかつて児童を扶養していたもの又はそのものが扶養している 20 歳以上の子等に対し、貸付要件を満たす場合に資金の貸付けを行う。

(4) 事業の形態

中核市移行に伴い県から委譲された事業である。

貸付金は、国庫からの借入金をもとに、以降は償還額を充当している。また、不足が見込まれる場合は新たに国庫より借り入れを行う。

事務費は主に一般会計より繰入金を充当しており、横須賀市が負担している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3 年）

図表 5-2-18-1 成果指標の推移

指標名		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
現年度分償還率 ²¹ (単位：%)	目標	80.0	80.0	80.0
	実績	83.7	87.9	88.8

²¹ 当該会計年度中に償還期限が到来した貸付額及び利子のうち、当該年度 4 月 1 日から出納閉鎖期限の翌 5 月 31 日までに償還された額の割合

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
過年度分償還率 ²² (単位：%)	目標	7.1	7.1	7.1
	実績	8.5	9.7	9.1

出典：所管課提出資料

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-2-18-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就学支度資金	26 件	9 件	15 件
修学資金	44 件	25 件	11 件
修業資金	2 件	1 件	1 件
技能習得資金	0 件	1 件	0 件
転宅資金	1 件	1 件	1 件
貸付件数合計	73 件	37 件	28 件

出典：所管課提出資料

令和2年(2020年)以降は、独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格が緩和されたことに伴い、就学支度資金、就学資金の貸付件数が減少し、結果として当該事業の合計貸付件数も減少している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-2-18-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	147,000	163,000	223,000
決算額 (千円)	45,256	26,932	31,942

出典：所管課提出資料

決算額は、貸付件数や金額により変動するが、独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格が緩和されたことで、令和2年度(2020年度)は減少した。令和3年度(2021年度)は増加に転じたが、令和元年度(2019年度)の決算額を下回っている。

一方、当初予算額は、貸付金元利収入が、新規の貸付額を大きく上回っていることから、余ったお金が当特別会計の予備費に回ることによって増加傾向にある。

²² 当該会計年度の前年度以前に償還期限が到来した貸付額及び利子のうち、当該年度4月1日から3月31日までに償還された金額の割合

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-2-18-4 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

目	金額(千円)	主な内容
事務費	9,419	報酬、給与など
母子福祉資金貸付金	11,991	母子に対する貸付
父子福祉資金貸付金	240	父子に対する貸付
寡婦福祉資金貸付金	—	寡婦に対する貸付
一般会計繰出金	3,124	
元金	7,168	国庫借入金の返済額
合計	31,942	

出典：所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算

図表 5-2-18-5 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な内訳

名称	金額(千円)
一般会計繰入金	9,296
繰越金	178,219
市預金利子	1
貸付金元利収入	99,735
雑入	9
合計	287,257

出典：所管課提出資料

歳入の多くが繰越金である。貸付金元利収入が、新規の貸付額を大きく上回っており、繰越金は増加傾向にある。

4. 監査の結果及び意見

【結果3】貸付対象の誤解

(現状)

令和2年(2020年)4月から独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金の申込資格が拡大し、経済条件を満たした場合にも申込対象となった。制度の変更当初、独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金と当事業の貸付とは併用できないと担当者が誤解しており、申込者に誤って案内をしてしまった。具体的な影響件数は最大4件である。当該誤解は令和3年(2021年)4月には解決され、以後は正しく案内されている。

(課題)

制度の誤解により、当該市民は当事業の貸付を受けることができなくなってしまった可能性がある。また、制度についての問い合わせに関しては、個人を特定していなかったため、誤った案内を訂正することができなかった。

(結果)

関連法令等もしくは関連制度等の変更がなされた場合には、正しい制度理解ができるよう、再発防止策を検討すべきである。

【結果4】貸付条件のシステム登録時のダブルチェック

(現状)

母子・父子自立支援員担当者は、貸付条件を満たすと判断した申請者に「母子・父子・寡婦 福祉資金貸付申請書」を記入してもらい、貸付が決定したのちに、「母子・父子・寡婦 福祉資金貸付申請書」を元に、母子・父子自立支援員担当者が貸付内容や条件を福祉システムに登録を行うことになっている。その後、福祉システムの入力内容に誤りがないか、入力者とは別の担当者が確認し、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書」に押印を行うこととなっている。しかし、令和3年度(2021年度)の貸付件数28件中5件に押印がなかった。別担当者によるダブルチェックは実施したものの押印を失念したとのことである。

(課題)

福祉システムへの登録情報は、以後の債権管理の基礎となる重要な情報である。また、当事業の特徴として、貸付から返済までの期間が空くことが多い(例:大学進学に必要な費用の貸付について、大学卒業・就職後から返済を開始する)ため、仮に誤って登録した場合であっても当時の経緯を知る担当者が在籍しているとは限らない。これらのことから、福祉システムへの登録状況のダブルチェックは、業務において重要な統制となっている。

(結果)

ダブルチェックを確実に実施し、そのダブルチェックがなされたことを押印によって明示しておく必要がある。

【結果5】平成26年度（2014年度）の監査指摘や意見の担当部内での認識

（現状）

平成26年度（2014年度）の包括外部監査の指摘・意見事項について、担当部内で共有がなされておらず、担当者の認識がなかった。指摘2件中2件、意見6件中2件は改善がみられたが、意見4件については引き続き対応中である。

（課題）

認識がなかった理由として、担当者の変更時に引継がなされなかったことが挙げられる。また、既に改善に向けたアクションが実施されており、引継対象という認識がなかったものもある。

（結果）

日々の業務へ反映する必要がある項目については、引継を行うことが求められる。

【意見22】貸付金の審査基準へのマニュアル反映について（一部、平成26年度（2014年度）意見事項）

（現状）

市では貸付金の貸付時に予備審査と本審査を行っており、本審査では過去に貸し付けた福祉資金の返済金の滞納が無いこと、市税などの滞納がないこと、既存の借金の返済に充てるためのものではないこと等を確認しており、具体的に審査のポイントを定めた基準やマニュアルは神奈川県のものを使用している。しかし、横須賀市の判断で、その後の償還に無理のないように審査・助言するなどの施策を取っていることもあり、神奈川県のマニュアル通りの対応でない部分もある。

（課題）

準拠するマニュアル担当者の変更があった場合など、貸付基準が同じ水準とならない可能性がある。

（意見）

横須賀市独自の対応を行う部分については、独自のマニュアル整備を行うことが望ましい。

【意見 23】 債権回収事務の一元化について（平成 26 年度（2014 年度）意見事項）

（現状）

市では未収債権を効率的かつ効果的に徴収するため、各債権所管課の債権を税務部（平成 26 年度（2014 年度）当時名称：財政部）納税課に移管して債権回収事務を一元的に実施する制度を設けている。移管の対象債権は原則として介護保険料や保育料等の強制徴収公債権となっており私債権である母子寡婦福祉資金貸付金は移管の対象外である。

（課題）

同一対象者への債権が複数発生している場合には、全てを一元的に管理することで回収事務の効率化が図れる。

（意見）

強制徴収公債権だけではなく非強制徴収公債権や私債権についても管理の一元化を検討していくことが望ましい。

【意見 24】 債権管理システムの活用について（平成 26 年度（2014 年度）意見事項）

（現状）

債権管理は主に債権管理システムにより行っているが、貸付申請書や借用証書をシステムとの関連付けのために紙台帳を使用している。債権管理システムの情報はデータ出力できるものとできないものがあり、例えば、ある一定期間の滞納金額を集計し、出力することはできない。

（課題）

集計や分析を行う際にデータ出力できないと、非効率であったり、誤りが発生する可能性がある。

（意見）

貸付金に係る情報についてはデータ上で一元管理を行うことができるよう、債権管理システムを整備することが望ましい。

【意見 25】 貸付金の返済期間について（平成 26 年度（2014 年度）意見事項）

（現状）

母子寡婦福祉資金の貸付制度に係る据置期間や返済期間は、神奈川県を参考として決定している。しかしながら、母子及び寡婦福祉法施行令では母子寡婦福祉資金貸付金の据置期間及び返済期限の上限を定めている。市では修学資金、技能習得資金（これに伴う生活資金を含む）、就学支度資金の最長返済期間を原則 10 年間、住宅資金は 6 年としているが、母子及び寡婦福祉法施行令で定められた返済期間はそれぞれ 20 年及び 7 年となっており伸長の余地がある。特に修学資金、技能習得資金（これに伴う生活資金を含む）、就学支度資金の貸付は比較的貸付実績も多く、その貸付金の内容からも、ひとり親家庭の親の自立支援に効果を発揮していると考えられる。なお、市の母子寡婦福祉資金の貸付制度（修学資金・大学）と日本学生支援機構が実施している奨学金制度を比較すると、貸与月額と貸与月数は同一であるものの、市では返済年数を原則 10 年としており、日本学生支援機構の奨学金の返済年数は 14 年～18 年と大きな差がある。

（課題）

返済年数を長くすることで、月々の返済額は減り債務者の負担は大きく軽減されると考えられる。

（意見）

債権の回収期間は長期化することになるが、結果として滞留債権を増加させるよりも、無理なく確実な返済を受けるために資金貸付の際の返済年数について、長期化を検討していくことが望ましい。また、前述のとおり、新規の貸付額が減少傾向にあるなかで、貸付金元利収入が、新規の貸付額を大きく上回ることで、繰越金が増加傾向にある。債権の回収期間を長期化することで、貸付金の利用促進にも資するものとする。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) 貸付金回収のための施策について（指摘）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

（指摘・意見の概要）

母子寡婦福祉資金貸付金の回収率について、現年度分は平成 25 年度は 70.8%とわずかに上昇傾向にあるものの、滞納繰越分については平成 21 年度より 7%程度と極めて低く、さらに年々回収率は悪化の一途を辿っている。

母子家庭は一般的に経済的に厳しい状況にあるケースが多く、母子寡婦福祉資金の貸付を受ける世帯については特に経済的に困窮しているという事情も考えられるが、そのためにきちんとした回収を行わなければ、約定通りに返済を行っている世帯との間で不公平が生じてしまう。また、滞納額が増加していくことを防止するために次年度以降の貸付審査を厳しくするとなれば、貸付を必要としている世帯が制度を利用できなくなる恐れもある。

平成 21 年度から平成 25 年度にかけて、市では主に母子自立支援員 3 人と督促推進員 2 人が貸付金の回収業務を行っている。滞納対策強化のために平成 25 年度から督促推進員 2 人の勤務を週 1 日から週 2 日、1 日当たりの勤務時間を 4.75 時間から 6 時間に増やしてはいるものの、これにより回収率が改善したとは言えない状況である。市は平成 26 年度から支払督促申立の実施を予定しているが、速やかに体制を整備し、悪質なケースに対しては法的措置を実施すべきである。

また、経済的に困窮している家庭に対しては回収業務の実施方法を見直し、訪問や電話による督促だけではなく、返済計画の見直しも含めた具体的な資金計画を策定すべきである。弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家の関与についても検討し、貸付金回収のための施策を講じていくべきである。

（市の措置内容）

弁護士やファイナンシャルプランナーの専門家を課単独で雇用や委託をしても活用しきれないと思われるので、現状のまま、納税課債権回収担当が委託等をしている弁護士、ファイナンシャルプランナーを活用していきたい。

法的措置は、平成 26 年度中に裁判所に支払督促の申立てをしたうえで、強制執行（給料の差押え）も実行した。引き続き取り組みたい。

ロ 措置状況のフォローアップ

法的措置については、平成 27 年度（2015 年度）以降も行っている。平成 27 年度から令和 3 年度（2021 年度）に行った訴訟以降通知発送の貸付件数は 117 件、簡易裁判所へ申し立てた支払督促の件数は 24 件であり、貸付金回収のための施策を講じている。

(2) 不納欠損処理について (指摘)

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

(指摘・意見の概要)

市が過去5年間に行った不納欠損処理は、債務者から時効援用の申し出があったことにより行われた平成25年度の1件のみである。回収事務の効率化のためにも、債務者及び全ての連帯保証人が行方不明になってしまい何年も連絡がとれないケース等、明らかに回収不能となった債権は、基準を設けて適時に不納欠損処理すべきと考えられる。

市は現在、母子寡婦福祉資金貸付金に係る債権放棄マニュアルを作成中であるが、速やかにマニュアルを完成させ、これに従って債権整理を実施すべきである。

(市の措置内容)

平成25年度に時効の援用による不納欠損処理1件と平成26年度中に1件の債権放棄を実施したが、作成中のマニュアルを速やかに完成させ、平成27年度以降も順次取り組んでいく。

ロ 措置状況のフォローアップ

平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)に債権放棄を行い不納欠損を行った貸付件数は50件である。令和2年度(2020年度)から令和3年度(2021年度)は処理しなかったが、令和4年度(2022年度)は26件候補を抽出し、情報と資料を収集しているところであり、今後とも債権の整理を積極的に行っていきたいとのことである。債権放棄の実務については、納税課作成のマニュアルを使用し、実施している。

(3) 貸付金の審査基準について (意見)

(4) 債権回収事務の一元化について (意見)

(5) 債権管理システムの活用について (意見)

(6) 貸付金の返済期間について (意見)

上記4項目については、引き続き改善に取り組んでいる状況であり、「4. 監査の結果及び意見」の【意見22】～【意見25】に記載している。

(7) 他部署との連携について (意見)

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

(指摘・意見の概要)

母子寡婦福祉資金制度による貸付金は市が強制徴収を行うことができない私債権であるため、回収のための手続として複雑な法的措置を要する場合がある。市では現在策定中の債権回収マニュアルや支払督促申立の申請について納税課債権回収担当から様式の提供を受けており、また納税課主催の弁護士相談を利用している。また、滞納督促業務において何らかの懸念事項が発生した場合には個別に納税課債権回収担当に質問及び相談を行っている。しかしながら、債務者への催告や支払督促の方法、裁判所との事務手続のやり方といったノウハウについては日常的に納税課担当者と情報を共有することが有用であるため、個別に懸念事項が発生した場合だけではなく、納税課担当者とノウハウの共有を行うためのミーティングや納税課の課内連絡の回覧等を行い、常日頃から債権回収のノウハウを納税課担当者と共有することが望ましい。

(市の措置内容)

納税課債権回収担当主催の研修会等には可能な限り出席するとともに、随時、助言を受けたり、意見交換をしている。これからもより一層連携を密にしていきたい。

ロ 措置状況のフォローアップ

納税課債権回収担当主催の研修会等に参加するとともに、随時、助言を受けたり、意見交換をしている。また、納税課の電話督促を見学し、研修としており、改善がみられる。

(8) 母子家庭等ではなくなった場合の措置について (意見)

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

(指摘・意見の概要)

「母子寡婦福祉資金貸付のご案内」によると、母子寡婦福祉資金の貸付中に母子家庭等でなくなった場合には貸付は停止となる。また、同様に完済前に母子家庭等でなくなった場合には一括での返済が求められると記載されている。しかしながら、一般的に修学資金や技能習得資金は貸付期間が長期となり金額も比較的多額となるため、ひとり親家庭ではない家庭においても一括で貸付金全額を返済することは困難であると思われる。そのため、実際の運用としては、借受者が母子家庭等でなくなった場合でも市への貸付金の分割返済を認めている。現状では「母子寡婦福祉資金貸付のご案内」の記載と実態が異なっているため、分割返済に関する適切なガイドラインを定め、「母子寡婦福祉資金貸付のご案内」における該当箇所の記載を修正すべきである。

(市の措置内容)

本貸付資金は、福祉目的の資金であり、原則無利子となっている。したがって、ひとり親家庭ではなくなった場合には、原則として、速やかに全額償還となること他の一般の方との公平性の観点から望ましい。しかしながら実態として分割返済を認めている以上、ガイドラインを整備することは必要と考える。

ロ 措置状況のフォローアップ

「母子父子寡婦福祉資金貸付のご案内」において、一括での返済を求める記述は削除されている。

Ⅲ 児童相談課

No19 児童相談所運営事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童福祉法

(2) 事業目的

児童の養育についてあらゆる相談を受け、必要に応じ児童の家庭状況、生育などを専門的な角度から調査判定し、適切な保護・指導を行い児童の福祉向上を目指す。

(3) 事業内容

児童相談所の維持及び運営を行う。

イ 児童福祉司業務や各種相談、施設入所支援等に係る必要物品の調達

ロ 心理検査、療育手帳等の判定業務に要する物品の調達

ハ 児童相談所情報システムの保守、リース機器の維持管理

ニ 家庭訪問や児童移送等に使用する公用車の維持管理

(4) 事業の形態

都道府県・政令市・児童相談所設置市にて実施している。

国庫補助（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）にて、補助金の対象となる支出に対して1/2の補助が行われている。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-3-19-1 成果指標の推移

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談受付件数 (単位：件)	目標	1,366	1,466	1,566
	実績	1,424	1,119	1,630

出典：所管課提出資料

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-3-19-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談受付件数 (単位: 件)	1,424	1,119	1,630

出典: 所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-3-19-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	19,378	17,069	20,006
決算額 (千円)	18,118	16,268	22,421

出典: 所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおりである。令和3年度(2021年度)は、当初予算額、決算額ともに例年よりも増加傾向にあるが、児童相談所情報システムの改修、公用車事故賠償金支払いが生じたためである。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-3-19-4 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
給与費	3,428	会計年度職員
旅費	1,268	出張旅費
需用費	3,458	消耗品費、燃料費、修繕費など
役務費	875	公用携帯代など
委託料	6,226	児童相談所情報システム保守管理
使用料及び賃借料	4,522	児童相談所情報システム機器借り上げ、有料道路代、公用車リース代
備品購入費	298	児童相談所情報システムPC、シュレッダーなど
負担金、補助及び交付金	175	各研修負担金など
補償、補填及び賠償金	2,125	公用車事故賠償金
公課費	50	公用車車検重量税
合計	22,421	

出典: 所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-3-19-5 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助	1,593
雑入	2,914
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,800
合計	6,308

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見26】 児童虐待防止の啓発

(現状)

毎年11月の児童虐待防止推進月間では、横須賀中央駅前の通路へ横断幕の掲示、市民活動サポートセンター・市内商業施設への児童虐待に関するパネルの展示等を行っている。しかし、児童虐待防止推進月間を除いた期間においては、国から配布されたポスター・チラシを横須賀市役所庁舎内にて展示することにとどまっている。

(課題)

児童虐待防止推進月間を除いた期間での横須賀市役所庁舎内でのポスター・チラシの展示は、児童本人や周囲の目に留まる機会が少なく、児童虐待防止のために相談を促すという観点からは効果が限定的であると考えられる。

(意見)

毎年11月に行っているパネルの展示期間の延長や、学校へ児童虐待防止啓発資料を配布、講演の実施することにより、児童虐待防止の啓発、児童相談所への相談・通報を促すことが望ましい。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) 児童虐待防止の啓発について（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

（指摘・意見の概要）

市が実施している広報活動は、児童虐待防止推進月間である11月に限定されており、効果は限定的である。テレビコマーシャルや市道・国道に常設する看板、ラッピングバス等、より効果のある広報活動を実施することにより、児童虐待防止を啓発することを検討していくことが望ましい。

（市の措置内容）

費用対効果を考慮し、今後もより効果的な啓発方法を検討していく。

ロ 措置状況のフォローアップ

意見26に記載のとおり、児童虐待防止推進月間では広報活動がなされているが、効果が限定的であるため、今後も対応が必要である。

(2) 緊急性判断の指針の整備について（意見）

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

（指摘・意見の概要）

平日夜間、休日に受け付けた相談・通報に係る市職員の緊急性判断の恣意性を排除し、更に効果のある対応を行う観点からは、緊急性判断の指針となる規程やマニュアルを整備していくことが望ましい。

（市の措置内容）

様々な緊急対応への判断をマニュアル化するのは難しいが、援助方針会議で情報を共有し、所長やSV（係長）から助言を得るなど、複数で対応し判断する体制を取っている。今後も統一された判断ができるようにしていきたい

ロ 措置状況のフォローアップ

平日夜間、休日に相談・通報を受け付けた場合の業務フローを作成し運用している。また、通報を受けた場合にはSV（係長）へ情報を共有することで、1人で判断を下さないようにしている。

No20 一時保護所運営事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童福祉法

(2) 事業目的

児童相談所に一時保護所を附設し、緊急保護、行動観察、短期入所指導を目的として要保護児童を一時保護する。

(3) 事業内容

虐待等により保護した要保護児童に対し、生活指導、健康管理、食事指導、教育・学習指導、レクリエーション、行動観察等を行う。

(4) 事業の形態

都道府県・政令市・児童相談所設置市にて実施している。

国庫補助（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）にて、補助金の対象となる支出に対して1/2の補助が行われている。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

無し

当該事業の目的は、一時保護により児童の心身の安全、健康を守ることである。

一時保護所にて児童を保護すべきかの判断は、児童の家庭環境、外部環境等を踏まえて総合的に行っており、保護児童の人数、保護日数により成果を図ることが難しいため、成果指標は設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-3-20-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保護児童延べ人数（単位：人）	176	126	133
保護延べ日数（単位：日）	6,611	5,684	6,832

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-3-20-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	89,354	105,367	105,925
決算額 (千円)	86,507	93,876	103,881

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおりである。令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）にかけて、当初予算額及び決算額ともに増加傾向にある。増加要因は、新型コロナウイルス感染症の流行によるPCR検査費用等の増加、所内居室等の修繕費用の増加、給食委託業者変更に伴う委託料の増加である。

(2) 令和3年度（2021年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-3-20-3 令和3年度（2021年度）歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
給与費	57,358	学習講師、児童指導員、看護師等
旅費	68	出張旅費
需用費	7,218	消耗品費、修繕費、医薬材料費等
役務費	1,197	PCR検査料、公用携帯代等
委託料	36,142	給食、リネン借り上げ、残菜処分等
使用料及び賃借料	36	外出行事入場料等
備品購入費	1,860	食器洗浄機、洗濯乾燥機等
負担金、補助及び交付金	5	模試受験費用負担金
合計	103,881	

出典：所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-3-20-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
児童保護費国庫負担金	33,275
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助	16,778
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	456
雑入	2,016
合計	52,525

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見 27】 給食業者の選定

(現状)

横須賀市長期継続契約に関する条例では、長期継続契約を締結できる条件を同条例 2 条にて以下のとおり定めている。

- | |
|---|
| <p>(1)物品の賃借に係る契約</p> <p>(2)建物清掃業務委託、有人警備業務委託、庁舎案内業務委託等の常時継続して業務を履行させ、かつ、業務を履行する受託者に対し特別な訓練を受けさせる必要があるため、単年度の契約では安定した業務の履行に支障が生じるおそれがある契約</p> <p>(3)機械警備業務委託等の常時継続して業務を履行させ、かつ、業務を履行するに当たって機器の導入等の相当な初期費用が必要となるため、単年度の契約では著しく不利となる契約</p> <p>(4)特殊な機器及びシステム等の保守運転管理業務委託等の業務を履行するに当たって専門的な知識又は技術を必要とする業務であり、受託者以外に業務を履行することができる者がいないため、単年度の契約では継続的な業務の履行に支障が生じるおそれがある契約</p> <p>(5)前各号に定めるもののほか、業務の適正な履行のために市長が特に必要と認める契約</p> |
|---|

給食業務に関する契約は長期継続契約を締結できる契約として明記されていない。そのため、契約期間を 1 年としたうえで、最長 4 年間は同条件で契約の更新が可能であると定め、プロポーザル方式にて給食業者を選定してきた。

令和 2 年度（2020 年度）に契約していた給食業者より、契約更新の半年前に契約更新の意志を確認していたにもかかわらず、令和 2 年（2020 年）12 月に翌年度の人員確保が困難であることを理由に、令和 3 年度（2021 年度）の契約を辞退された。その後競争入札を行ったが入札件数が 0 件であり、近隣の給食業者へ直接依頼をかけたが、受託可能な給食業者が 1 社のみであった。

(課題)

令和 3 年度（2021 年度）契約の競争入札において入札件数が 0 件となった大きな要因は、契約開始日の 3 か月前に契約更新の辞退をされてしまったことで十分な入札期間を確保できなかったことにある。

本件は特殊な事情によって入札件数が 0 件であったが、近年給食業務や清掃業務等の労働集約型の業務は人手不足が顕著であるため、最長 4 年の契約更新を可能としても単年度契約では今後も安定的な供給を確保できるかという点が懸念される。さらに、食事の性質上、一定以上の品質である必要があり、短期間での交代は望ましくない。

また、長期継続契約に関する条例は平成 17 年（2005 年）に施行されて以来改正されおらず、現在の社会情勢に対応できていないと考えられる。

(意見)

給食業務は一時保護所にて生活している保護児童へ毎日提供しなければならず、保護児童の生活に直結する。よって、安定的な給食の供給を確保するために、給食業務について長期継続契約に関する条例第2条(5)の適用、あるいは条例の改正を検討し、長期継続契約を締結することが望ましい。

【意見 28】 一時保護所運営にかかわる寄附(物品)の募集

(現状)

寄附によって生活必需品以外の物品を賄っている自治体もあるが、横須賀市では物品の寄附の募集は行っておらず、寄附の申し出に対しても基本的に辞退している。

寄附の申し出は使用済みの家具や昔の玩具など、児童相談所が申し出を受けた際に必要としていない物品が多く、個別の案件へ対応する職員の負担が大きいこと、さらに申し出を受けるか否かについて明確な基準を定めることが困難なため、寄附の募集は行っていない。

なお、金銭による寄附は児童福祉指定寄附や基金等にて受付をしている。

(課題)

寄附の募集をしていないため、物品の購入は市の財源、補助金にて行う必要があるが、予算の都合上、保護児童の使用する玩具、生活の質を向上させる物品等、生活必需品以外の物品の購入が困難である。

(意見)

保護児童の生活の質を向上させるためにも予算確保が困難である場合には、寄付等で対応することが望ましい。民間の通販サイトと提携し「ほしい物リスト」として必要な物品を公開し、必要な物品のみを受け取るサービスを活用している自治体などもある。横須賀市においても、積極的に外部サービスを活用し、職員の負担がかからないように対応することが望ましい。

【意見 29】 会計年度任用職員の待遇

(現状)

一時保護所では児童指導員 5 名、心理職員 1 名、管理栄養士 1 名、看護師 1 名、学習講師 2 名を会計年度任用職員の定員としている。しかし、図表 5-3-20-5 のとおり、一部人員を確保できていない状況が続いている。また、令和 3 年度の児童指導員は令和元年度、令和 2 年度と比較して人月数は多いが、任期中での退職や、年度途中で採用したため任期は満了しているが数カ月で退職されてしまい、入れ替わりが激しかった。

図表 5-3-20-5 会計年度任用職員の就業状況

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
児童指導員 (単位：人月) (定数は 60 人月)	48	41	54
心理職員 (単位：人月) (定数は 12 人月)	12	3	12
管理栄養士 (単位：人月) (定数は 12 人月)	12	12	12
看護師 (単位：人月) (定数は 12 人月)	12	12	12
学習講師 (単位：人月) (定数は 24 人月)	24	24	24

出典：所管課提出資料

(課題)

会計年度任用職員制度の導入に伴い令和 2 年度 (2020 年度) に給与表の改定が行われたが、制度変更に対応するための改定であるため、平成 19 年 (2007 年) に定めた非常勤職員報酬額から大幅な変更はなく、会計年度任用職員の待遇向上には至っていない。

会計年度任用職員の雇用形態上、契約期間は単年度であるため翌年度の契約更新をしないことは一般的な退職とは異なるが、入れ替わりが激しい状況では、新しく採用した会計年度任用職員へ教育が必要であり、現場の負担が大きい状況が続いている。

(意見)

物価の上昇等を踏まえて定期的な給与表の改定を行い、会計年度任用職員の待遇向上を図ることが望ましい。

また、児童福祉司など資格要件のある職種の人員は児童相談所だけではなく、他部課でも必要とされているため、正職員のみを配置することは難しいが、会計年度任用職員の欠員は、児童の処遇に大きな影響を及ぼすとともに、専門性の高い職種は人員数の確保だけではなく、業務への深い理解と経験が必要となることから、可能な限り正職員の比率を高めていくことが望ましい。

No21 児童虐待防止協力体制整備事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童福祉法

児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関担当者研修実施要綱

(2) 事業目的

児童虐待防止の推進と関係機関の協力体制の整備を図るため、児童福祉法第13条等に基づく児童福祉司任用前講習会、その他研修会の開催や関係機関への連絡会を開催する。児童相談所における児童虐待への迅速・的確な対応を行うため、児童福祉司とともに問題解決にあたる虐待対応協力員を配置し対応の強化を図る。

(3) 事業内容

イ 児童福祉司任用前講習会・任用後研修及び所長・SV研修の実施

ロ 保健・福祉・教育関係者、民生委員研修会の実施

ハ 虐待対応協力員の配置

(4) 事業の形態

都道府県・政令市・児童相談所設置市にて実施している。

国庫補助（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）にて、補助金の対象となる支出に対して1/2の補助が行われている。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

無し

本研修は任用に必要な研修であるため、職員の人事異動によって研修の実施回数は異なり、外部要因に影響を受けるため、成果指標を設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-3-21-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
研修会実施回数 (単位：回)	7	6	5
研修参加人数 (単位：人)	151	92	62

出典：所管課提出資料

新型コロナウイルスの流行前では、研修の開催時に定員に余裕がある場合は、必修受講者以外に研修内容に関連する業務へ従事している方々へ参加を呼びかけていた。しかし、新型コロナウイルスの流行に伴い、必修受講者以外の参加者が減少傾向にある。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-3-21-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	4,231	4,434	4,329
決算額 (千円)	3,810	3,938	4,260

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおりである。虐待対応協力員の時間外勤務時間の増加に伴い人件費が加傾向にある。また、令和3年度(2021年度)は研修の実施回数が令和元年度(2019年度)、令和2年度(2020年度)と比較して少ないが、委託料が必要な研修を実施したため、増加した。

予算額と決算額に大幅な差異はない。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-3-21-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
給与費	3,860	虐待対応協力員
報償費	150	研修講師謝礼
旅費	2	出張旅費
需用費	33	消耗品費
委託料	216	研修委託料
合計	4,260	

出典：所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-3-21-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助	2,101
合計	2,101

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No22 児童相談所機能強化事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童福祉法

横須賀市未成年後見人支援事業実施要綱

(2) 事業目的

児童虐待防止の推進と児童相談所における児童虐待への迅速・的確な対応を行うため、専門職員を配置し児童相談所の機能強化を図ることを目的とする。

また、家庭裁判所への申し立てに係る弁護士謝礼や、未成年後見人が必要な児童に対して報酬の助成等を行うことで、児童が安心して未成年後見人制度を利用できることを目的としている。

(3) 事業内容

イ 法的対応機能強化のため、非常勤弁護士を配置する

ロ 子どもの医学診断・継続診療の実施のため、精神科嘱託医師を配置する

ハ 専門的助言を得るため学識経験者の専門員を配置する

ニ 家庭裁判所への申し立てに係る弁護士謝礼

ホ 未成年後見人への報酬の助成等の支援を行う

(4) 事業の形態

都道府県・政令市・児童相談所設置市にて実施している。

国庫補助（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）にて、補助金の対象となる支出に対して1/2の補助が行われている。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

無し

専門家への相談の必要性は、各案件の性質によって異なる。そのため、相談件数等をもとに一律に成果を図ることが困難なため、成果指標を設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-3-22-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
弁護士 (単位: 件)	121	90	121
精神科医師 (単位: 件)	196	199	144
専門員 (単位: 件)	43	25	41

出典: 所管課提出資料

相談件数の推移は上表のとおりである。年度によって増減が生じているが、相談の必要性がケースワーカーの抱える案件の内容によって、影響を受けるためである。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-3-22-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	4,375	5,182	5,170
決算額 (千円)	4,067	4,427	4,643

出典: 所管課提出資料

図表 5-3-22-3 未成年後見人報酬助成制度等の利用者数と助成額の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数 (単位: 人)	1	3	5
助成金額 (単位: 千円)	60	785	1,080

出典: 所管課提出資料

事業費の推移は図表 5-3-22-2 のとおりである。増加傾向にあるが、図表 5-3-22-3 のとおり、未成年後見人報酬助成制度の利用者数の増加によるものである。未成年後見人制度の性質上後見人を選定した場合、原則として成人するまで継続して契約が行われるため、増加傾向にある。さらに、令和2年度(2020年度)より未成年後見人報酬助成制度が変更され、助成制度の対象者が増加したことも要因の1つである。なお、令和元年度(2019年度)は助成金額が60千円と小さいが、助成の申請期間が3か月と短かったためである。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-3-22-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
報酬	3,142	弁護士、精神科医師、専門員
報償費	1,410	未成年後見人報酬助成等
需用費	45	消耗品費
役務費	46	未成年後見賠償責任保険料等
合計	4,643	

出典：所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-3-22-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助	2,321
合計	2,321

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見30】 専門家との契約の締結

(現状)

専門家へ業務を委嘱するにあたり、辞令書を交付している。辞令書には異動内容、任期、月額報酬が記載されている。

(課題)

業務の内容については担当者間で調整がなされているが、辞令書の異動内容には専門家として業務を委嘱する旨のみが記載されており、勤務条件や業務内容が明文化されていない。

(意見)

専門家の業務は案件によって多岐にわたるため、全ての業務内容を記載することは困難であるが、月額報酬、任期以外の勤務条件や業務内容の概要について覚書等を締結するなどして明文化することが望ましい。

【意見 31】 専門員の任期

(現状)

配置している専門家について、弁護士、医師は一定年数ごとに交代がなされているが専門員は後任が見つからない状況が続いている。

専門員は児童相談所の抱える案件についてケースワーカーへ助言等を行う業務であることから、児童相談所の業務内容への理解と児童や保護者の心理状態、子育て、教育などに関する専門知識が必要である。現在の専門員は児童相談所の実務経験があり、元教授であることから、学術的な側面、実務的な側面の双方からバランスの良い助言が可能である。

専門知識及び実務経験を兼ね備えた後任が見つからない中、児童相談所開所以来貢献いただいているが、今後個人への負担が大きくなってしまふ恐れがある。

(課題)

専門員は会計年度任用職員と異なり任期の定めがないため、後任がない場合等では任期の更新年数に区切りをつけることが困難である。長期間関与することは横須賀市児童相談所の特有の事情に関する知見が蓄積し、より適切な助言が可能となるという利点があるが、一方で属人化してしまい、個人への負担の増加や他の専門家との交流の機会を失う恐れがあるという側面がある。

(意見)

会計年度任用職員制度では、同一職員について5年間までは任期の更新が可能であるが、引き続き6年目以降も継続する場合には、会計年度任用職員の募集手続きを行い、再度応募することが必要になっている。専門員についても会計年度任用職員制度を参考に更新期間に区切りを設けて、その都度募集条件等の見直しを含めて継続して任用する場合の手続きを行うことが望まれる。

No23 里親委託推進等事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童福祉法

里親相談員設置要綱

週末等家庭短期滞在事業実施要綱

3日里親制度実施要綱

里親への委託前教育実施要綱

里親研修実施要綱

(2) 事業目的

里親委託を推進するために、子どもに最も適合する養育里親等の選定調整を行うとともに、養育里親や関係機関との連絡調整、里親の負担軽減を図るための里親相互の相談援助や生活援助等を行うことで里親委託を推進する。

(3) 事業内容

里親委託等推進員を配置し、里親家庭への訪問指導や里親による相互交流を図り、また、週末等家庭短期滞在事業や3日里親制度、委託前のマッチング等を実施する。

(4) 事業の形態

都道府県・政令市・児童相談所設置市にて実施している。

国庫補助（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）にて、補助金の対象となる支出に対して1/2の補助が行われている。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-3-23-1 成果指標の推移

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
里親委託率※ (単位：%)	目標	23.0	25.0	27.0
	実績	23.0	26.7	33.6

出典：所管課提出資料

$$\text{※里親委託率} = \frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{要保護児童数 (里親+ファミリーホーム+児童養護施設+乳児院入所児童数)}}$$

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-3-23-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
里親登録数 (単位:組)	33	35	37
里親相談員相談 (単位:件)	138	78	75
週末等家庭短期滞在事 (単位:日)	132	45	49
3日里親 (単位:日)	133	21	37
委託前養育 (単位:日)	-	-	59

出典: 所管課提出資料

里親の登録数は増加傾向にある。一方、新型コロナウイルスの影響により、週末等家庭短期滞在、3日里親などの短期間の里親事業では日数が減少している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-3-23-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	4,567	4,524	5,188
決算額 (千円)	4,433	3,973	4,751

出典: 所管課提出資料

事業費の推移は上記のとおりである。報償金が支給される週末等家庭短期滞在、3日里親、委託前養育について、対象となる児童の人数が変動するため、決算額に変動が生じている。また、令和3年度(2021年度)は、里親委託等推進員の時間外勤務に対する人件費が増加したことも増加要因の一つである。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-3-23-4 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
給与費	3,899	里親委託等推進員
報償費	785	里親相談員、週末等家庭短期滞在事業等
旅費	18	出張旅費
負担金、補助及び交付金	50	里親会補助金
合計	4,751	

出典: 所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-3-23-5 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
児童虐待・DV対策総合支援事業費補助	2,915
子育て基金繰入金	500
合計	3,415

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) 里親申請及び登録者数増加のための施策について(意見)

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

(指摘・意見の概要)

平成25年度末で市に登録されている里親は17組で平成23年度末から横ばいである。市民向けの里親講座の開催や、市役所1階や行政センターで巡回相談等の、より積極的な実施、委託費の見直し等、里親申請・登録数が増えるような施策を実施していくことが望ましい。

(市の措置内容)

平成27年度に、特別養子縁組の取り組みを行うが、養子縁組への注目が集まることで里親への関心も高まるものと期待している。養子縁組に興味のある方に、養育里親の説明をし、登録へ誘導するような方法を検討する。

ロ 措置状況のフォローアップ

平成27年度(2015年度)より特別養子縁組について民間団体と協定を締結し、事業拡大を図るなど認知向上に努めている。さらに里親フォーラム、里親講座の開催等の広報活動を行っており、平成25年度末(2013年度末)から令和3年度末(2021年度末)にかけて、里親登録数は37組へと20組増加している。また、里親委託率についても成果目標を達成している。

No24 児童養護施設学習支援事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童養護施設学習支援事業実施要綱
児童養護施設学習講師派遣登録要綱

(2) 事業目的

施設入所児童の家庭学習の習慣づけを支援し、学校不適應・施設不適應を予防し、自立した社会人となれることを目指す。

(3) 事業内容

市内の児童養護施設に学習講師を派遣する。
学習講師とは、児童養護施設に入所している小・中学生への学習支援を行う講師のことである。

(4) 事業の形態

国庫補助（生活困窮者就労支援準備支援事業等国庫補助金）にて、補助金の対象となる支出に対して1/2の補助が行われている。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-3-24-1 成果指標の推移

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
高校進学率 (単位：%)	目標	100	100	100
	実績	100	100	100

出典：所管課提出資料

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-3-24-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学習講師派遣 (単位：時間)	1,750.75	952.00	752.50

出典：所管課提出資料

学習講師の派遣時間は上表のとおりである。新型コロナウイルスの流行によって感染防止の観点から派遣時間は減少傾向にある。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-3-24-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	3,798	3,120	3,008
決算額 (千円)	2,807	2,026	2,059

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおりである。学習講師の派遣時間が減少したため、令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)は令和元年度(2019年度)と比較して減少している。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-3-24-4 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
報償費	1,245	学習講師謝礼
需用費	8	消耗品費
備品購入費	13	教材費
償還金、利子及び割引料	794	令和2年度歳入超過返還金
合計	2,059	

出典：所管課提出資料

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-3-24-5 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額 (千円)
生活困窮者就労準備支援事業等国庫補助	632
合計	632

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見 32】 学習講師の勤務実態の確認

(現状)

学習講師への謝礼金額は、出勤簿に記載されている勤務時間に応じて算定している。学習講師は出勤時に出勤簿へ勤務時間を記載し、月末に児童養護施設は出勤簿を児童相談所へ提出する。現在、児童養護施設への視察の際に学習講師の勤務の実態について児童相談所での確認がなされていない。

(課題)

児童養護施設の提出する出勤簿が実態に即していない場合、適正な金額が支給されない恐れがあるが、確認が行われていないため学習講師の勤務が実態に即しているか判断ができない。

(意見)

児童養護施設へ訪問し、出勤簿にて出勤とされている学習講師が実際に出勤しているか授業を見学することや、児童養護施設の職員へ出勤回数を質問するなどして、学習講師の勤務状況について確認することが望ましい。

IV こども家庭支援課

No25 療育相談センター事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童福祉法・医療法・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・療育相談センター条例

(2) 事業目的

乳幼児から概ね 18 歳までの子どもとその保護者を対象とし、相談・診断・リハビリテーション等の療育支援を行うことで、地域生活の充実及び社会適応の一助となることを目的とする。

(3) 事業内容

診療所、通園、地域生活支援の 3 つの機能をもつ療育相談センターの運営事業である。施設の名称は、「横須賀市療育相談センター」である。

イ 診療

小児精神科、小児神経内科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、摂食外来

ロ 通園

福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、保育所等訪問支援

ハ 地域生活支援

療育相談、各種教室、巡回相談、障害児相談支援など

(4) 事業の形態

指定管理者制度にて療育相談センター運営事業を実施している。県内各自治体の多くも指定管理者制度を含む委託あるいは直営等により児童発達支援センターを設置している。

本市の療育相談センター事業では対象者を概ね 18 歳までとし、小学生や中学生までとしている他自治体に比べ対象を広げているのが横須賀市の特色である。

国及び県の補助金対象ではなく、横須賀市の単独財源で運営している。

なお、本事業の所管課は令和 4 年度（2022 年度）から民生局福祉こども部福祉施設課に変更されている。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3 年)

横須賀市は、施設の特性として一概には利用者数や実績を増やすことを目標にはできないと考えており、成果指標は設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 年)

図表 5-4-25-1 利用件数、支給件数など実績の推移
【診療部門】

	開所 日数	受診者総数		受診者内訳 (延べ)		診療・療法科目内訳									
		初診	再診	通園施設 利用者※1	通園施設 利用者以	小児 精神	耳鼻 咽喉	リハ ビリ	小児 歯科	心理 療法	理学 療法	作業 療法	言語 療法	看護	臨床 検査
R1年度	244日	803人	11196人	680人	11319人	5428人	45人	235人	139人	2397人	1074人	1348人	1048人	280人	5人
R2年度	243日	745人	9672人	609人	9808人	4594人	38人	214人	98人	2013人	910人	1244人	1009人	295人	2人
R3年度	242日	943人	11825人	649人	12119人	6284人	40人	227人	124人	2391人	964人	1291人	1064人	378人	5人

	受診者数のうち※2早期療 育教室等利用者数	かもめグループ	院外処方せん 発行枚数	各種証明書 発行件数	
R1年度	2,979人 (延べ)	16回開催	87人参加 (延べ)	1,507枚	294件
R2年度	893人 (延べ)	16回開催	106人参加 (延べ)	1,548枚	290件
R3年度	1,382人 (延べ)	16回開催	112人参加 (延べ)	1,900枚	375件

※1 通園施設は、医療型児童発達支援センター。

※2 早期療育・療育教室を利用している児童のうち、教室利用時に診療や各種療法で診療点数が発生した延べ人数 (かもめグループを含む)

出典：所管課提出資料

【通園部門】

	医療型			福祉型			水治療		交流保育	
	開所日数	在籍児童数 ※3	通所児童数 (延べ)	開所日数	在籍児童数 ※3	通所児童数 (延べ)	回数	参加児童数 (延べ)	回数	参加児童数 (延べ)
R1年度	213日	10人	1044人	220日	107人	6671人	12回	32人	5回	13人
R2年度	191日	11人	805人	219日	98人	6521人	0回	0人	0回	0人
R3年度	209日	10人	1138人	216日	102人	6320人	13回	29人	3回	3人

※3 年度末の在籍人数

保護者勉強会

	開催回数	参加人数 (延べ)
R1年度	6回	113人
R2年度	6回	114人
R3年度	6回	94人

保護者を対象とした施設見学会

	開催回数	参加人数 (延べ)
H31年度	3回	35人
R2年度	3回	20人
R3年度	2回	23人

保育所等訪問支援 (令和3年度新規事業)

年度	相談件数	施設別訪問件数									合計
		幼稚園	保育園	こども園	子育て支援拠点	児童福祉施設	学校	特別支援学校	家庭訪問	その他	
R1年度											0件
R2年度											0件
R3年度	17件	0件	16件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	17件

出典：所管課提出資料

【地域生活支援部門】

	開所日数	電話相談	面接相談
R1年度	240日	5368件	1282件
R2年度	243日	4596件	963件
R3年度	242日	5738件	1360件

保護者同意による巡回相談

年度	相談件数	施設別訪問件数									
		幼稚園	保育園	こども園	子育て支援拠点	児童厚生施設	集団検診	学校	家庭訪問	その他	合計
R1年度	263件	75件	33件	34件	0件	0件	0件	28件	0件	4件	174件
R2年度	145件	30件	28件	28件	0件	0件	0件	22件	0件	1件	109件
年度	相談件数	幼稚園	保育園	こども園	子育て支援拠点	児童福祉施設	学校	特別支援学校	家庭訪問	その他	合計
R3年度	185件	51件	34件	52件	0件	0件	15件	4件	0件	0件	156件

施設のコンサルテーションを目的とした巡回相談

年度	相談件数	施設別訪問件数									
		幼稚園	保育園	こども園	子育て支援拠点	児童厚生施設	集団検診	学校	家庭訪問	その他	合計
R1年度	67件	8件	5件	6件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	20件
R2年度	66件	5件	10件	8件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	23件
年度	相談件数	幼稚園	保育園	こども園	子育て支援拠点	児童福祉施設	学校	特別支援学校	家庭訪問	その他	合計
R3年度	48件	4件	9件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	16件

各種教室 ※人数は延べ人数 左から実施回数、参加延べ人数、会場相談件数

年度	コア教室（親子教室）			バンド教室（親子教室）		
	回数	人数	件数	回数	人数	件数
R1年度	107回	549人	128件	104回	448人	162件
R2年度	79回	335人	99件	82回	336人	91件
R3年度	103回	473人	118件	117回	537人	159件
年度	ひよこ教室（早期療育教室）			べんぎん教室（早期療育教室）		
R1年度	37回	133人	29件	66回	364人	125件
R2年度	31回	55人	19件	82回	326人	113件
R3年度	38回	134人	17件	96回	618人	189件
年度	くじら教室（早期療育教室）			らっこグループ（早期療育教室）		
R1年度	76回	478人	186件	11回	58人	12件
R2年度	53回	237人	78件	9回	27人	9件
R3年度	66回	339人	121件	12回	81人	3件
年度	ポニー年中教室（療育教室）			ポニー年長教室（療育教室）		
R1年度	40回	258人	33件	75回	362人	61件
R2年度	34回	272人	39件	65回	394人	124件
R3年度	40回	284人	13件	78回	572人	100件

障害児相談支援

	新規作成	更新作成	変更作成	モニタリング
R1年度	163件	449件	106件	979件
R2年度	112件	533件	64件	875件
R3年度	143件	607件	78件	1,089件

特定相談支援

	新規作成	更新作成	変更作成	モニタリング
R1年度	0件	0件	0件	2件
R2年度	0件	3件	0件	2件
R3年度	0件	1件	1件	1件

講演会の開催

	開催回数	参加人数（延べ）
R1年度	1回	129人
R2年度	1回	69人
R3年度	1回	138人

講座の開催（家族セミナー）

	開催回数	参加人数
R1年度	4回	41人
R2年度	4回	38人
R3年度	4回	31人

出典：所管課提出資料

診療部門、通園部門、地域生活支援部門に共通する傾向として、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）にかけて利用者数・件数が減少し、令和3年度（2021年度）にかけて回復（一部については令和元年度（2019年度）を越えている）したことがあげられる。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、利用者数・件数が令和2年度（2020年度）に落ち込みが見られたが、令和3年度（2021年度）から通常運営に戻ったことで回復した影響である。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-4-25-2 事業費の推移（3か年）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額（千円）	466,713	472,919	481,379
決算額（千円）	443,308	446,646	456,211

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおり、当初予算額 466,713 千円～481,379 千円、決算額 443,308 千円～456,211 千円で推移している。予算額と決算額に大幅な差異はない。

(2) 令和3年度（2021年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-4-25-3 令和3年度（2021年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
需用費	805	修繕料、医薬材料費
委託料	455,406	指定管理料、産廃処理委託料
合計	456,211	

出典：所管課提出資料

指定管理者へ支払う指定管理料は 455,380 千円であり、歳出決算額の大部分を占めている。なお、指定管理者との契約上、1件につき 30 万円（消費税等を含む。）を超える修繕は市の負担で実施することになっており、その修繕料が需用費に計上されている。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-4-25-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
児童発達支援センター委託収入	113,127
療育相談センター診療所使用料	61,060
合計	174,187

出典：所管課提出資料

診療部門(外来)の診療収益及び通園部門の自己負担(給食費等)が、療育相談センター診療所使用料61,060千円である。

通園部門の収入(自己負担以外)及び地域生活支援部門の収入が、児童発達支援センター委託収入113,127千円である。

4. 監査の結果及び意見

【結果6】指定管理者の支出内容の検討

(現状)

指定管理者から毎月提出されている業務報告書については年間予定表と実際に実施した事業の比較や診療所や通園の開所日数は予定どおりか、各種教室の実施日や教室ごとの児童数と配置されている職員数は適正かどうかを確認している。さらに、年度末に提出される事業報告書については毎月提出されている業務報告書との整合性について確認している。

しかし、支出内容について、当年度に取得した備品は年度末にチェックしているが、それ以外の支出はチェックしていない。備品をチェックしているのは、横須賀市の備品台帳に登録するためであり、納品書などのエビデンスとの突合を1点1点行っている。

なお、収入は、横須賀市に入金されており（利用料金制の施設ではない）、横須賀市は、毎月、指定管理者から月報を入手し、人数と金額の確認を行っている。

(課題)

平成26年度（2014年度）の包括外部監査で、指定管理料の大部分を占める人件費について当該人員の勤務状況を確認するなど、主要な項目について支出内容の適切性を検討することが必要との「指摘」があり、横須賀市も対応する旨の措置内容を公表していた。しかしながら、担当課によるとチェックを1年だけ実施したが、その後はチェックを実施していないとのことである。

指定管理料は多額であり、誤った支出決算額をもとに精算してしまうと影響が大きいといえる。

(結果)

決算額のうち、備品以外についても、主要な項目については支出内容の適切性をチェックすべきである。

例えば、以下のような方法で決算額をチェックすることが考えられるので、参考にされたい。

(ア) 拠点区分別の資金収支計算書との照合

指定管理料の精算のために指定管理者が作成した「令和○年度 横須賀市療育相談センター指定管理業務収支計算書（決算書）」の決算額の欄は、指定管理者の財務諸表の中の「横須賀市療育相談センター拠点区分 資金収支計算書」と基本的には一致するはずなので、両者を突合することが考えられる。なお、両者では一部の支出項目について支出の計上箇所が異なるので、その場合は総額での一致を確認することになる。また、指定管理料のうち、事務管理経費は指定管理者の事務手数料の相当する部分であり、拠点区分別の資金収支計算書の支出とは一致しない点に留意が必要である。

(イ) 予実分析等

「令和○年度 横須賀市療育相談センター指定管理業務収支計算書（決算書）」には、予算額と決算額が併記されているので、予実差が著しい費目については、横須賀市としても必要に応じて増減要因を確認することも検討することが考えられる。それに加えて、決算額について前期比較することで、増減理由を検討することなども考えられる。

【結果7】療育センターに貸与している備品管理の徹底

(現状)

指定管理者が指定管理料で購入した備品は、横須賀市へ所有権を移転した上で、横須賀市から指定管理者へ無償貸与の手続を行っている。この備品を除却（破棄）する際には、事前に横須賀市の承諾（返納手続）を取ってから処分する必要がある（「横須賀市療育相談センター指定管理者の管理に関する仕様書」11（1）、横須賀市物品会計規則第14条）。

しかし、平成20年（2008年）3月に取得した備品2点（取得金額は計22万円）について、令和元年（2019年）8月27日に新型の備品に交換したが、その際に新型の備品を納品した業者が旧型の備品を引き取って処分してしまっていた、すなわち横須賀市の事前承諾なく除却してしまっていたことが、令和4年（2022年）2月～3月に指定管理者が実施した備品貸与台帳の更新作業で判明している。

交換後に、新規に取得した新型の備品は備品台帳に登録していたので、本件が発見されるまでは新型と旧型の両方の備品が備品台帳に計上されている状態であった。

なお、指定管理者が実施する備品貸与台帳の更新作業とは、既に台帳に掲載、及び当年度新規に取得した備品の設置場所を確認し、最新の情報に置き換える作業であり、毎年2月～3月にかけて実施している。

(課題)

本事案については、2点、課題がある。

1点目は、業者が引き取ってしまったことが原因とはいえ、横須賀市が所有する資産を、指定管理者が横須賀市の事前の承諾なく処分してしまった点である。

2点目は、備品台帳上は旧型と新型の両方の備品が計上されている状態であったので、本来は令和2年（2021年）2月～3月に実施している備品台帳の更新作業で発見・報告されるべきであったと考えられるが、発見と報告が2年遅れの令和4年（2022年）3月になってしまった点である。備品台帳と現物との照合作業は、各部門の現場担当者（例えば保育士など）が行っているとのことであり、日々の通常業務がある中での確認作業になるため、照合作業が疎かになってしまっていた可能性がある。

(結果)

横須賀市では、令和3年（2021年）2月10日付で、療育相談センター所長に対して、療育相談センターに貸与している備品の管理徹底の依頼を実施している。本件事案を受けて、改めて、処分（廃棄）や備品貸与台帳の更新作業での留意点をアップデートして、指定管理者の各部門の担当者にも再度周知すべきである。特に、今回の事案は備品の交換から発生しているため、交換に伴って除却が発生する場合には、事前に市の承諾がある点を注意喚起すべきである。

それに加えて、例えば指定管理者が実施する現場職員への説明会に市職員も参加して留意点を伝達したり、市職員がサンプルベースで現物確認を実施することなども検討することが望まれる。

【意見 33】 横須賀市療育相談センターの第 3 期の指定管理者の選定手続き

(現状)

横須賀市療育相談センターの指定管理期間は 1 期 8 年間であり、令和 4 年度（2022 年度）は第 2 期の 7 年目にあたり、令和 5 年度（2023 年度）で第 2 期の指定管理期間が終了する。

現在（第 2 期）の指定管理者は、第 1 期から継続して同一法人が担当しており、いずれの期も、公募ではなく、「指名（指名されたのは 1 法人のみ）」で選定されている。現在の第 2 期の指定管理者の選定に関して、第 2 期の第 3 回療育相談センター指定管理者審査委員会議事録（平成 27 年 10 月 16 日付）によると「今回の審査は、現在、療育相談センターを管理・運営している団体に対する適否の判断であったが、次に審査を行う場合は、他の団体も含めた選考にするかどうかについて、指定管理期間が終了する 2、3 年前を目安に議論してほしい。」と審査委員会の要望が記載されている。

第 3 期の指定管理者は、令和 4 年度（2022 年度）中に公募や指名かの選定方法を庁内で決定（市長決裁）し、令和 5 年（2023 年）4 月から始まる審査委員会の審査を経て選定される。第 3 期の指定管理者の選定方法については、所管課によると、診療部門、通園部門、地域生活部門の 3 つの療育機能を着実に実施していることに加え、保育園、幼稚園などに巡回相談を行うなど地域連携も積極的に行っているほか、指定管理者の発案で新規に開始した自主事業について高く評価できる内容であった点などのこれまでの実績を踏まえて、今後、正式に方針を決定したいと伺っている。

(課題)

指定管理者の選定は、公募を行うことが原則的な手続きである。なお、例外的な選定手続を採用することは認められているが、それを採用する場合には、庁内で合理的な理由を検討し、文書化する（記録に残す）ことが必要であり、これは選定手続の透明性を確保するうえで重要と考える。

(意見)

横須賀市の「公の施設の指定管理者制度に関する指針（平成 30 年 4 月 1 日改正）」によると、合理的な理由があるときは公募を行わず、指定管理者を指定することができるものとされている。当該指針では、公募を行わない施設として、以下のとおり示されている。

【公募を行わない施設】

- ① 施設の設置目的、性格から管理の代行者を特定することが適当な施設
- ② 施設運営のための専門性と継続性が特に必要な施設

指定管理者を指名する場合でも、上記指針では「公募に準じ必要な申請書類等の作成、提出を求め、選考項目の確認を行うこととする」とされており、指名の場合でも、公募に準じて申請書の作成と審査委員会による審査が行われている。

監査人も、横須賀市及び近隣団体における類似施設の設置状況を検討し、施設利用者のアンケート結果等を閲覧し、（現状）に記載した所管課の意向の背景は理解したところである。一方で、選定手続の透明性の観点から、横須賀市において、公募を行わない

「合理的な理由」を検討する（記録に残す）ことが必要である。所管課によると、過去（第1期と第2期）も指名の方針決定については、市長決裁を行い、適切に記録に残していると同っているが、第3期も同様に留意されたい。

5. 前回の監査の指摘や意見に対する市の措置状況について点検

(1) 指定管理者の支出内容の検証について (指摘)

イ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

(指摘・意見の概要)

療育相談センターで、指定管理者から毎月提出されている業務報告書については年間予定表と実際に実施した事業との比較や診療所や通園の開所日数は予定どおりか、各種教室の実施日や教室ごとの児童数と配置されている職員数が適正かどうかを確認している。さらに、年度末に提出される事業報告書については毎月提出されている業務報告書との整合性について確認している。しかし、支出内容について備品以外はチェックしていない。

指定管理料は多額であり、また、指定管理者は療育相談センター以外の業務も実施していることから、その支出に当たっては、大部分を占める人件費について当該人員の勤務状況の資料を確認するなど、主要な項目について支出内容の適切性についても検証することが必要である。

(市の措置内容)

人件費については、年度末に非常勤、嘱託を含む全職員を対象に個別の給料等支給実績を書面にて報告させることとした。

また、50万円以上の委託料について、契約書等の委託金額及び請求書等の支払い実績が分かるものを書面にて報告させることとした。

ロ 措置状況のフォローアップ

【結果7】に記載のとおり、指摘後1年間はチェックを実施したが、その後はもとに戻ってしまっていた。【結果7】に記載したような指定管理者の拠点区分別の資金収支計算書と照合する、予実分析や前期比較を行うなどの方法で指定管理者の支出内容を検討すべきである。

(2) 保護者から寄付されたバギーなどについて（意見）

ハ 指摘・意見の概要及び市の措置内容

（指摘・意見の概要）

療育相談センターを視察した際に使用されていないベビーカー・バギーなどが保管されていた。療育相談センターには、保護者から寄付されたベビーカー・バギーなどが利用されずに保管されている。それらのベビーカー・バギーなどは個々の児童の体型に合わせて作られているため、再利用が難しいとのことであった。バギーなどを保管する場所を確保する分だけ利用できるスペースが少なくなっており、場合によっては事故にもつながることから、早急に処分などを含め対応を検討することが望ましい。また、今後は原則としてベビーカー・バギーなどの寄贈を受けない方針であることを明確にし、周知することが望ましい。

（市の措置内容）

既存のバギーについては廃棄するよう伝え、寄贈については今後、受け付けないよう伝えた。

ニ 措置状況のフォローアップ

措置状況のフォローアップのため、ベビーカー・バギーなどが保管されている場所の視察と指定管理者の担当者への質問を行った。指定管理者によると、バギー等は療育相談センターの利用者の乗り物の試乗や、訓練のために必要であるとのことであり、試乗や訓練のために必要な分は引き続き保管しつつ、それ以外のもの（不要なもの）は処分されたことを確認した。

従って、平成 26 年度の上記意見は改善されたものと判断した。

No26 こども家庭総合支援拠点事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童福祉法第10条の2、市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱、児童虐待防止対策支援事業実施要綱、子ども・若者育成支援推進法第4条

(2) 事業目的

児童虐待の未然防止・重篤化防止である。

(3) 事業内容

子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、子どもに関する全般的な相談から、継続支援が必要な家庭のソーシャルワークまでの総合的な相談支援業務を行う事業である。

【こども家庭総合支援拠点事業】

子育て等の相談から、児童虐待の防止までを目的とする事業である。究極的には、児童相談所ケース（重大事案）にならないように予防することを目的としている。単なる相談支援業務だけでなく、家庭訪問を含むソーシャルワークを行っている。以下の4事業から構成される。

- ①子ども家庭支援業務
- ②要保護児童及び要支援児童並びに特定妊婦への支援業務
- ③要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援（育児支援家庭訪問事務局業務等）

【こども青少年相談】

引きこもり、発達障害、問題行動のある4歳～20歳までの青少年の学校生活以外（不登校などの学校生活上の問題は教育委員会が所管）の問題を対象とし、相談業務や家庭訪問を含むソーシャルワークなどを行っている。以下の2事業から構成される

- ①こども青少年相談員による相談支援業務
- ②青少年自立支援関係機関連絡会議の開催

(4) 事業の形態

当事業は、国の児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助事業（国補助率 1/2）の対象である。

こども家庭総合支援拠点は、平成 28 年（2016 年）の児童福祉法の改正で全市町村に拠点設置が求められたもので、平成 30 年（2018 年）の国の通知で令和 4 年度（2022 年度）までに設置するという目標が示された。横須賀市では以前から「要保護児童対策地域協議会運営事業」と「こども青少年相談事業」を実施していたが、この国の目標に従って、これらの事業を組み替える形で、令和 3 年度（2021 年度）にこども家庭総合支援拠点を設置した。

既存の事業をこども家庭総合支援拠点事業に組み替えることにより、国の補助金（児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助事業）が活用できるようになり、また、補助金を活用することで、子ども家庭支援員の新規雇用と、小中学生の虐待予防の継続支援等が可能になった。

こども家庭総合支援拠点の配置人員や形態は地方公共団体の人口規模によって異なるが、横須賀市のこども家庭総合支援拠点は、人口規模により中規模型（児童人口 2.7 万人以上 7.2 万人未満）である。具体的な配置人員及び設置形態は次のとおりである。

配置人員：子ども家庭支援員 3 名、虐待対応専門員 2 名、心理担当支援員 5 名をこども家庭支援課に配置している。子ども家庭支援員は保健師・社会福祉士、虐待対応専門員は社会福祉士、心理担当支援員は心理士である。

形態：従来の相談支援業務に、家庭訪問を含むソーシャルワークを追加し、こども家庭支援課とこども健康課（令和 4 年度から地域健康課）が拠点機能を担う形態での設置となった。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3か年)

こども家庭総合支援拠点事業として新たに事業を開始するにあたり、令和3年度(2021年度)から目標を設定している。令和2年度以前は、実績のみ記載している。

図表 5-4-26-1 成果指標の推移

【こども家庭総合支援拠点事業】

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
要保護児童数に対する終結の割合 (単位：%)	目標	—	—	40.0
	実績	35.9	31.5	43.2

出典：所管課提出資料

成果指標に設定されている「要保護児童数に対する終結の割合」は、要保護児童対策地域協議会に支援対象児童として登録された児童数のうち、「終結」に至った割合である。終結とは、協議会のサポートチーム会議(個別ケース検討会議)で見守りの必要なしと判断された場合や、市外へ移転した場合(移転先の自治体へ引継ぎしている)などである。令和3年度(2021年度)は実績が目標を上回っている。

なお、要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るため、児童福祉法に基づき設置された組織であり、横須賀市医師会、横須賀市民生委員児童委員協議会、横須賀市保育会、横須賀市私立幼稚園・認定こども園協会、市内の児童養護施設及び乳児院、田浦警察署、横須賀警察署、浦賀警察署、民生局福祉こども部、民生局健康部、横須賀市保健所、民生局こども家庭支援センター、横須賀市児童相談所、消防局、教育委員会事務局学校教育部、横須賀市立小学校及び中学校から構成され、こども家庭支援課が事務局を担当している。

【こども青少年相談】

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
青少年相談延べ件数 (単位：件)	目標	—	—	2,000
	実績	1,755	1,213	1,149

出典：所管課提出資料

成果指標として設定している青少年相談の具体的な相談内容は、青少年の引きこもり、問題行動などで、対面で実施している。こども家庭総合支援拠点事業として新たに事業を開始するため支援員の勤務日数を増やしたことから、目標件数はこれまでの実績件数と比較して引き上げた。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長引く中で、対面での相談件数は伸び悩んでいる。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-4-26-2 利用件数、支給件数など実績の推移

【こども家庭総合支援拠点事業】

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
継続支援ケース実人数 (単位：人)	—	—	26

出典：所管課提出資料

継続支援ケース実人数とは、継続支援が必要なケースワークの対象になっている実人数（児童数）である。なお、令和元年度（2019年度）、令和2年度（2020年度）は本事業の開始前であるため、「—」としている（以下、同様）。

【こども青少年相談】

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
青少年相談延べ件数 (単位：件)	1,755	1,213	1,149

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-4-26-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額（千円）	—	—	26,456
決算額（千円）	—	—	25,711

出典：所管課提出資料

予算額と決算額に大幅な差異はない。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-4-26-4 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額(千円)	主な内容
給与費	24,413	青少年相談員、嘱託医師、虐待対応専門員、子ども家庭支援員 人件費
報償費	355	スーパーバイザー謝礼金、青少年自立支援関係機関連絡会議出席者謝礼
旅費	13	研修等出張旅費
需用費	798	子育て支援訪問育児用品、消耗品費、子育て支援訪問食糧費、子ども虐待対応マニュアル印刷製本費
備品購入費	48	図書購入費
負担金、補助及び交付金	85	研修負担金
合計	25,711	

出典：所管課提出資料

相談員等の人件費が事業費の大部分を占めている。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-4-26-5 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助(国庫支出金)市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業	15,138
児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助(国庫支出金)子育て支援訪問事業	32
合計	15,170

出典：所管課提出資料

本事業の人件費や需用費の1/2相当額が国庫補助の対象である。なお、補助金の金額が、3(2)に記載の事業費合計の1/2を超えているが、これは本事業以外の他の事業にも上記補助金の補助対象になる経費があり、便宜上、その補助金も本事業の特定財源として記載しているためである。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No27 こども家庭支援センター管理経費

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

該当なし

(2) 事業目的

こども家庭支援センターとしての事務に係る必要経費を計上する事業単位である。

(3) 事業内容

- ① センター長交際費
- ② 一般事務全般に係る経費
- ③ 特定の事業になじまない会議、研修等に係る経費
- ④ 住基端末借上に係る経費（はぐくみかん5階設置分）
- ⑤ 基幹的職員研修に係る経費の負担金
- ⑥ 民間社会福祉施設賠償責任保険料負担金
- ⑦ 神奈川県児童福祉文化体育協会及び神奈川県福祉施設職員研究会に対する補助

(4) 事業の形態

事業内容⑤のみ国の児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の対象である（補助率1/2）。基幹的職員研修は、神奈川県、川崎市、横浜市、相模原市、横須賀市の5県市で合同で実施している。経費は、児童養護施設等の施設数で按分して負担しており、横須賀市の負担額の1/2が国庫補助の対象となっている。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

こども家庭支援センターの経費のうち、特定の事業に紐づかない間接的な経費を集計している事業という性質上、成果指標は設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

事業の性質上、利用件数・支給件数などの実績は存在しない。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 年)

図表 5-4-27-1 事業費の推移 (3 年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	435	1,090	1,950
決算額 (千円)	406	63,603	38,467

出典：所管課提出資料

令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)で当初予算額よりも決算額が大きく上回っている。これは、国庫補助金の返還金を、補助金受領の翌年度に補正予算を組んで支出しているためである。返還金は、補助対象の事業費の予算から支出するのが原則だが、特に児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金は補助要綱が細かく、還付金を事業毎に紐づけるのが技術的に難しいため、この事業で一括して補正予算を組んで支出しているとのことである。

なお、令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)の補助金返還額が増えたのは、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る事業費について、各児童養護施設等における必要経費がどの程度かかるか見込めない中で、当時は緊急対応が求められたため補助金の上限額で申請しており、結果的に補助金の未執行が多くなったとのことである。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-4-27-2 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
給与費	744	会計年度任用職員
旅費	29	疫学応援等に係る出張旅費
需用費	254	事務用品、プリンタートナー等の購入費
役務費	232	施設賠償責任保険料
委託料	235	医療費支払審査委託、障害児施設給付費支払審査委託
使用料及び賃借料	43	住基参照端末機械借上一式
負担金、補助及び交付金	12	基幹的職員研修負担金
償還金、利子及び割引料	36,921	国庫補助金に係る返還金
合計	38,467	

出典：所管課提出資料

国庫補助金に係る返還金が歳出の大部分を占めている。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 6-4-26-5 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金	6
合計	6

出典：所管課提出資料

前述のとおり、当事業の事業費のうち、基幹的職員研修に係る経費の負担金の1/2が国庫補助金の対象である。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No28 児童措置費支給

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童福祉法第 50 条、51 条

保育所等措置費支弁要綱（母子生活支援施設・助産施設）

児童入所施設等措置費支弁要綱（児童養護施設等）

措置児童等に係る医療事務取扱要綱

(2) 事業目的

児童福祉法に基づく児童福祉施設（母子生活支援施設、助産施設、乳児院、児童養護施設等）へ入所している利用者に係る経費を支出し、入所児者の処遇向上並びに施設職員の待遇改善に係る事業の振興と経営基盤の強化を図る。

(3) 事業内容

① 法定経費：児童福祉法の規定に基づき、施設入所への措置等を行った場合の経費の支出

② 市単独事業費：入所児童の処遇向上、施設運営の健全化推進に係る経費の支出

(4) 事業の形態

上記（3）①法定経費は、国庫負担金（児童保護費国庫負担金）の対象である（補助率 国 1/2）。なお、障害児の通所サービスに係る事業費は、上記国庫負担金に加えて、県負担金（児童保護費県負担金）の対象にもなる（補助率 県 1/4）。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

児童措置費の支給は、児童福祉法等に基づく法定事業であるため、横須賀市は成果指標を設定していない。なお、(3) 事業内容②に記載のとおり、市単独事業費はあるが、法定経費（国の補助）だけでは金額が足りない部分を横須賀市として加算して支給しているという位置づけのものであり、横須賀市としては法定経費と同様に成果指標の設定が馴染まないと考えている。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-4-28-1 利用件数、支給件数など実績の推移

※里親の施設数の列には、里親の世帯数を記載している。

施設種別	令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	施設数	対象数	施設数	対象数	施設数	対象数	
母子生活支援施設	6	37世帯	6	64世帯	6	72世帯	
助産施設	1	10件	1	12件	1	8件	
児童養護施設等	乳児院	1	153人	1	141人	1	101人
	児童養護施設等	13	1,179人	14	1,078人	15	929人
	障害児施設	9	403人	18	440人	13	440人
	里親	19	223人	20	216人	22	285人
	自立援助ホーム	3	22人	2	26人	3	26人
	ファミリーホーム	3	156人	4	175人	4	194人
	計		2,136人		2,076人		1,975人

出典：所管課提出資料

母子生活支援施設の対象世帯数は増加傾向にあるが、助産施設は概ね横ばい、児童養護施設等の利用者数は減少傾向にある。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-4-28-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	1,124,003	1,106,114	1,152,995
決算額 (千円)	1,070,962	1,128,858	1,125,711

出典：所管課提出資料

予算額と決算額に大幅な差異はない。

(2) 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-4-28-3 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
扶助費	1,119,475	児童養護施設等に係る措置費
償還金、利子及び割引料	6,237	令和2年度児童入所施設措置費等国庫負担金超過歳入還付金
合計	1,125,711	

出典：所管課提出資料

児童養護施設等に係る措置費が事業費の大部分を占めている。児童養護施設等に係る措置費のうち法定分は1,095,294千円、市単独事業が24,179千円であり、大部分が法定分の経費である。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-4-28-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
児童措置費負担金	4,043
児童保護費国庫負担金	520,303
児童保護費県負担金	755
合計	525,101

出典：所管課提出資料

児童保護費国庫負担金、児童保護費県負担金の内容は、前述のとおりである。

また、児童措置費負担金は、児童入所施設措置費を支弁した都道府県等は「本人又はその扶養義務者からその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる」と児童福祉法に定めがあるため、福祉施設入所者費用徴収条例を定め保護者等から徴収している負担金である。この児童措置費負担金の調定と回収業務は、こども家庭支援課ではなく、児童相談所の業務である。上記の国庫負担金は、この保護者等負担金を控除した後の事業費が補助対象事業費である。

4. 監査の結果及び意見

【意見 34】 児童措置費の前払い（進学時の制服代等）

（現状）

小学校、中学校、高校等へ進学する際に里親が支払う制服代、教科書代、部活動代等（以下、制服代等という）は、要件を満たせば児童措置費の支給対象になる。しかし、現状では「在籍証明書（校長等の印のあるもの）」が支給に必要であり、在籍証明書は入学後しか入手できないため、一旦里親が支払ってから、入学後の4月以降に児童措置費の申請をしている。

制服代等は一般的に高額になることから、前払いを希望する里親がいるとのことであるが、現状の国及び市の要綱では在籍証明書（校長等の印のあるもの）が必要であるため、入学後の後払いしか認められない。

（課題）

高額な制服代等について、後払いしか認められていないことで、里親に経済的負担を強いていることが課題である。

（意見）

里親の経済的な負担を軽減することは、里子の福祉の向上にも資すると考えられるので、制服等の購入が確実で一定金額以上の物品購入については前払いを認める方向で要綱を改正することを検討することが望ましい。

【意見 35】 児童措置費のチェック作業の効率化

(現状)

現状、児童措置費の請求書は児童養護施設等と横須賀市との間で「紙」でやり取りしている。横須賀市の担当者は、単価は要綱等と、件数等については横須賀市の児童相談所等が認定した人数等と照合しているが、主に以下の理由でチェック作業に相当の時間を要しているとのことである。横須賀市の場合、正職員 1 人がチェック作業に従事している。請求件数は年間 819 件である。職員は 3 か月に 1 回 2 週間以上チェック作業に従事しているとのことであり、年間で少なくとも見積もっても 8 週間以上かかっているとのことである。

【紙の請求書のチェック作業に時間がかかる要因】

- ・ 措置費の単価は国や横須賀市の要綱で定められているが、要綱が細かく決められていること。
- ・ 国の要綱が毎年、年度後半に改定され、改定された場合には 4 月 1 日にさかのぼって適用になることが多いため、措置費の精算が毎年発生する。
- ・ 横須賀市の住民でも、他の自治体に所在する施設に入所している場合には、当該施設の所在する自治体の基準で横須賀市が支払うが（これは国の基準で定められているため）、その場合には請求書の単価の確認のため、他自治体へ照会する必要があること。

市内に所在する施設には、横須賀市が作成した請求書のフォーマットで請求書を提出させたり、横須賀市とその近隣市町村の間では各市の基準をなるべく統一するようにしたり、国や他自治体に質問した事項はメモ書きで残しているとのことであるが、チェック作業自体の効率化には限界があると担当課から説明を受けている。

(課題)

措置費の算定方法自体は、項目ごとに単価×人数等で計算され、単価は国や横須賀市の要綱で定められているため、システム化して単価をシステムに登録して自動計算できるようにすれば、改善する余地が大きいように思われる。しかし、一方で、横須賀市単独でシステム開発するにはコストが掛かりすぎることが予想される。

また、前述のとおり、横須賀市の住民でも、他自治体に所在する施設に入所している場合は、施設が所在する自治体の基準で請求書が作成されることになっているため、横須賀市単独で開発した場合は、例えば他の自治体に所在する施設の請求書だけ紙のまま残ってしまい、非効率になってしまう可能性もある。

(意見)

全ての自治体で同様の業務がある中で、市単独でシステム開発するのはコスト面の観点で不合理であると考えられる。現在、国にて、地方自治体の情報システムの標準化・共通化の検討が進められているが、児童措置費はその対象になっていない。児童措置費についても、全ての自治体、全ての施設が参加する情報システムの構築を、神奈川県等を通じて国に対して働きかけてみることを望まれる。

【意見 36】 児童措置費負担金の未収金の回収努力

(現状)

児童措置費負担金の未収金の残高はこの3か年で増加傾向にあり、令和3年度(2021年度)の残高は4,494千円と平成22年度(2010年度)以降で最も多くなっている。増加した要因は収納率が悪化したことにあるが、その原因はコロナ禍の影響で保護者等の収入が不安定になってしまったこと等が考えられるとのことである。

なお、令和3年度(2021年度)残高のうち、調査時点(令和4年(2022年)9月27日時点)で2,157千円は、財産調査等のうえ、資力が乏しいことを理由に執行停止となっている。所管課によると、執行停止になっていない部分の未収金も増加傾向にあるとのことである。

図表 6-4-28-5 児童措置費負担金の未収金残高の推移(3か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童措置費負担金の未収金額(単位:千円)	2,694 (2,190)	3,426 (1,926)	4,494 (2,989)

※内数は、過年度調定分の未収金残高である。

出典:所管課提出資料

(課題)

児童措置費負担金の未収金は、地方税や国民健康保険料等と同様に強制徴取の対象となる債権である。しかしながら、現状の横須賀市の回収努力は、横須賀市債権管理条例第4条に定める方法で督促状を一回発送する、ケースワーカーが保護者等と接触した際に催告するといった方法に限られ、地方税や国民健康保険料等で行っている強制徴収等の積極的な滞納対策を行っていない。これは、収入が不安定な家庭が多いことや、強制的な手段を講じることで保護者との関係が悪化し児童の家庭への復帰が困難になることが懸念されるなどの固有の事情があるためとのことである。

一方で、未収金額が増加傾向にある中、滞納を容認することは、適切に支払いを行っているその他多くの債務者に対して不公平な状況を容認する、又は容認していると受け止められてしまいかねないことが課題である。

(意見)

児童措置費負担金はその固有の事情から強制徴取等は慎重に行う必要があるとは監査人も考えるが、一方で未収金が増加傾向にあるのは事実であり、公平性の観点からは1人1人の滞納者の状況を把握したうえで、適切に対応することが必要であると考えている。

債権の回収方法としては、他団体で以下の事例があるので、参考にされたい。

- ・児童相談所から、回収が難航している債権を切り離して、債権回収の専門部署に委ねる(児童相談所はその他の債権に注力する)。
- ・弁護士に成功報酬型の契約で債権回収業務を委託する。

No29 児童家庭相談事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律

(2) 事業目的

児童が健全に育成され、安心して生活ができるよう本人や保護者などからの相談に応じるため、児童家庭相談の体制を整備すること。また、児童虐待の防止等のために必要な相談体制を整備すること。

(3) 事業内容

① 児童家庭相談

対象：0歳～18歳までの子どもとその保護者、特定妊婦

内容：来所、電話、訪問、メール等による相談に対する助言指導。要保護児童等への支援。

② 子育てホットライン

対象：0歳～18歳までの子どもの保護者

内容：一般的な子育て相談。児童相談所の夜間・休日の連絡先窓口。24時間、365日電話相談に応じる。

(4) 事業の形態

国庫補助金の対象事業であり、補助率は1/2である。補助金の名称は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金であり、同補助金の児童相談所体制整備事業の24時間・365日体制強化事業（「24時間体制強化」及び「365日体制強化」）を活用している。

なお、子育てホットラインについては、市独自の事業であるが、児童相談所の夜間・休日の連絡先窓口であるため、上記補助金の補助対象（24時間・365日体制強化事業）となっている。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3 か年)

図表 5-4-29-1 成果指標の推移

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童家庭相談の 体制整備（相談 員を10名確保） （単位：人）	目標	10人	10人	10人
	実績	10人	10人	10人

出典：所管課提出資料

成果指標に設定されている「児童家庭相談の体制整備」とは、24時間、365日電話相談の子育てホットラインを維持するために相談員が10人必要であることから、確保できた相談員の人数を成果指標として記載しているものである。

成果指標としては解決件数などの方が適当と考えられるが、所管課によると、子育てホットラインは、匿名の子育てに関する電話相談窓口であり、主に母親の悩みなどを聞き、吐き出してもらうことで虐待を防ぐことを目的としており、解決件数などを成果指標とすることは困難とのことである。むしろ、児童相談所の夜間・休日の連絡先窓口という役割も踏まえると、24時間、365日体制のシフトを組むために必要な相談員を確保することが重要であるため、人数を成果指標に記載したとのことである。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-4-29-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子育てホットライン実績 （単位：件）	3,679	3,289	2,720

出典：所管課提出資料

子育てホットラインの相談件数の令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）にかけての減少要因は、いたずら電話を相談件数にカウントしないようにしたためとのことである。

もう一つの減少要因としては、新型コロナウイルス感染症流行により、児童や他の家族の在宅時間が増え、母親が電話をかけづらくなった（かけられなくなった）ことなどが要因と考えられる。

令和3年度（2021年度）の実績2,720件の相談種別の内訳は次のとおりである。

図表 5-4-29-3 子育てホットラインの相談種別の内訳

相談種別		件数 (単位：件)	
子ども	身体	発達	68
		病気への対応	76
	心理	食事・母乳	39
		夜泣き	19
		トイレトレーニング	6
		ゲーム・携帯	13
		習い事	21
	社会	友達・いじめ	84
		学校・不登校・受験	143
養育者	育児	育児疲れ・不安	772
		イライラ	161
		しつけ	39
	対人	支援者との関係	48
		夫婦・祖父母関係	77
		ママ友	52
その他	その他	748	
	児童相談所取り次ぎ	354	
合計		2,720	

出典：所管課提出資料

また、令和3年度（2021年度）の実績においては、平日と休日の内訳は、平日が1,837件、休日が883件である。また、時間帯別では、夜間（21時～24時）が513件、深夜（0時～5時）の相談件数が220件である。このように、休日や夜間・夜間にも多くの相談が寄せられていることが分かる。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-4-29-4 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	11,959	12,121	12,209
決算額 (千円)	11,684	11,976	12,117

出典：所管課提出資料

予算額と決算額に大幅な差異はない。

(2) 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-4-29-5 令和3年度 (2021年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
報酬	12,063	児童家庭相談専門委員報酬 子育てホットライン電話相談員報酬
報償費	0	心理相談員によるスタッフケア
旅費	0	市内出張旅費
需用費	35	消耗品費
役務費	16	携帯電話通話代 相談室クリーニング代
備品購入費	4	児童家庭相談参考図書
合計	12,117	

出典：所管課提出資料

人件費が事業費の大部分を占めている。

(3) 令和3年度 (2021年度) 歳入決算の主な特定財源

図表 5-4-29-6 令和3年度 (2021年度) 歳入決算の主な特定財源

名称	金額 (千円)
児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助	6,839
合計	6,839

出典：所管課提出資料

前述のとおり、当事業は国庫補助金の対象である (補助率 1/2)。

なお、補助金の金額が、3 (2) に記載の事業費合計の 1/2 を超えているのは、人事課の予算で支払われている当事業に従事している会計年度任用職員の期末手当も、国庫補助金申請しており、便宜上、当事業の補助金にまとめて計上しているためである。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

V 保育課（令和4年度民生局福祉こども部子育て支援課）

No30 認可外保育施設等利用費支給事業

1. 事業の概要

（1）根拠法令・要綱等

子ども・子育て支援法、保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則

（2）事業目的

少子化対策として、幼稚園や保育施設を利用する子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、経済的な格差によって未来ある子どもたちの大切な機会が奪われることのないようにすることを目的とする。

（3）事業内容

施設等利用給付認定を受け、幼稚園預かり保育や認可外保育施設等を利用した者に施設等利用費を支給している。

利用者は、幼稚園預かり保育や認可外保育施設等の利用料を自己負担後に、償還払い申請書等を提出することで認可外保育施設等利用費の支給申請することができる。申請に必要な書類は郵送又は保育課窓口で提出して申請する。申請は、3か月に1回の頻度で受付を行っている。なお、払い戻しを請求できる期間は時効の関係で2年となっている。

対象者は、幼稚園預かり保育や認可外保育施設等を利用した3歳児クラスから5歳児クラスではすべての子ども、0歳児クラスから2歳児クラスでは父母合算の市民税所得割が115千円未満世帯の子どもとなっている。

なお、国の制度では、0歳クラスから2歳児クラスは市民税非課税世帯が対象となっているが、横須賀市の独自施策として対象者を市民税所得割額115千円未満世帯まで拡大している。

保育課においては、利用者の申請を受けて償還払い申請書等の内容をチェックし、子育て管理システム（※）上に申請内容（振込口座情報、利用年月、利用施設、給付額）を登録する。登録した支払情報をもとに口座振替データを作成し、併せて施設利用費支払通知書を利用者へ通知する。

※富士通株式会社のMISALIOを導入しており、支給認定、契約、利用調整、審査、支払、収納、滞納など多岐にわたって保育課の業務に使用されている。

（4）事業の形態

国が1/2、県が1/4、横須賀市が1/4を財源負担して実施している。なお、横須賀市の独自施策として0歳クラスから2歳児クラスの対象者を市民税非課税世帯から市民税所得割額115千円未満世帯まで拡大している分については、横須賀市の単独事業で財源負担して実施している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3 か年)

当事業において、成果指標は設定していない。これは、事業の効果を測定する指標の設定が困難であるためである。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-5-30-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度 (令和元年 10 月～)	令和 2 年度	令和 3 年度
総支給額 (単位：千円)	26,375	80,910	95,319
うち、横須賀市 単独事業分	7,544	20,715	13,213
支給者数 (延べ) (単位：人)	3,419	7,317	8,986
うち、横須賀市 単独事業分	304	853	467

出典：所管課提出資料

施設等利用費を申請は、利用者によってタイミングが様々であり、利用月に対応する年度中に申請する必要は必ずしもないため、最大で時効である 2 年を超えない範囲でまとめて申請をすることが可能となっている。そのため、総支給額及び支給者数は年々増加しているのは、例えば、令和 3 年度 (2021 年度) であれば、当該年度利用分のみではなく、令和元年度 (2019 年度) 及び令和 2 年度 (2020 年度) の過年度利用分が含まれていることが影響している。

なお、当事業は、令和元年 (2019 年) 10 月から幼稚園や保育園、認定こども園などを利用する子どもの利用料が無償化となったことに伴い事業が開始したことから、令和元年度 (2019 年度) の総支給額及び支給者数は半年分の実績となっている。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-5-30-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度 (令和元年 10 月～)	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額 (千円)	171,548	270,240	80,964
決算額 (千円)	26,403	80,910	103,612

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおりであり、令和元年度 (2019 年) 及び令和 2 年度 (2020 年) は、事業が開始したばかりということもあり、支給者数の予測が難しく、当初予算額と決算額が大きく乖離した。

(2) 令和 3 年度 (2021 年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-5-30-3 令和 3 年度 (2021 年度) 歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
扶助費	95,320	施設等利用費の支給
償還金、利子及び割引料	8,293	国庫負担金返還金
合計	103,612	

出典：所管課提出資料

施設等利用費の支給が事業費の大部分を占めている。

(3) 令和 3 年度 (2021 年度) 歳入決算の主な特定財源

図表 5-5-30-4 令和 3 年度 (2021 年度) 歳入決算の主な特定財源

名称	金額 (千円)
子ども・子育て支援交付金 (国)	48,590
子ども・子育て支援交付金 (県)	24,743
合計	73,333

出典：所管課提出資料

「事業の概要」に記載のとおり、全体の 1/2 は国、1/4 は県から財源により実施している。なお、国・県からの交付金は、申請から精算までに年度を跨いでしまうため、単年度で見ると施設等利用費の支給額と交付金の額が整合しない。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No31 地域子育て支援拠点事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

子ども・子育て支援法

(2) 事業目的

公共施設や保育所、児童館などの地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施することを目的とする。

(3) 事業内容

交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て・子育て支援に関する講習等を子育てアドバイザー等がいる中で、子育て親子が集い相互の交流を図る常設の子育て広場を設けている。

このような子育て支援拠点を「愛らんど」という名称で横須賀市内6か所において事業を実施しており、入札により決定した外部事業会社が運営を担っている。

愛らんどの利用については、利用料が無料になっており、基本的に1時間の交代制で1回に10組までを定員としている。なお、親子で利用することが前提となっており、子どものみを預けることができない。

(4) 事業の形態

子ども・子育て支援交付金の対象となる費用について、国が1/3、県が1/3、横須賀市が1/3を財源負担して実施している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

当事業において、成果指標は設定していない。この点、「監査の結果及び意見」の意見2として意見を付している。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-5-31-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用組数（愛らんど6か所） （単位：組）	21,537	9,790	13,808

出典：所管課提出資料

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い令和2年度（2020年度）の利用組数が減少している。なお、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として1時間の間に利用できる組数を10組から7組に減らしていることから、利用組数の回復が遅れている。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 年)

図表 5-5-31-2 事業費の推移 (3 年)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額 (千円)	64,831	79,217	82,615
決算額 (千円)	63,602	71,311	80,073

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおり、当初予算及び決算額は年々増加している。令和 2 年度 (2020 年度) においては、令和 2 年 (2021 年度) 10 月から愛らんど田浦の業務委託が始まったことにより関連する費用が 7,030 千円生じたことにより決算額が増加した。また、令和 3 年度においては、愛らんど田浦の業務委託料や地域保育業務に従事する会計年度職員を雇用した影響で決算額が増加した。

(2) 令和 3 年度 (2021 年度) 歳出決算の主な内訳

図表 5-5-31-3 令和 3 年度 (2021 年度) 歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
給与費	3,558	すくすくかん愛らんど・一時預かり保育室プロポーザル選考委員報酬、会計年度任用職員給料他
委託料	65,301	子育て支援拠点 6 か所の業務委託料、清掃委託料、警備委託料他
使用料及び賃借料	8,925	土地建物借上料 (追浜・よこすかの賃貸借契約)、機械器具借上料
需用費	950	消耗品費、修繕料、光熱水費、印刷製本費他
備品購入費	1,013	愛らんどよこすか、コロナ対策費
役務費	177	追浜・よこすかのインターネット回線使用料、追浜のテナント火災保険料
負担金、補助及び交付金	152	愛らんど追浜電気料
合計	80,073	

出典：所管課提出資料

子育て支援拠点 6 か所の運営に係る委託料が事業費の大部分を占めている。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-1-31-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
子ども・子育て支援交付金(国)	18,321
子ども・子育て支援交付金(県)	18,321
その他の特定財源	1,697
合計	38,339

出典：所管課提出資料

「事業の概要」に記載のとおり、事業の実施に必要な費用について1/3は国、1/3は県からの財源により実施している。

4. 監査の結果及び意見

【結果8】 業務委託契約で提出が求められる収支報告書の提出漏れ

(現状)

子育て支援拠点6か所の運営は、業務委託契約に基づき事業を委託している。

愛らんど田浦及び愛らんどウェルシテイの運営に関する業務委託契約の仕様書5(2)③において、受託者は年度実績報告書を指定様式で横須賀市へ提出することが求められている。

しかしながら、愛らんど田浦及び愛らんどウェルシテイの運営の受託者は、令和3年度(2021年度)の年度実績報告書のうち収支報告書の提出を行っていない。

(課題)

受託者側において、業務委託契約において提出すべき書類について、認識不足であったと考えられる。

(結果)

受託者は、業務委託契約の仕様書に基づき年度実績報告書など書類をすべて提出することが必要である。また、保育課において、提出漏れや不備がある場合については、受託者に提出や修正を求めることが必要である。

【意見37】 業務委託契約で提出が求められる書類の確認

(現状)

結果8記載の提出漏れは、保育課において提出書類がすべて揃っていることの確認が漏れてしまったことも要因である。

(課題)

業務委託契約の仕様書に基づき受託者から提出された年度実績報告書について、保育課において確認する体制が不十分であると考えられる。

(意見)

保育課において、業務委託契約の仕様書に則って年度実績報告書がすべて提出されていることを確認することが望ましい。

すべての資料が提出されていることの確認方法として、例えば、提出資料の不備を確認するチェックリストを作成し、受託者又は保育課においてチェックリストを記入することが考えられる。

また、仕様書において収支報告書の提出を求めている目的は、委託料の妥当性を確認することにあると考えられる。そのため、単に書類を収集するだけでなく、業務委託契約に基づき運営されているかという観点で確認することにも留意が必要である。提出資料の内容を確認する方法として、例えば、収支報告書であれば支出科目に運営に関連しない科目が計上されていないか、過年度の収支報告書と科目ごとに金額を比較し、支出金額に異常な変動がないかを確認することが考えられる。

【意見 38】 web 会議システムを活用

(現状)

子育てアドバイザーに育児における悩みや疑問等を相談することが可能となっており、相談方法として、対面に加えて電話やメールでも相談することができる。

また、各愛らんどにおいて開催している子育て等に関するイベントは対面でのみ実施している。

(課題)

新型コロナウイルス感染症の流行の収束に見通しが不透明な状況で、育児の相談やイベントを非接触かつ顔がみられる方法で実施できる web 会議システムを活用することで有用であると考えられるが、現時点で web 会議システム導入の検討はなされていない。

(意見)

育児の相談方法や各種イベントの開催を非接触かつ顔が見られる方法で実施できる web 会議システムの導入を検討することが望ましい。利用者の選択肢を増やすことが出来るという点においても有用であると考えられる。また、特にイベントを対面で実施する場合は、参加人数も限られてしまうが、web 会議システムではより多くの人が参加できるという点でメリットがあると考えられる。

【意見 39】 成果指標の設定

(現状)

事業の有効性の評価及び見直しを実施するための成果指標を設定していない。

(課題)

成果指標を設定しておらず、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しを実施していない。

(意見)

成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しを実施することが望ましい。第4章1.全庁的な指摘・意見についての「意見1」で記載した事項の再掲であるが、適切な成果指標を設定することで以下のようなことが可能になると考えられる。

(例示)

- ・目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになる
- ・予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながる

本事業の成果指標としては、利用組数を設定することが考えられる。その他、愛らんどでは父親が参加するイベントにも力を入れていることから、父親の利用人数を成果指標として設定することも考えられる。父親の愛らんどの利用を促進することは、父親の子育てへの参加意識を高めるための環境づくりに貢献すると考えられる。

No32 ファミリー・サポート・センター事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

子ども・子育て支援法、ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(2) 事業目的

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものことを目的とする。

(3) 事業内容

依頼会員の援助の申し入れと提供会員の援助の打診を、相互援助組織（ファミリー・サポート・センター）のアドバイザーがマッチングを行う。依頼会員はよろしく会員と呼ばれ、提供会員はおまかせ会員と呼ばれ、依頼会員と提供会員のどちらともなる場合は、どっちも会員と呼ばれる。令和4年（2022年）3月31日時点の各会員の在籍人数は、よろしく会員が1,010人、おまかせ会員が320人、どっちも会員が118人となっている。

ファミリー・サポート・センターの運営は、入札により決定した外部事業会社が運営を担っている。

イ 利用対象者

市内在住、在勤または在学で3か月から小学校6年生までのお子さんのいる方

ロ 利用料金等

平日午前7時から午後7時：700円／1時間

土日祝日及び年末年始並びに上記の時間帯以外の時間：900円／1時間。

利用料金の受け渡しは、依頼会員と提供会員同士で実施する。

(4) 事業の形態

子ども・子育て支援交付金の対象となる費用について、国が1/3、県が1/3、横須賀市が1/3を財源負担して実施している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

当事業において、成果指標は設定していない。この点、「監査の結果及び意見」の意見2として意見を付している。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-5-32-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
活動件数 (単位：件)	2,356	2,033	3,005

出典：所管課提出資料

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小学校の休校などもあり、子どもの預かり等の援助を希望する者が増え、令和3年（2021年）の活動件数が増加した。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-5-32-2 事業費の推移（3か年）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額（千円）	11,756	12,194	12,725
決算額（千円）	11,541	11,842	12,432

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおり、当初予算額及び決算額は12,000千円程度で推移しており、当初予算額と決算額に大幅な差異はない。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-5-32-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
需用費	29	コロナウイルス対策消耗品購入費(消毒液・マスク等)
役務費	30	NTT回線工事
委託料	10,674	ファミサポ事業委託料
使用料及び賃借料	1,180	ファミサポの事務所が入居しているマンションの賃貸借契約料、コピー機借上料
備品購入費	426	移転に伴う什器、備品類購入費、コロナウイルス対策備品購入費(足踏み式消毒液台)
扶助費	96	低所得世帯への助成金
合計	12,432	

出典：所管課提出資料

ファミリー・サポート・センターの運営に係る委託料が事業費の大部分を占めている。前述のとおり、入札により委託事業者を選定しているが、事業の特殊性から1社のみが入札となっている。委託料の適切性については、金額の内訳を精査し人件費や運営費の水準などを、事業の難易度を加味しながら、他事業の委託料とも比較しながら検証している。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-5-32-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
子ども・子育て支援交付金(国)	3,913
子ども・子育て支援交付金(県)	3,913
その他の特定財源	15
合計	7,841

出典：所管課提出資料

「事業の概要」に記載のとおり、事業の実施に必要な費用について1/3は国、1/3は県からの財源により実施している。

4. 監査の結果及び意見

【意見 40】 事故対応マニュアル

(現状)

ファミリー・サポート・センターの運営は、業務委託契約に基づき事業を委託している。

業務委託契約の仕様書 6(1)において、利用者に事故や急病などの不測の事態が発生した場合に備えて、会員向けの事故対応マニュアルの整備を求めている。一方で同様の事態が生じた際に受託者が使用する事故対応マニュアルの整備を求めている。

(課題)

ファミリー・サポート・センターの運営に係る業務委託契約の仕様書において、受託者側で使用する事故対応マニュアルの整備が求められておらず、受託者においても整備していない。

(意見)

利用者に不測の事態が発生した際には、ファミリー・サポート・センターを運営する受託者においても事態を把握し対応することが必要であることから、対応方法等をあらかじめ定めたマニュアルを整備することが望ましい。そのため、業務委託契約の仕様書の中に、受託者においてもマニュアルを整備することを求める項目を追加することが望ましい。

【意見 41】 成果指標の設定

(現状)

事業の有効性の評価及び見直しを実施するための成果指標を設定していない。

(課題)

成果指標を設定しておらず、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しを実施していない。

(意見)

成果指標を設定し、成果指標に基づく事業の有効性の評価及び見直しを実施することが望ましい。第4章1. 全庁的な指摘・意見についての「意見 1」で記載した事項の再掲であるが、適切な成果指標を設定することで以下のようなことが可能になると考えられる。

(例示)

- ・目標が未達成に終わった場合に、課内で事業のやり方を見直す議論のきっかけになる
- ・予算編成時に財政当局と成果指標及び達成状況を共有することで、事業そのものの必要性や事業の見直しに関する建設的な議論が促されることで、結果として限られた予算の適正配分につながる

本事業の成果指標としては、よろしく会員数や活動件数を設定することが考えられる。なお、活動件数を成果指標として評価する際には、実際に利用した子どもの人数も考慮した上で実施することが有用だと考えられる。活動件数（利用した子どもの延べ数）は、利用回数が多い子どもの存在によって影響を受けるため、利用者の需要の変動については、評価が難しいと考えられる。そこで、実際に利用した子どもの人数についても把握することで利用者の需要の変動についても評価することが出来ると考えられる。

No33 支給認定・利用調整事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

子ども・子育て支援法、保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則

(2) 事業目的

教育・保育施設（保育施設、幼稚園、こども園等）利用に関わる、支給認定、利用調整や相談業務を行い、子どもとその養育者を支援することで子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

教育・保育施設（保育施設、幼稚園、こども園等）利用に関わる、支給認定、利用調整や相談業務のほか、保育料等の決定及び徴収を実施している。

教育・保育施設を利用する場合は、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じた支給認定を受ける必要がある。支給に認定区分は3つに分かれており、以下の通り。

認定区分	年齢と保育に必要性
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合
2号認定(*1)	満3歳以上で保育を必要とする事由(*2)に該当し、保育を希望する場合
3号認定(*1)	満3歳未満で保育を必要とする事由(*2)に該当し、保育を希望する場合

*1: 保育を必要とする2号認定・3号認定については、保護者の就労状況に応じて、保育標準時間と保育短時間のいずれかに認定する。

区分	就労時間	施設利用可能時間
保育標準時間	120時間以上/月	11時間/日
保育短時間	64時間以上/月	8時間/日

*2: 保育を必要とする事由として、保護者の就労、妊娠・出産、疾病などに該当する必要がある。

支給認定は、保護者が支給認定申請書や利用申込書等を利用第一希望の保育施設を経由して保育課へ提出することで申請する。

保育課においては、提出書類の確認や調査を実施し、併せて申請内容を子育て管理システム(※)に申請情報を登録し支給認定を行い、保護者へ支給認定証を交付する。入園先については、横須賀市が定める利用調整基準に基づき、保護者が希望する入園先への利用調整を実施している。入園相談には、子育てコンシェルジュという名称で担当者を設置し、入園先等の相談を実施している。また、保育料は、市民税所得割額を基準に決定し、徴収しており、徴収管理は子育て管理システム(※)上で実施している。

※富士通株式会社のMISALIOを導入しており、支給認定、契約、利用調整、審査、支払、収納、滞納など多岐にわたって保育課の業務に使用されている。

(4) 事業の形態

適切な入園相談業務を行い、待機児童を減らすことを目的とした子育てコンシェルジュ（フルタイム会計年度任用職員）の雇用に対して、国が 2/3、県が 1/6、横須賀市が 1/6 を財源負担して実施している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3 か年）

当事業において、成果指標は設定していない。これは、事業の効果を測定する指標の設定が困難であるため。なお、当事業は待機児童の削減に密接に関連しているものの、保育園等の空きがそもそもなければ利用調整を行っても待機児童を削減することができないことから、待機児童数を成果指標に設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3 か年）

図表 5-5-33-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
教育時間認定者数（単位：人）	2,703	3,142	3,411
保育認定者数（単位：人）	4,941	5,032	5,195

出典：所管課提出資料

共働きなど保育を必要とする子どもの増加等により、教育時間認定者数及び保育認定者数が徐々に増加しているとのこと。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3 か年）

図表 5-5-33-2 事業費の推移（3 か年）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額（千円）	24,757	14,429	18,032
決算額（千円）	18,135	12,680	16,050

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおりであり、令和元年度（2019 年度）において、PC 端末の代替による支出が生じたこと、令和 3 年度（2022 年度）において銀行との口座情報の伝送を行うシステムの改修による支出が生じたことで、例年よりも決算額が増加した。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-5-33-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額(千円)	主な内容
給与費	2,942	会計年度任用職員
需用費	240	事務消耗品費
役務費	9	ペイジー処理手数料
委託料	12,576	システム保守委託料
使用料及び賃借料	88	番号管理システム端末借上料
備品購入費	198	システムプリンタ購入費
合計	16,050	

出典：所管課提出資料

資格管理等で使用している子育て管理システムの保守委託料が事業費の大部分を占めている。なお、保守委託先は、入札により選定された東日本電信電話株式会社である。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-1-3-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
子ども・子育て支援交付金(国)	1,888
子ども・子育て支援交付金(県)	490
合計	2,378

出典：所管課提出資料

「事業の概要」に記載のとおり、フルタイム会計年度任用職員の雇用に対して、2/3は国、1/6は県からの財源により事業を実施している。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No34 一時預かり事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

子ども・子育て支援法、一時預かり事業実施要綱

(2) 事業目的

家庭において保育を受けることが困難な乳幼児を一時的に預かり、保護者の心理的・身体的負担を軽減することで、子育てを支援する。

(3) 事業内容

令和3(2021年)年7月より、一時預かり施設としてウェルシティ市民プラザ4階にウェルシティー一時預かり保育室を開所した。ウェルシティー一時預かり保育室は、もともと令和3年(2021年)6月末まで、ウェルシティ託児室として健康総務課が所管課として事業を実施していた。令和3年(2021年)7月1日からウェルシティー一時預かり保育室に名称変更し、所管課を保育課に変更し事業を実施している。

健康総務課の所管時には、ウェルシティ市民プラザの施設利用者の子どものみを預かる託児室として運営していた。また、預かり児の予約が入っていない時間帯は、託児室に最低1名の保育士を置く体制としていた。その後、保育課に移管するタイミングで、施設利用者以外の託児希望者も預かり可能に事業を拡大したことにより、常時2名の保育士を置く体制へ変更した。

一時預かり施設は、入札により決定した外部事業会社が運営を担っている。

概要は以下のとおり。

イ 利用対象者

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児

ロ 利用時間

月曜日～日曜日(祝、年末年始除く)、8時30分～17時30分

ハ 利用料

3歳未満 250円/30分、3歳以上 175円/30分

ニ その他

世帯収入によって減免措置、就労条件によって無償化の対象となる。また、待機児童が利用した場合、認可保育園の保育料相当を上限とする。

(4) 事業の形態

子ども・子育て支援交付金の対象となる費用について、国が1/3、県が1/3、横須賀市が1/3を財源負担して実施している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3か年)

当事業において、成果指標は設定していない。これは、事業の効果を測定する指標の設定が困難であるため。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3か年)

図表 5-5-34-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数 (延) (単位:人)	—	—	661 (令和R3年7月~)
【参考】:健康総務課 利用人数 (延) (単位:人)	883	164	35 (令和3年(2021年)6月末まで)

出典:所管課提出資料

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いウエルシティ市民プラザの利用者が減少した影響で、特に令和2年度(2020年度)の利用人数が減少している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3か年)

図表 5-5-34-2 事業費の推移 (3か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	—	—	15,428
決算額 (千円)	—	—	14,427
【参考】:健康総務課 当初予算額 (千円)	6,573	7,317	1,871
【参考】:健康総務課 決算額 (千円)	6,573	6,879	1,871

出典:所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおりであり、令和3年度(2021年度)から保育士の体制を1名から2名に変更したことで事業費が増加している。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-5-34-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
報酬	19	利用料金収納事務の報酬
需用費	721	ウェルシティー時預かり保育室用ウォーターサーバー専用水他
委託料	11,430	ウェルシティー時預かり保育室業務委託料
使用料及び賃借料	33	乳児呼吸センサー賃貸借料
備品購入費	2,226	すくすくかん一時預かり保育室開設準備備品購入費他
合計	14,427	

出典：所管課提出資料

一時預かり施設の運営に係る委託料が事業費の大部分を占めている。この点、外部事業会社の選定及び委託料は契約更新の都度見直しを実施しており、入札には複数事業者が参加しているため、競争性は働いている状況にある。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-5-34-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
子ども・子育て支援交付金(国)	4,121
子ども・子育て支援交付金(県)	4,121
利用料等	1,334
合計	9,576

出典：所管課提出資料

「事業の概要」に記載のとおり、事業の実施に必要な費用について1/3は国、1/3は県からの財源により実施している。

4. 監査の結果及び意見

【意見 42】 領収書の管理

(現状)

利用料の収納事務は、一時預かり所の運営を受託している事業者の職員を会計年度任用職員（収納事務受託者）として任用し、実施している。これは、一時預かり所の利用料が地方自治法施行令第 158 条に定められた私人に徴収又は収納事務を委託することができる歳入として認められず、当該利用料の収納事務を横須賀市の職員が担う必要があるためである。

利用料は、利用時に利用者から収納事務受託者が直接現金で徴収する。その際に、収納事務受託者は利用料と引き換えに領収書を利用者に手渡し、領収書の控え部分は収納事務担当者が保管する。

領収書の様式は、保育課で独自に作成し、収納事務受託者にデータで渡している。収納事務受託者は、当該データを紙に印刷し、手書きで領収書の番号を記載した上で使用している。

(課題)

領収書の通し番号は、手書きで記載していることから、同じ番号で領収書を発行することが可能な状況である。したがって、領収書は連番管理されておらず、仮に領収書の控えを廃棄することで現金の着服が生じた場合に発見できない可能性がある。

(意見)

領収書は、保育課において事前に連番を付して収納事務担当者に配付するなどして領収書を連番管理することが望ましい。その際、定期的に領収書に欠けている番号が無いかを確認することにも留意されたい。

No35 公立保育園の運営管理（保育課）事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

保育園条例（昭和 26 年 12 月 20 日 条例第 69 号）

(2) 事業目的

女性の社会進出等により増大する保育ニーズに対応し子育てを支援することで、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

公立保育園の運営管理事業は、令和 3 年度（2021 年度）より「保育課」「こども育成総務課」で分担している。「保育課」では、公立保育園 9 園における保育サービス等の提供や施設等の維持管理のうち、「こども育成総務課」で実施している公立保育園の給食材料費や水道光熱費、警備会社への委託料等の固定費支出に関する管理業務を除く部分を実施している。

公立保育園 9 園のうち、田浦保育園については、公募により指定管理者を選定しており、株式会社ベネッセスタイルケアが指定管理者として運営している。また、令和 3 年度（2021 年度）から、逸見保育園が民営化したことにもない、公立保育園が 10 園から 9 園に減少した。

(4) 事業の形態

横須賀市の単独財源によって実施している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3 か年）

当事業において、成果指標は設定していない。これは、事業の効果を測定する指標の設定が困難であるため。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3 か年）

図表 5-5-35-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入所児童数（単位：人）	803	805	717

出典：所管課提出資料

入所児童数は、令和 3 年度（2021 年）において、逸見保育園を民営化したことに伴いその分の入所児童数が減少した。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-5-35-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	521,768	592,325	391,406
決算額 (千円)	507,794	532,137	388,217

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおりであり、令和3年度(2021年度)から当初予算額・決算額が減少しているのは、令和3年度(2021年度)から公立保育園の給食材料費や水道光熱費、警備会社への委託料等の固定費支出に関する管理業務を「こども育成総務課」に移管したこと、及び逸見保育園を民営化したことで関連する事業費が減少した影響である。なお、令和2年度(2020年度)決算額のうち、「こども育成総務課」移管相当分は、98,190千円である。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-5-35-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
給与費	220,743	会計年度任用職員給他
委託料	131,106	田浦保育園指定管理料他
需用費	21,809	修繕料他
備品購入費	9,996	庁用器具費、教材費
使用料及び賃借料	943	機械器具借上料、土地建物借上料
その他	3,621	負担金、報償金他
合計	388,217	

出典：所管課提出資料

会計年度任用職員の給与や田浦保育園の指定管理料が事業費の大部分を占めている。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-5-35-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額 (千円)
諸収入	80,257
使用料及び手数料	43,792
新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金他	1,257
合計	125,306

出典：所管課提出資料

諸収入のうち、70,045 千円は市立保育園委託収入である。

4. 監査の結果及び意見

【意見 43】 船越保育園のボイラー室

(現状)

船越保育園では、保育園本体の建物とは別にボイラー室としての建物が敷地内に設けられている。令和 3 年（2021 年）1 月に凍結により管が破裂したため、それ以降当該ボイラー施設を使用していない。また、当建物は築 43 年程度と老朽化が進んでおり、屋根や外壁のコンクリートが剥がれるなどしている状況である。園では、安全面を考慮し建物周囲にカラーコーンを配置し、園児が近寄らないように対策している。

(課題)

船越保育園の敷地内あるボイラー室は、現在使用しておらず老朽化が進んでいることから撤去することが考えられる。

しかし、保育園本体の建物も老朽化が進んでいることから、保育園本体の修繕等を優先的に実施しており、ボイラー室の撤去など今後の方針などは検討されていない。

(意見)

当ボイラー室は、老朽化の進行度合いを検証するなど建物状況を調査した上で、例えば、今後の保育園の建て替えを行う際に併せて撤去するなど今後の方針を検討することが望ましい。

VI こども育成総務課（令和4年度民生局福祉こども部子育て支援課）

No36 子育て基金積立金

1. 事業の概要

（1）根拠法令・要綱等

基金条例（昭和39年4月1日 条例第28号）

（2）事業目的

横須賀市の課題である人口減少に歯止めをかけ、結婚・子育て世帯を対象とする子育て・教育環境の充実を最重点施策として取り組んでいくため、ふるさと納税等による寄附金を財源として活用できるように管理する。

（3）事業内容

横須賀市の取り組みに共感する寄附者からの寄附金を子育て基金として積み立てる。積立金は翌年度に取り崩し、子育て支援事業の必要経費の財源として充当する。

（積立金の内訳）

イ 寄附金（ふるさと納税を通じた寄附金と企業等からの一般寄附金）

ロ 運用利子

なお、ふるさと納税の企画業務や企業への寄附金の呼びかけ対応及び基金積立金の資金運用は他所管課によって行われており、子育て基金積立金事業にかかるこども育成総務課の役割は、主として経理業務を担い、その他寄附者への感謝状の作成、感謝状の贈呈式の準備等の事務手続を実施するのみである。

（4）事業の形態

市の単独事業として全額寄附金や基金の運用利子を財源に実施している。

2. 指標、実績

（1）成果指標の推移（3か年）

当該事業は、子育て基金積立金の積立・充当状況を年度予算額と決算額により把握する事務管理事業であるため、成果指標は設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-6-36-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
積立金 (ふるさと納税) (単位:千円)	12,163	15,968	145,626
積立金 (一般寄附) (単位:千円)	11,522	1,480	6,900
積立金 (利子) (単位:千円)	8	2	1

出典: 所管課提出資料

令和3年度の積立金 (ふるさと納税) が大幅に増加している。これは、横須賀市が企画したふるさと納税返礼品の中でも在宅ワーク用の椅子の需要が大きかった影響である。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-6-36-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	17,872	14,874	14,555
決算額 (千円)	23,694	17,451	152,527

出典: 所管課提出資料

事業費の推移は、図表 5-6-36-1 にて説明のとおり、令和3年度のふるさと納税額が多額に積み立てられた影響であり、当初予算額と決算額には 137,972 千円の差異が生じている。令和元年度・2年度の前算額と決算額に大幅な差異はない。

なお、積立金は積立年度の翌年度に全額充当されており、「放課後・児童クラブ助成事業」「子育て支援ヘルパー派遣事業」等の結婚・子育て世帯を対象とする子育て・教育環境の充実に資する事業に充当されている (各年度の決算額に記載された金額はその時点の積立金残高を示している。)。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-6-36-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節	金額(千円)	主な内容
積立金	152,527	ふるさと納税、一般寄附、利子収入 (金額は図表 5-6-36-1 参照)
合計	152,527	

出典：所管課提出資料

図表 5-6-36-1 にて説明のとおり、歳出の主な内訳は各種積立金であり、主にふるさと納税によって占められている。歳入によって識別された寄附金を歳出として積み立てている。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-6-36-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
寄附金等	152,527
合計	152,527

出典：所管課提出資料

図表 5-6-36-1 にて説明のとおり、ふるさと納税を中心とした各種寄附金が歳入計上されている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No37 施設管理経費

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

該当なし。

(2) 事業目的

はぐくみかんにおける事務事業の執行に当たり、施設の管理運営を円滑かつ適正に行うため、施設の管理、整備等の業務を行う。

(3) 事業内容

はぐくみかんは、子どもに関する総合的、一体的な取り組みを進めていくための拠点として、子育て支援の総合相談窓口、療育相談センター、児童相談所を持つ、子どもに関する総合支援体制の中核機能を担う施設であり、当該施設の保全・事務管理は横須賀市が主体となっている。

施設管理経費事業は次のとおり、保全活動を実際に行う外部業者への委託業務・諸経費の決済・はぐくみかんを利用する他団体への経費請求業務を行っている。

イ 施設の修繕、水道光熱費及び電話代の支払い

ロ 清掃・警備・保守管理・樹木管理・案内業務・産廃処理・建築物保全に関する業務委託業者の手配

ハ コピー機のリース料金の支払い

(4) 事業の形態

全額横須賀市の単独財源によって運営管理しているが、はぐくみかんの内、1階・2階の半分及び4階は社会福祉法人「青い鳥」が運営する横須賀市療育相談センターが使用しているため、水道光熱費等の経費は療育相談センターへ請求し、歳入として計上している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

当該事業は、はぐくみかん施設の管理、整備を年度予算額と決算額により管理する事業であるため、成果指標は設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

成果指標同様に、各種利用件数・支給件数等を管理している事業ではないため設定していない。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-6-37-1 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	75,408	98,976	88,091
決算額 (千円)	75,485	92,259	76,144

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおり、令和3年度(2021年度)は結果として大規模な修繕が行われなかったため当初予算額と決算額には11,947千円の差異が生じている。令和元年度(2019年度)・令和2年度(2020年度)の予算額と決算額に大幅な差異はない。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-6-37-2 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
需用費	23,039	光熱水費(水道・電気・ガス)、修繕
役務費	4,181	通信運搬費
委託料	44,985	清掃・警備・保守管理・樹木管理・案内業務・産廃処理・建築物保全
使用料及び賃借料	3,872	下水道使用料、コピー機
備品購入費	45	庁用器具費
負担金、補助及び交付金	25	負担金
合計	76,144	

出典：所管課提出資料

清掃・警備を含むはぐくみかんの保全業務の大半は、入札により決定した外部事業会社が担っており、歳出決算額の主要な支出金額は当該外部事業会社への業務委託料で占められている。この点、外部事業会社の選定及び委託料は契約更新の都度見直しを実施しており、入札には複数事業者が参加しているため、競争性は働いている状況にある。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-6-37-3 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
雑収入	8,936
合計	8,936

出典：所管課提出資料

「事業の概要」に記載のとおり、はぐくみかん施設の内、一部分は横須賀市療育相談センターが使用しているため、横須賀市療育相談センターから水道光熱費等の使用料が歳入として入金される。

4. 監査の結果及び意見

【結果9】 フロン排出抑制法の未遵守

(現状)

はぐくみかん内で使用している業務用エアコンは、フロン排出抑制法(平成27年(2015年)4月1日より施行)の対象となる「フロン類が使用されている業務用のエアコン」に該当するにもかかわらず、所管課はフロン外出抑制法の要求事項を認識・遵守していない状況にある。

(課題)

包括外部監査人は、令和4年(2022年)9月9日にはぐくみかんへ往査し、上述したフロン排出抑制法の要求事項を遵守しているかにつき、所管課であるこども家庭支援課(令和4年度(2022年度)にこども育成総務課から移管)へ確認依頼を行った。

当該確認依頼を契機にこども家庭支援課内で法令遵守の検討を実施した結果、フロン外出抑制法の要求事項である専門業者による定期点検が行われていない事が判明した。専門業者による定期点検は3年に1度の点検が必要とされているが現在に至るまで未実施の状況である。

なお、フロン排出抑制法は令和2年(2020年)に改正が行われており、点検記録の保管義務においても明確化されている。このような重要な法令が制定・改正があったにもかかわらず所管課はそれを認識しておらず、法令の制定・改正にかかる影響の検討を行っていなかった点に問題がある。

(結果)

イ フロン排出抑制法の要求事項を理解・遵守するよう対応すべきである。

図表 5-6-37-4 法律上必要な点検及び記録保管義務（業務用エアコン）

項目	内容
簡易点検	全ての第一種特定製品に対し、3か月に1回以上の簡易点検を実施
定期点検	一定の第一種特定製品について、専門知識を有する者による定期点検の実施
記録保管	適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の記録・保存（機器を設置してから廃棄した後も3年間保存）

出典：環境省・経済産業省「フロン排出抑制法（管理者が取り組む内容）」
（令和2年（2020年））

- ロ 重要な法令の制定・改正が生じた場合の情報収集ルートを明確にし、また法令の制定・改正にかかる影響の検討を実施し、その検討結果を文書化すべきである。

【意見 44】 業務用エアコンの故障に伴う対応

（現状）

児童相談所の一時保護施設において、令和4年（2022年）7月末に天井埋め込み型の業務用エアコンが故障したものの、修理・入替を行っていない。

（課題）

夏場における空調機器の故障は、児童の命と健康に関わるため、直ちにエアコンの修理・入替が必要である。児童相談課は、応急措置としてサーキュレーターを設置し、廊下からの空気循環を行うことで暑さ対策を講じたが、一時保護施設の位置付けを踏まえると児童のプライバシー保護の観点から、対応としては不十分である。

この点、当エアコンは設置後15年経過し、エアコンメーカーが所有する修理用部品の保有期間を超過していることから修理ができなかったこと、埋め込み型の業務用エアコン入替には高額なコストがかかる等の要因から、適時に必要な対応を行うことができなかった状況にある。

なお、横須賀市公共施設保全計画上、空調設備は観察型予防保全の対象となるが、本件は事後保全対応として進められている点も課題の1つである。

図表 5-6-37-5 保全のパターン

対応パターン	対処方法	対象部位
時間管理型予防保全	劣化・機能停止等により建物全体に重大な被害が発生するため、予防保全的な観点から耐用年数等を考慮して、改修等を行うことを原則とする。	外壁・屋上・屋根・受変電設備・昇降機
観察型予防保全	耐用年数を考慮するとともに、劣化が進行・拡大し深刻な状況になる以前に、点検により把握したその兆候に応じて、適切な改修等を実施する。	熱源設備 空調設備（※）
事後保全	明確な劣化・機能停止等を発見次第、適宜、改修・更新等を実施する。	内装等

※空調設備については小規模なものは除く

出典：横須賀市公共施設保全計画

(意見)

イ 適時・適切な事後保全の実施

児童相談所の一時保護施設は、虐待等で心と体に深い傷を負った子どもたちにとって、心身ともに安全で安心できる緊急避難場所であり、運営者は安全かつ安心できる施設に整備する責任を負っている。

従って、エアコンの故障後即座に事後保全としてのエアコン修理・入替が望まれる。また、応急措置としての事後保全は、工事不要なスポットクーラーや簡易エアコン等を設置するなどして児童のプライバシーに配慮して実施する事が望まれる。

ロ 保守計画の策定

令和3年度（2021年度）の包括外部監査結果報告書の「意見7」において、公共施設保全計画の対象施設に対する「事後保全から予防保全への転換」の必要性が意見されている。一時保護施設のエアコンは、公共施設保全計画の対象施設とはなっていないものの、「横須賀市 FM 戦略プラン」を遵守し、観察型予防保全を実行するために保守対象となる設備毎に保守計画を作成する事が望まれる。

なお、図表 5-6-37-5 の観察型予防保全の行に記載の「・・・、点検により把握したその兆候・・・」のとおり、観察型予防保全を行う際には、設備の劣化の兆候を把握する事が重要である。そこで、専門業者による業務用エアコンの定期点検を保守計画に含める事が望まれる。

ハ エアコンメーカーとの保守契約締結

一般的に、業務用エアコンは、メーカー毎に修理用部品の保有期間が設定されており、製造中止後一定期間を経過すると、修理用部品の調達ができず修理対応が困難になるリスクが存在する。

この点、故障したエアコンの修理用部品にかかるメーカー保有期間は、製造中止後 10 年間と設定されており、故障時点の令和 4 年（2022 年）7 月末において保有期間は超過していたため、メーカーへの修理依頼を行うことができない状況であった。

このような状況を踏まえると、業務用エアコンなどのインフラに係る機器等に関しては、例えば、エアコンメーカーと保守契約締結時に、予めエアコン部品の保有期間を延長する交渉を行うなどして、不測の事態に対応できるようにしておく事が望まれる。

No38 旧逸見保育園園舎管理事業費

No39 旧逸見保育園園舎管理事業費（継続事業）

1. 事業の概要

（1） 根拠法令・要綱等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、児童福祉施設の設備運営に関する基準、民法

（2） 事業目的

令和3年（2021年）4月1日に民営化した旧逸見保育園の管理事業費。事業者が園舎等を有償貸与するにあたり、事業者が良好な保育環境を維持できるよう保育所等の改修・修繕を実施する。

（3） 事業内容

旧逸見保育園の施設改修及び修繕、耐震補強・長寿命化工事の設計を行う。

なお、No39の継続事業は、年度を跨いだ支出が見込まれる場合にのみ当該事業に集計している。

（4） 事業の形態

旧逸見保育園を民営化するにあたり、賃貸物件の改修費を国庫補助金等により補助する。（補助率は、国1/2、横須賀市1/4、残りは事業者負担）

また、市の単独事業として旧逸見保育園の修繕及び耐震補強・長寿命化工事を実施する。

2. 指標、実績

（1） 成果指標の推移（3か年）

当該事業目的は、民営化した旧逸見保育園につき、民間事業者が良好な保育環境を維持できるよう適時に効果的な改修・修繕を実施することである。

当該事業の賃貸物件の改修費は、国の「保育対策総合支援事業費補助金」の対象になり、当該補助金が適切に事業に充当されているか等の効果測定は、年度予算額と決算額により把握可能であるため、当事業の成果指標は別途設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-6-38-1 利用件数、支給件数など実績の推移 (No38)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設改修補助 (単位: 件)	—	—	1
修繕 (単位: 件)	—	—	9
耐震補強・長寿命化工事設計 (単位: 件)	—	—	1

出典: 所管課提出資料

令和3年(2021年)4月の民営化に向け事業を組成しているため、令和2年以前の実績は存在しない。令和3年(2021年)では、施設改修のほか、修繕や耐震補強など事業目的に即した実績を残している。

図表 5-6-39-1 利用件数、支給件数など実績の推移 (No39)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
耐震補強・長寿命化工事設計 (単位: 件)	—	—	1

出典: 所管課提出資料

継続事業に関しては、令和4年(2022年)3月末に工事契約を締結し、年度を跨いだ同年5月から工事開始している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

No38、39 で分けて記載する。

図表 5-6-38-2 事業費の推移 (3 か年) (No38)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	—	—	35,563
決算額 (千円)	—	—	35,402

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおりであり、予算額と決算額に大幅な差異は生じていない。

図表 5-6-39-2 事業費の推移 (3 か年) (No39)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	—	—	34,382
決算額 (千円)	—	—	- (翌年度へ繰越)

出典：所管課提出資料

令和4年(2022年)3月末に締結した工事契約に関する支出は、当年度の支出はなく全額繰越したため、決算額はゼロとなっている。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

No38、39 で分けて記載する。

図表 5-6-38-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳 (No38)

節	金額 (千円)	主な内容
需用費	3,222	修繕料
委託料	7,546	耐震補強その他設計業務委託
負担金、補助及び交付金	24,000	保育対策総合支援事業費補助金
償還金、利子及び割引料	634	保育所の財産処分に係る国庫返還金、 県返還金
合計	35,402	

出典：所管課提出資料

当事業の保育対策総合支援事業費補助金 24,000 千円は、国負担分 16,000 千円及び横須賀市負担分 8,000 千円の合計金額である。その他の歳出決算額は、横須賀市の単独財源から支出されている。

図表 5-6-39-3 令和3年度（2021年度）歳出決算の主な内訳（No39）

節	金額（千円）	主な内容
該当なし	—	
合計	—	

出典：所管課提出資料

- (3) 令和3年度（2021年度）歳入決算の主な特定財源
No38、39 で分けて記載する。

図表 5-6-38-4 令和3年度（2021年度）歳入決算の主な特定財源（No38）

名称	金額（千円）
保育対策総合支援事業費補助金	16,000
合計	16,000

出典：所管課提出資料

当該国庫補助金を特定財源として、旧逸見保育園賃貸物件の改修費に充当している。

図表 5-6-39-4 令和3年度（2021年度）歳入決算の主な特定財源（No39）

名称	金額（千円）
該当なし	—
合計	—

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見 45】 補助金交付申請の事前確認

(現状)

旧逸見保育園の補助金交付申請に当たり、令和3年度(2021年度)の「保育対策総合支援事業費補助金」交付要綱に従い、「老朽化対応の場合 32,000,000円/1施設当たり」の交付申請を行い適切に支給されたが、後日「新設又は定員拡大の場合 利用定員60名以上 60,000,000円/1施設当たり」の適用要件を満たしており、より大きな補助金枠での交付申請が可能な状況にあった事が判明した。結果として、本来民間事業者が受領可能な補助金額が過少になっていた。

なお、旧逸見保育園の改修費用実績は33,000,000円であり、32,000,000円(国：16,000,000円・横須賀市：8,000,000円を補助)の補助金上限額を超過しているが、横須賀市と民間事業者との取り決めにより、当該差額の1,000,000円は民間事業者が費用負担している。

(課題)

補助金申請時における国・県・民間事業者との適時適切なコミュニケーションを一層図る必要がある。

(意見)

当事案は以下のような状況にあった事から、必ずしも横須賀市側のコミュニケーションに問題があったわけでないと考え。

- イ 横須賀市は、補助金交付申請の過程で上述した「新設又は定員拡大の場合 利用定員60名以上 60,000,000円/1施設当たり」の適用検討を行う必要があると考え、令和2年度中に国や神奈川県(以下、国等という。)に対して相談を行った。しかし、当事案が「老朽化対応の場合」又は「新設又は定員拡大の場合」のいずれに該当するかについて国・県間の見解に相違があり、交付申請期限までに明確な回答を受領できなかった。
- ロ 補助金申請対象の選択及び必要経費が補助金を超過した場合の負担関係に関する取り決めは、民間事業者との協議の上適切に行っていた。

しかし、民間事業者が本来補助金で補うことのできるはずであった費用を実額負担しているため、補助金交付申請期限までに回答を入手できるよう国等に働きかけるなどして、補助金区分の確定に必要な情報収集を図る事が望ましい状況にあった。

今後、横須賀市では公立保育園の民営化を計画しており、本件同様に補助金申請を行う事が想定される。その場合には、補助金適用要件判断の情報収集及びコミュニケーションを計画的に行い、事前準備を入念に行う事が望まれる。

No40 こども育成部管理経費

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

該当なし

(2) 事業目的

こども育成総務課にて生じた各種経費・費用の管理を通じて、限られた経営資源を効果的・効率的に活用できるよう支援する役割を担っている。

(3) 事業内容

こども育成総務課にかかる次の経費の管理を行っている。

- イ 課内会計年度任用職員給料等
- ロ 出張等旅費（都市民生連絡協議会等）
- ハ 部長等交際費（社会福祉協議会新年賀詞交換会等）
- ニ 事務費（プリンタートナー等消耗品費等）
- ホ 歳入超過還付金

(4) 事業の形態

全額横須賀市の単独財源によって運営管理している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

当該事業は、こども育成総務課の各種経費について年度予算額と決算額により把握する事務管理事業であるため、成果指標は設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

成果指標同様に、各種利用件数・支給件数等を管理している事業ではないため設定していない。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-6-40-1 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	1,918	4,305	4,557
決算額 (千円)	27,065	84,679	122,963

出典：所管課提出資料

令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)で当初予算額よりも決算額が大きく上回っている。これは、国庫補助金の返還金を、補助金受領の翌年度に補正予算を組んで支出しているためである。返還金は、補助対象の事業費の予算から支出するのが原則だが、子ども・子育て支援交付金等の国庫補助金は補助要綱が細かく、還付金を事業毎に紐づけるのが技術的に難しいため、この事業で一括して補正予算を組んで支出しているとのことである。

なお、令和2年度と令和3年度の補助金返還額が増えたのは、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る事業費について、各保育園等における必要経費がどの程度かかるか見込めない中で、当時は緊急対応が求められたため補助金の上限額で申請しており、結果的に補助金の未執行が多くなったためとのことである。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-6-40-2 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額(千円)	主な内容
給与費	3,898	会計年度任用職員
旅費	20	こども育成部長及びこども育成総務課職員の旅費
交際費	18	市子ども会指導者協議会新年懇親会会費
需用費	244	定期購読新聞代、プリンタートナー、共用品、事務用品購入費
償還金、利子及び割引料	118,783	歳入超過還付金 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度子ども・子育て支援交付金 63,430千円 ・令和2年度子ども・子育て支援体制整備補助金 285千円 ・令和2年度保育対策総合支援事業費補助金 34,921千円 ・令和元年度保育対策総合支援事業費補助金 20,147千円
合計	122,963	

出典：所管課提出資料

図表 5-6-40-1 にて説明のとおり、歳出の主な内訳は歳入超過還付金であり、令和2年度に申請した各種補助金の概算計上額と実際支出金額の差額が計上されている。その他の支出については、予算額と決算額に大幅な差異はない。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

該当なし

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No41 公立保育園の運営管理

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

保育園条例（昭和26年12月20日 条例第69号）

(2) 事業目的

市立保育園施設の維持管理を適切に行い、保護者が安心して市立保育園に子どもを預け入れることのできる環境を整える。これは、女性の社会進出等により増大する保育ニーズに対応し、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。

(3) 事業内容

公立保育園の運営管理事業は、令和3年度より「保育課」「こども育成総務課」で分担している。「こども育成総務課」は、市立保育園の給食材料費や水道光熱費、警備会社への委託料等の固定費支出に関する管理業務を担う。

(4) 事業の形態

国及び県の補助事業には該当せず、横須賀市の財源及び保育園保護者から集金した給食費によって実施している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

当該事業は、市立保育園施設の維持管理経費を年度予算額と決算額により管理するものであるため、成果指標は設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-6-41-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給食提供食数 (単位：食)	202,721	184,584	178,707

出典：所管課提出資料

新型コロナウイルスの拡大に伴う保育園登園自粛の影響により、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）の給食提供食数は減少している。また、令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）にかけては逸見保育園の民営化に伴い、市立保育園数が減少した影響により給食提供食数は減少している。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-6-41-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	—	—	109,261
決算額 (千円)	—	—	104,101

出典：所管課提出資料

事業費の推移は上表のとおり、予算額と決算額に大幅な差異はない。なお、令和2年度(2020年)以前は、公立保育園の運営管理事業を「保育課」で一元管理していたため、当該事業の事業費としての発生はない。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-6-41-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
委託料	7,422	機械警備委託料他
需用費	89,877	賄材料費、光熱水費、修繕料他
使用料及び賃借料	4,909	機械器具借上料、下水道使用料
役務費	1,895	通信運搬費
合計	104,101	

出典：所管課提出資料

当事業の令和3年度(2021年度)歳出決算額の内、給食材料費の占める割合が最も大きい。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-6-41-4 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額 (千円)
使用料及び手数料	30,957
諸収入	48,077
合計	79,034

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

【意見 46】 給食材料業者の比較検討

(現状)

横須賀市の公立保育園は、園内で調理しているが、献立は全ての保育園で同一である。保護者が負担する給食費の金額も保育園間で差はない。同一の献立であれば、単位当たりの給食材料費は概ね同水準になるものと考えられる。そこで、監査要点の1つである経済性又は有効性を検討するため、市立保育所における給食材料のうち精肉の調達状況について、令和3年(2021年)4月給食分の請求書を各保育園別に比較したところ、保育園間の精肉納入単価差異が最大45%生じていた。

最高値業者と契約する保育園と最安値業者と契約する保育園の精肉調達金額を計算すると、単価差異の影響が年間約35万円となる。

図表 5-6-41-5 保育園別精肉納入単価

(単位：円/kg)

種類	A 保育園	B 保育園	C 保育園	D 保育園
豚肉	1,600	1,900	1,100	2,000
豚ひき肉	1,600	1,900	1,100	2,000
鶏もも	1,600	1,300	1,350	1,500
ベーコン	2,500	2,200	2,200	2,500
鶏ささみ	1,600	-	1,500	1,650
焼き豚	3,500	3,800	3,500	-
ハム	2,500	2,800	2,400	3,100

出典：所管課提出資料「請求書」(令和3年(2021年)4月)
当該資料を基に包括外部監査人が作成している。

(課題)

横須賀市における各保育園の給食材料納入業者の選定は、食材調達の即時性や柔軟性の観点から、各保育園において地元商店からの調達を優先しており、入札契約方式や競争見積による随意契約制度を採用しておらず、調達コスト削減という経済性の観点から検討が行われていない。(精肉のみならず、青果・水産物・冷凍食品についても同様である。)

また、定期的に納入業者見直しの検討が行われていないため、納入業者が固定化しており、業者間の競争性が十分に働いていない。

(意見)

各保育園が所在する地域の活性化や給食材料を効果的・効率的に調達するため地元商店からの調達を優先するという意思決定は、一定の合理性があると考えられる。

一方、業者間の競争性が働くように他の業者との比較を明確にした上で、定期的に業者見直しの検討を行う事で、各保育園の給食材料費の適正化を図ることが望ましい。これは、市立保育園施設の維持管理の財源確保に寄与することに繋がる。

Ⅶ こども健康課（令和4年度民生局健康部地域健康課）

No42 こんにちは赤ちゃん事業

1. 事業の概要

（1） 根拠法令・要綱等

子ども・子育て支援法第4章第59条の7
児童福祉法第6条3第4項

（2） 事業目的

妊娠初期（母子手帳申請時）から生後4か月までの乳児及びその保護者に対し、早期から家庭訪問・電話相談・面接相談等を実施し、タイムリーに支援ができる体制を整えることにより、保護者が安心して前向きに育児に取り組める環境づくりを行うとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応を図る。

（3） 事業内容

以下の内容を実施している。

1. 生後4か月までの乳児及びその保護者の全戸訪問の実施
2. 住民基本台帳と連動したデータベースシステムによる親子支援のための情報管理
3. 資質向上のための研修会 母子学術研修会の開催
4. 周産期看護連絡会の開催
5. 横須賀市助産師会補助金
6. 出産お祝いカードの作成

（4） 事業の形態

子ども・子育て支援交付金（国・県・横須賀市 各1/3負担）によって実施している。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3 年)

図表 5-7-42-1 成果指標の推移

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
こんにちは赤ちゃん訪問養育環境把握率 (単位：%)	目標	100	100	100
	実績	100	100	100

出典：所管課提出資料

当成果指標は、横須賀市内に住民票のある生後4か月までの乳児及びその保護者の家庭訪問を通じて、乳児の養育環境を把握することにある。直近3か年では全戸の訪問等を行い、養育環境の把握ができています。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 年)

図表 5-7-42-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭訪問等による乳児養育環境把握人数 (単位：人)	2,162	2,037	1,814

出典：所管課提出資料

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 年)

図表 5-7-42-3 事業費の推移 (3 年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	17,072	17,314	14,138
決算額 (千円)	15,869	12,997	13,712

出典：所管課提出資料

令和2年度(2020年度)以外は予算額と決算額に大幅な差異はなく推移している。令和2年度は会計年度任用職員の人数減により、予算額と決算額との乖離が生じた。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-7-42-4 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額(千円)	主な内容
給与費	12,833	訪問に従事する会計年度任用職員
報償費	30	
旅費	289	
需用費	417	
役務費	89	
備品購入費	5	
負担金、補助及び交付金	50	
合計	13,712	

出典：所管課提出資料

当事業の令和3年度(2021年度)の主な内訳は、こんにちは赤ちゃん訪問に従事する、看護師や助産師の会計年度任用職員に対する報酬である。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-7-42-5 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
子ども・子育て支援交付金	7,962
合計	7,962

出典：所管課提出資料

「事業の概要」に記載のとおり、国庫・県からの補助を受けている。

4. 監査の結果及び意見

【結果10】 会計年度任用職員の超過勤務代の未払

(現状)

当事業では、助産師や看護師の資格を保有する会計年度任用職員が従事している。令和3年度においては、5人の会計年度任用職員がおり、これらの職員の勤務時間は、9:00～15:45である。当該職員の令和4年3月出勤簿を閲覧したところ、5人中4人の職員について、15分以上の勤務時間外の勤怠が月1日以上認められた。ただし、明確な残業指示は実施していないことから、残業代の支払は行われていない。なお、令和4年(2022年)2月以前は、出勤時間、退勤時間の把握はしていなかった。

(課題)

雇用契約上、会計年度任用職員は勤務時間内のみの業務従事のみを想定しており、残業は想定していない。一方で、年度末など業務量から勤務時間内に業務が完了せず、会計年度任用職員の判断で残業により業務対応する状況にある。「横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年4月1日)」第10条において「任命権者は、公務のために特に必要があると認めたときは、会計年度任用職員に対して正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は休日等に勤務することを命ずることができる。」とあるが、今回は明確な命令はなく、残業代の支払いは行っていない。

(結果)

会計年度任用職員が雇用契約で定められた勤務時間内の業務従事とできるよう、業務量の調整等を行うべきである。また、やむなく残業が生じる場合は、明確な残業指示を出し、残業代の支払いを行うべきである。

【意見 47】 会計年度任用職員の給与水準の見直し

(現状)

助産師や看護師の資格を保有する会計年度任用職員は、経験年数に基づく給与表によって給与が決まっている。令和3年度に在籍している職員の報酬額について時給換算した場合1,312～1,625円のレンジ内の基本給となっている。

(課題)

令和3年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によると、看護師として短時間勤務をしている者の1時間当たり所定内給与額は、1,773円である。横須賀市のこんにちは赤ちゃん事業に従事する看護師の業務内容は、医療に従事する看護師とは違いがあるため、給与水準を単純比較することはできないが、看護師という資格のみに着目すれば、横須賀市の給与水準はやや低い傾向にある。こんにちは赤ちゃん訪問事業に必要な会計年度任用職員の募集に関して、応募が芳しくない状況にあると伺っているが、給与水準の低さも一因と考えられる。

(意見)

必要に応じて社会情勢に合わせ給与水準の見直しを行うことにより、事業に必要な人員・質が確保できる体制を整備するのが望ましい。

【意見 48】 横須賀市助産師会への補助金金額の根拠

(現状)

横須賀市助産師会へ毎年50,000円の支出が行われている。これは、助産師会が研修を開催したり、地域で母子のための活動を行っているため、補助金を支出しているものである。

(課題)

歳出金額の補助金50,000円には、長年一律の金額で支出しており、根拠とする活動指標や登録している助産師の数によって定まるものではない。当該補助金の金額の妥当性について検討がなされていない。

(意見)

補助金の交付に係る要綱に準拠し、補助金の金額の妥当性について検討することが望ましい。また、補助金を受け取る横須賀市助産師会の財政状態や、具体的な活動内容を把握し、補助対象として適切か検討を行うことが望ましい。

No43 妊娠・出産包括支援事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

こども・子育て支援法 次世代育成対策推進法 母子保健法
少子化社会対策基本法 横須賀市産後ケア事業実施要綱
特定妊婦と疑われる者に対する支援の実施に関する要綱

(2) 事業目的

家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない者で、育児支援が必要と考えられる母子及びその家族を対象に切れ目のない支援を行うことで、育児不安を解消し、安心してこどもを産み育てやすい体制の整備を図る。

(3) 事業内容

イ 利用者支援事業（母子保健型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談の「入口」となる母子保健コーディネーター（保健師等）を1名配置し、ワンストップサービスを展開する。相談先に迷い、悩みを抱え込む妊産婦等が、気軽に相談できる環境を整える。また産後ケア事業利用調整や周産期における各種サービスの情報提供、さらには地域を管轄する健康福祉センター、及びその他の関係機関と連携しながら、ニーズに合わせた支援を実施する。

ロ 産後ケア事業

産後4か月までの産婦とその乳児を対象に、医療機関等を退院した後、助産院等で母子の心身のケアや育児サポート等を実施する。

ハ 産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業（令和2年度からの繰越明許予算）

感染対策のための消耗品や備品を配布する。

ニ 多胎児支援事業

育児負担の大きい多胎児の孤立防止や虐待予防のため、親同士の交流会の開催や地域での子育て支援者を増やすための研修会を開催する。

ホ 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査（令和2年度からの繰越明許予算）

市内医療機関での新型コロナウイルス検査の実施や市外で検査を受けた費用の助成施設育成費（施設管理に要する経費）

(4) 事業の形態

- イ 国 2/3、県 1/6、横須賀市 1/6 の補助事業。
- ロ 国 1/2、横須賀市 1/2 の補助事業。
- ハ 国 1/2、横須賀市 1/2 の補助事業。
- ニ 国 1/2、横須賀市 1/2 の補助事業。
- ホ 国 1/2、横須賀市 1/2 の補助事業。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移 (3 か年)

図表 5-7-43-1 成果指標の推移

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
乳児虐待死亡件数 (単位: 件)	目標	0	0	0
	実績	0	0	0

出典: 所管課提出資料

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移 (3 か年)

図表 5-7-43-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
産後ケア事業利用延回数	212 回	317 回	413 回
ツイنز交流会・全体会の回数	9 回	2 回	6 回
分娩前PCR検査実施数	—	7 件	21 件

出典: 所管課提出資料

産後ケア事業の利用者数は、訪問型の産後ケアを令和2年(2020年)の途中から開始したことにより増加した。一方で、ツイنز交流会・全体会の回数は令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス拡大により開催回数が減少した。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-7-43-3 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	8,112	7,329	7,699
決算額 (千円)	3,785	7,180	15,686

出典：所管課提出資料

令和3年度(2021年度)は、上記の当初予算額に追加して、令和2年度からの繰越明許予算4,900千円が算入され、予算額12,599千円で事業遂行されている。「利用件数、支給件数など実績の推移事業費の推移」に記載の通り、令和2年度(2020年度)の途中から訪問型の産後ケアを開始したことにより、予算額・決算額ともに増加した。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-7-43-4 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節	金額 (千円)	主な内容
報酬	54	
報償費	30	
旅費	2	
需用費	661	感染拡大防止対策のための消耗品費など
役務費	50	
委託料	6,682	産後ケア事業の委託料
使用料及び賃借料	11	
備品購入費	752	産後ケア事業委託事業所における感染拡大防止の対策のための備品
扶助費	292	
償還金、利子及び割引料	7,155	母子保健衛生費補助の返還金
合計	15,686	

出典：所管課提出資料

母子保健衛生費補助は概算払いであるため、令和2年度の返還金が最も大きい歳出となっている。次に、産後ケア事業を委託している助産院や助産師への委託料が占めている。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-7-43-5 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

名称	金額(千円)
子ども子育て支援交付金(国)	2,756
子ども子育て支援交付金(県)	845
母子保健衛生費補助(国)	6,264
合計	9,865

出典：所管課提出資料

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No44 特定不妊治療費助成事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

少子化社会対策基本法

(2) 事業目的

次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる不妊治療に要する費用の一部（体外受精、顕微授精に限る）を助成する。

(3) 事業内容

1回の不妊治療につき30万円を上限に助成する。

ただし、凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等は10万円を上限に助成する。

(4) 事業の形態

国の不妊に悩む方への特定治療支援事業であり、負担割合国1/2、横須賀市1/2によって実施している。

横須賀市独自の要素はない。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3か年）

図表 5-7-44-1 成果指標の推移

指標名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計特殊出生率	目標	1.42	1.42	1.42
	実績	1.22	1.18	⁻²³

出典：所管課提出資料

合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に産む子どもの数である。全国的に出生率が低下する中、平成30年の全国の合計特殊出生率1.42を目標として設定している。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3か年）

図表 5-7-44-2 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特定不妊治療費助成件数	255件	253件	452件

出典：所管課提出資料

²³ 2022年10月14日時点で公表されていない。

令和3年（2021年）1月以降の治療終了分より、所得制限の撤廃、通算助成制限回数の制限廃止などの助成要件が緩和された結果、令和3年度（2021年度）特定不妊治療費助成件数は令和2年度（2020年度）の約1.7倍に増加した。また、令和4年度（2022年度）から特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、経過措置による助成を除き、本事業は終了となった。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移（3か年）

図表 5-7-44-3 事業費の推移（3か年）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額（千円）	60,156	60,156	80
決算額（千円）	53,460	56,628	111,602

出典：所管課提出資料

令和3年度（2021年度）は、上記の当初予算額に追加して、繰越明許予算123,000千円が算入され、予算額123,080千円で事業遂行されている。予算額と決算額の乖離は助成件数の見込み・実績の乖離によるものである。

(2) 令和3年度（2021年度）歳出決算の主な内訳

図表 5-7-44-4 令和3年度（2021年度）歳出決算の主な内訳

節	金額（千円）	主な内容
扶助費	102,573	特定不妊治療費助成金（452件）
需用費	2	コピー用紙
役務費	41	決定通知書等の通信運搬費
償還金、利子及び割引料	8,986	令和2年度母子保健衛生費国庫補助金の還付金
合計	111,602	

出典：所管課提出資料

歳出決算の内訳は、助成金そのもの及び過年度の補助金の国庫還付金が大半を占めている。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-7-44-5 令和3年度歳入決算の主な内訳

名称	金額(千円)
子育て支援対策臨時特例交付金	51,308
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	51,286
新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金	1
合計	102,595

出典：所管課提出資料

令和3年度(2021年度)には、新型コロナウイルスによって産み控えが発生していることに対応するため、各地方自治体に使用用途を委ねられている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当している。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

No45 健康福祉センター運営管理事業

1. 事業の概要

(1) 根拠法令・要綱等

地域保健法第 18 条第 1 項

(2) 事業目的

地域の子育て支援拠点である市内 4 か所の健康福祉センター（中央、北、南、西）の運営管理を行うことを目的とする。

(3) 事業内容

健康福祉センターでは以下の事項を行っている。

- ・子育てに関する相談（面接、電話、メール等）
- ・支援を要する家庭への訪問指導
- ・各種申請の受付
- ・乳幼児健診、健康教育等への従事

(4) 事業の形態

管理経費を主体としている事業のため、原則として全額横須賀市の単独財源によって実施している。令和 2,3 年度(2020, 2021 年度)においては、システム改修に一部国庫補助を受けている。

2. 指標、実績

(1) 成果指標の推移（3 か年）

当該事業目的は、横須賀市内の健康福祉センターの運営管理を行うことにある。当事業による効果を測ることが難しいため、当事業の成果指標は設定していない。

(2) 利用件数、支給件数など実績の推移（3 か年）

図表 5-7-45-1 利用件数、支給件数など実績の推移

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
所内相談、訪問指導	延 28,269 人	延 28,220 人	延 30,811 人

出典：所管課提出資料

健康福祉センター数は過去 3 年間増減がなく、所内相談、訪問指導利用数も大幅な増減はない。

3. 予算、決算

(1) 事業費の推移 (3 か年)

図表 5-7-45-2 事業費の推移 (3 か年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額 (千円)	24,562	29,812	30,252
決算額 (千円)	21,785	65,567	28,454

出典：所管課提出資料

令和2年度(2020年度)は、上記の当初予算額に追加して、繰越明許予算37,752千円が算入され、予算額67,564千円で事業遂行されている。結果として、事業費の推移は上表のとおり、予算額と決算額に大幅な差異はない。令和2年度(2020年度)はシステム改修を実施したため、予算額・決算額ともに他の年度と比較して規模が大きくなっている。

(2) 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

図表 5-7-45-3 令和3年度(2021年度)歳出決算の主な内訳

節名称等	金額 (千円)	主な内容
給与費	11,320	会計年度任用職員
報償費	30	
旅費	420	
需用費	2,499	新聞購読代、コピー機トナー等
役務費	2,274	電話代等
委託料	6,104	システム保守4,462千円、業務委託1,642千円
使用料及び賃借料	4,778	システム機器のリース等
備品購入費	1,010	
負担金、補助及び交付金	6	
公課費	17	
合計	28,454	

出典：所管課提出資料

当事業の令和3年度(2021年度)歳出決算額は、主に人件費や子どもの健診記録に関する「健康カルテ」というシステムに関する費用である。

(3) 令和3年度(2021年度)歳入決算の主な特定財源

図表 5-7-45-4 令和3年度歳入決算の主な内訳

名称	金額(千円)	主な内容
国庫補助金	169	マイナンバー情報連携体制整備事業
雑入	29	公用車修繕料に対する支払金
合計	198	

出典：所管課提出資料

「事業の概要」に記載のとおり、原則全額横須賀市の単独財源によって実施しているものの、一部国庫からの補助を受けている。

4. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべきものはない。

以上